

第6次宇土市総合計画 前期基本計画

輝くふるさと

宇土の未来図

— 復興から発展へ 未来へ 輝くふるさと 宇土 —

第6次宇土市総合計画 前期基本計画 輝くふるさと 宇土の未来図 — 復興から発展へ 未来へ 輝くふるさと 宇土 —



第6次宇土市総合計画 前期基本計画
“輝くふるさと” 宇土の未来図
— 復興から発展へ 未来へ “輝くふるさと” 宇土 —

発行：2019年4月

編集：宇土市企画部企画課
宇土市浦田町51 TEL 0964-22-1111

<http://www.city.uto.kumamoto.jp/>

「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」を目指して



本市は、戦後復興期から高度経済成長の過渡期にあった昭和33年10月に、県下で11番目の市として誕生し、昨年10月1日に60周年を迎えました。これまで、昭和35年の新市建設10か年計画に始まり、昭和45年の最初の総合計画以降、5次にわたり総合計画を策定し様々な施策に取り組んできました。

そのような中、平成28年4月14日及び4月16日に発生した熊本地震では、震度5強、6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れに襲われ、甚大な被害が発生しました。この震災からの早期復旧・復興を実現させるために、被災者に寄り添い、震災前の状態を取り戻すための復旧と震災からの創造的復興に集中的に取り組んでいます。

また、一方で国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生に向けて大きく動き出したことにより、地域の特性を活かした独自の取組を行うことが可能となりました。

少子高齢社会の到来、地球規模での環境問題の顕在化、経済社会のグローバル化や高度情報化の一層の進展、大規模災害への対応等、地方自治体を取り巻く経済・社会情勢も大きく変化しています。

そこで、時代の変化とともに多様化する市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、市民及び事業者、行政が協働でまちづくりに取り組むため、「市民・企業にとって分かりやすい計画」「自主・自立のまちづくりを目指す計画」「市民参画による計画」「重点施策を明確にし、効果的で実効性のある計画」を策定方針とし、「震災からの早期の創造的復興」と将来も宇土市に住みたいと思われるような「未来につながるまちづくり」を実現するために第6次宇土市総合計画を策定しました。

策定にあたっては、市内7地区でのまちづくり座談会や市民・企業・市外住民・高校生へのアンケート調査、eモニター等を実施し、多くの皆様方の想いを含めた計画となっています。

今後は、宇土市を震災前の状態に戻すべく復旧に向けて全力を挙げて取り組み、さらに創造的復興を果たすため誰もが「宇土に住み続けたい」「宇土に住んでみたい」「宇土に戻りたい」と思えるような将来像「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」を目指したいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、数多くの皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

2019年4月
宇土市長 元松 茂樹

市章



宇土市の花・木・鳥



市の花 アジサイ

平成7年3月
市民に募集して制定



市の木 キンモクセイ

昭和53年10月
市制20周年を記念して
市民に募集して制定



市の鳥 メジロ

平成7年3月
市民に募集して制定

宇土市民憲章

- (1) わたくしたち宇土市民は 清潔な美しい町をつくりましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 教養と公德心を高めましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 健康で明るい町をつくりましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 感謝の心で社会につくしましょう
- (1) わたくしたち宇土市民は 仕事にはげみ豊かな町をつくりましょう

(昭和53年9月27日 議決)

目次

第1部 序論

第1章	総合計画策定にあたって	4
第2章	総合計画の仕組み	6
第3章	社会情勢の変化と宇土市の現状	9
第4章	アンケート調査からみた市民のまちづくりに対する意識	17
第5章	第6次宇土市総合計画に向けたまちづくりの課題	21

第2部 基本構想 ～“輝くふるさと”宇土の未来図～

第1章	未来の宇土市への市民の想い（基本理念）	27
第2章	目指すまちの姿（将来像）	28
第3章	“輝くふるさと”の土地づくり（土地利用構想）	30
第4章	“輝くふるさと”づくりの柱（施策の大綱）	32
第5章	計画の推進に向けて	34
第6章	重点戦略～みんなでつくる住み良い“輝くふるさと”[UTO]プロジェクト～	35

第3部 基本計画

第1章	“輝く”未来 ～震災からの復興～【震災復興】	40
第2章	“輝く”人 ～学びのふるさとづくり～【教育・文化】	48
第3章	“輝く”絆 ～安心のふるさとづくり～【保健・福祉・医療】	66
第4章	“輝く”産業 ～活力のふるさとづくり～【産業・経済】	76
第5章	“輝く”まち ～安全のふるさとづくり～【生活環境・都市基盤】	88
第6章	計画の推進【住民協働・行財政運営】	104
第7章	7地区のまちづくり計画	116

資料編		131
-----	--	-----

第1部

序論

第1章 総合計画策定にあたって

第2章 総合計画の仕組み

第3章 社会情勢の変化と宇土市の現状

第4章 アンケート調査からみた市民のまちづくりに対する意識

第5章 第6次宇土市総合計画に向けたまちづくりの課題

1 総合計画策定の趣旨

総合計画をめぐる動き

総合計画とは、市町村の市政運営の最上位計画として、目指す将来像を描き、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画になります。平成23年5月に地方自治法が改正され、市町村への総合計画の基本構想策定の義務付けが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われ、総合計画の構成について、市町村の自主性・自立性を高め、創意工夫を期待する観点から見直されました。

本市においては、総合計画は、市の最上位計画としてまちづくりを進めていく上で重要であるとの認識から、引き続き策定することとしています。

第6次宇土市総合計画の趣旨

本市は、平成23年度から「第5次宇土市総合計画」に基づく各種施策を展開し、まちの目指す将来像を「みんなでつくろう 元気な宇土市！」と掲げ、目標を実現するため計画的なまちづくりを実施してきました。この「第5次宇土市総合計画」は、平成30年度をもって終了することから、2019年度を初年度とする「第6次宇土市総合計画」を策定し、総合的、計画的なまちづくりの指針とするものです。



宇土の礎を築いた名君
小西行長



宇土市のマスコットキャラクター
うとん行長ちゃん

2 宇土市の地域特性

宇土市の位置・地勢

本市は、熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めています。市域は東西20.4km、南北7.9kmと東西方向に長く、総面積は74.3km²です。北は熊本市、南は宇城市に隣接しています。

九州を南北に縦貫する国道3号、宇土半島を東西に延びる国道57号及びJR三角線の分岐点にあたり、県内における交通の要衝となっています。鉄道網はJR宇土駅から博多駅まで約50分、新大阪駅までは約3時間での移動が可能となっています。

中心市街地はJR宇土駅の西南側一帯に広がっており、JR宇土駅東側周辺は大規模な商業施設が集積しています。熊本市中心部から車で南へ約20分、九州自動車道松橋インターから北西へ約10分の距離です。

また、本市は、多種多様な海の生き物と広大な干潟という特徴を持つ有明海に面し、緑川下流部に平野と宇土半島に連なる山々に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。なかでも、日本の名水百選に選ばれた「轟水源」や、同じく日本の渚百選及び日本の夕日百選に選ばれた「御輿来海岸」は、本市のシンボルになっており、優れた自然と宇土城跡や宇土の雨乞い大太鼓に代表される歴史的な文化遺産が数多く点在しています。



宇土市の歴史

本市は、中世より交通の要衝地であり、近世には小西行長公の城下町となり、以降明治にかけて県内の商工業の拠点として栄えてきました。

昭和29年4月1日、宇土郡内の宇土町、花園村、轟村、緑川村、網津村の5町村が合併して新宇土町が発足。同年10月1日には飽託郡走潟村と宇土郡不知火村伊無田を編入合併、昭和31年4月1日には下益城郡富合村三拾町地区の編入合併があり、昭和33年10月1日に網田村を編入合併し市制を施行、現在に至っています。

1 総合計画とは

総合計画は、将来の宇土市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた市の最上位計画です。また、本計画は今後8年間のまちづくりの方向を示す市政運営の基本指針となる計画であるとともに、市民と事業者、行政が基本理念やまちの将来像を共有し、協働してまちづくりを進めるための指針として策定するものです。

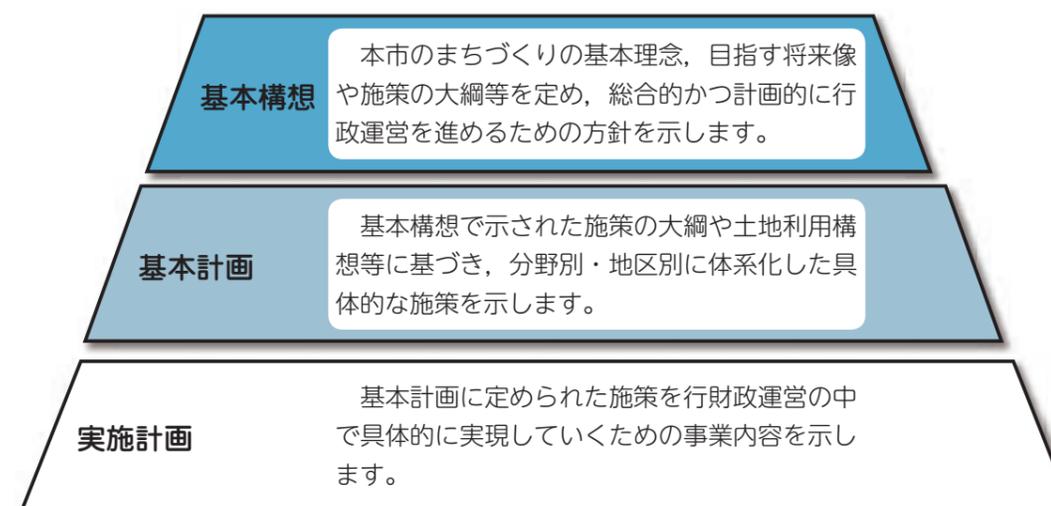
第6次宇土市総合計画は、宇土市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、地域の自主性・独自性に合わせた実効性の高い計画を目指し、次の目的・役割を重視した計画とします。

第6次宇土市総合計画の目的・役割

- **宇土市の目指すまちづくりの将来目標と目標達成に向けた施策の方向を示す計画**
宇土市の未来への長期的な展望のもと、将来像とそれを実現するためのまちづくりの基本目標、重点戦略を明らかにするとともに、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を示す計画とします。
- **将来目標に向けて、市民と事業者、行政がともに取り組む協働の指針となる計画**
宇土市のこれからの発展は、市民と事業者、行政がともに自らの意思でまちをつくる視点に立ち、協働によるまちづくりを進めることが重要であり、将来の進むべき方向と目標に向けて、多様な主体の参加を得るために、まちづくりの共通目標や行動指針を示す計画とします。
- **国や県、熊本連携中枢都市圏などと連携し、自立した行政経営を推進する計画**
国や県、熊本連携中枢都市圏などとの政策・事業の調整や連携を図り、財政の健全化と併せて自立した行政経営を推し進める計画とします。

2 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、以下の内容とします。



3 計画の期間

第6次宇土市総合計画の計画期間は、2019年度を初年度とし、2026年度を目標年次とする8年間とします。基本計画については、前期基本計画4年間（2019～2022年度）、後期基本計画4年間（2023～2026年度）に分かれ、今回の計画では、前期基本計画を策定しています。

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
基本構想（8年間）							
前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			
実施計画（3年間の計画をローリング方式で毎年度見直し）							

4 第6次宇土市総合計画と宇土市震災復興計画(第1期)の関係

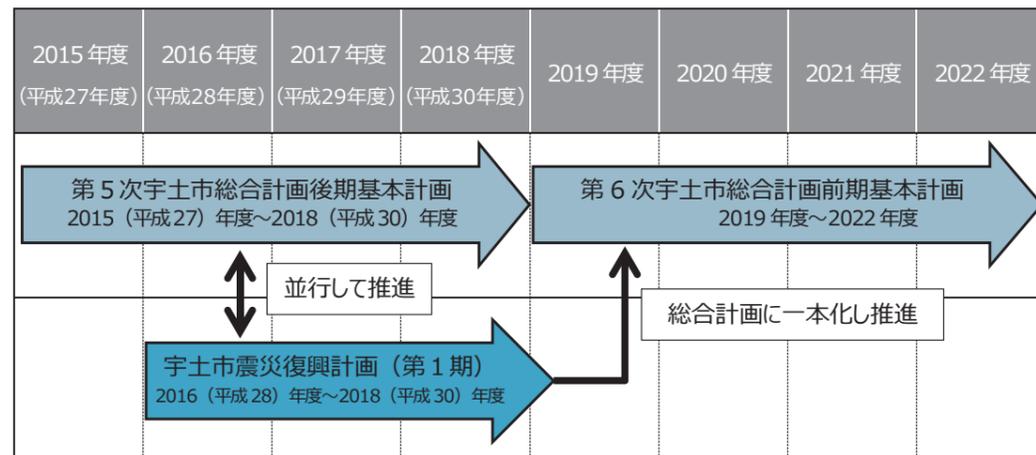
■ 第6次宇土市総合計画と宇土市震災復興計画(第1期)の関係

本市では、市内の多くの地域で甚大な被害をもたらした熊本地震からの早期復旧・復興を実現するため、平成28年に「宇土市震災復興計画(第1期)(以下「復興計画」という。)」を策定し、市民、地域、企業、行政が総力を結集し一丸となって復旧・復興を推進してきました。復興計画は平成30年度に計画期間を終了しますが、震災復興の取組は継続していくことが必要であり、復興計画で示す基本理念に基づく今後の具体的な取組については、第6次宇土市総合計画が継承し、引き続き震災からの復旧・復興に向けて取り組むものとしします。

【宇土市震災復興計画(第1期)の基本理念】

基本理念

- (1) 元気な宇土市を取り戻すための、被災者に寄り添った迅速で効果的な復旧
- (2) みんな(市民、地域、企業、行政)の協働による、災害に強いまちづくり
- (3) 「これからも選ばれる」まちを目指した、未来につながる創造的な復興



1 人口減少・超高齢社会の進展

社会情勢の変化

平成27年の国勢調査では、我が国の総人口は1億2,709万5千人となり、大正9年の調査開始以来、初めての減少となりました。国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計によると、2060年の人口は9,284万人まで減少すると推計しています。また、2060年には0～14歳の年少人口が951万人(10.2%)、65歳以上の老年人口が3,540万人(38.1%)となり、ますます少子高齢化が進むものと推測されています。

このような人口の減少と少子高齢化の急激な進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されており、定住・移住施策、子育て支援などの推進による人口減少と少子化の抑制が必要となっています。

また、この課題に対し、政府一体となって各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できることを目指し、人口減少を克服し将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持するため、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

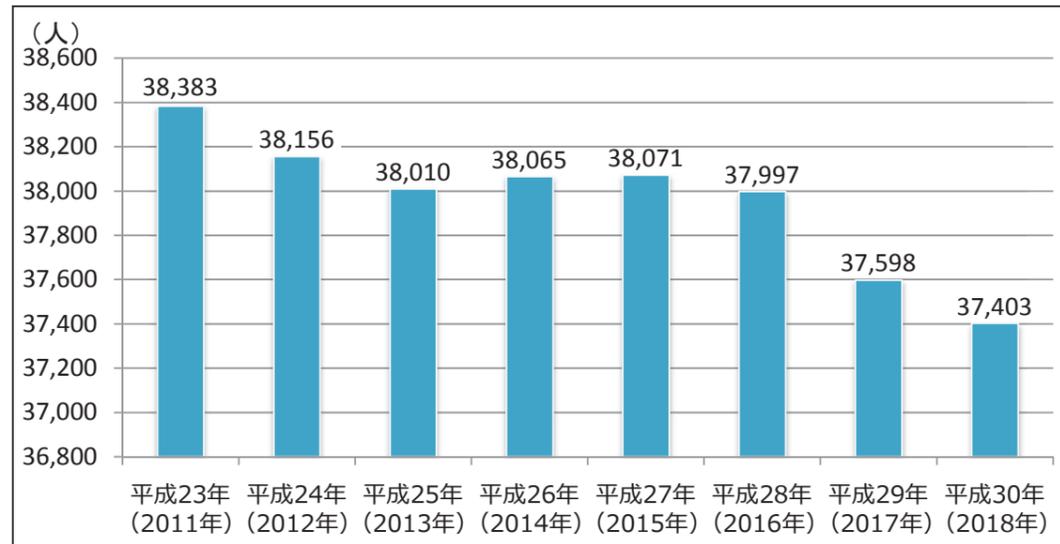
宇土市の現状

本市の人口は、平成30年の住民基本台帳では37,403人となり、年々減少傾向が続いています。平成30(2018)年の住民基本台帳での年齢階層別の割合は、0～14歳の年少人口が13.8%、15～64歳の生産年齢人口が57.7%、65歳以上の老年人口が28.5%となり、年少人口比率が低下する一方で高齢化率が上昇しており、少子高齢化が急激に進んでいます。

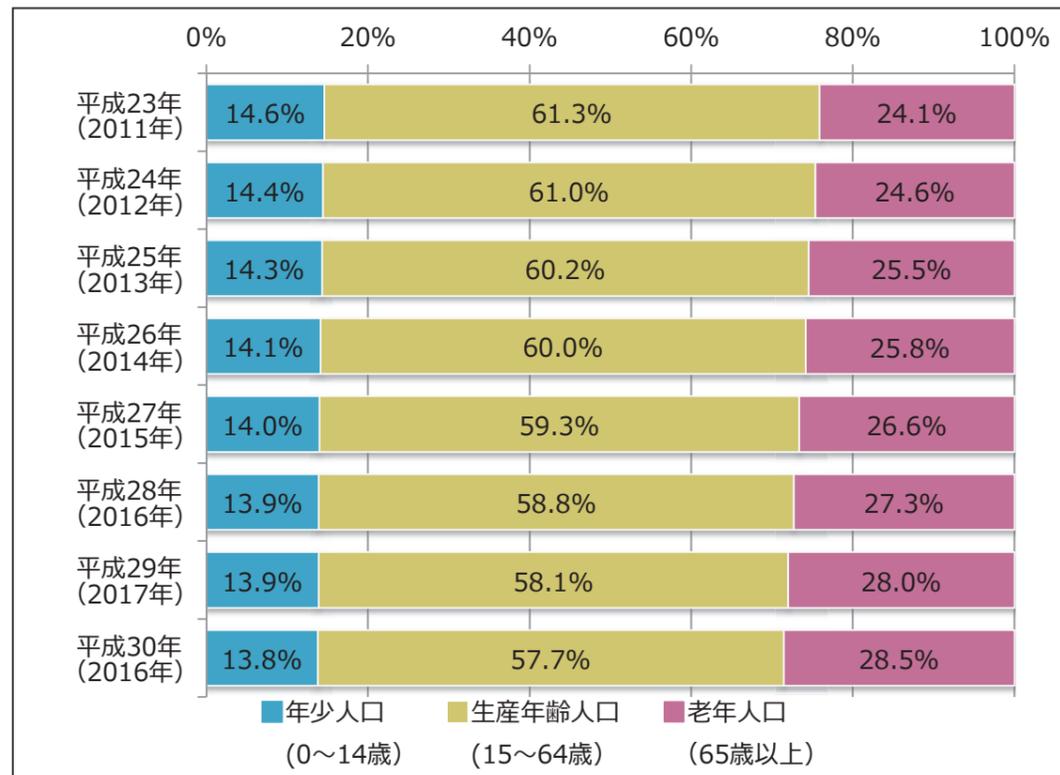
これらの人口の現状と将来の展望、今後の目標や施策の基本的方向などを取りまとめ、国・熊本県の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成27年10月に「宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

第3章 社会情勢の変化と宇土市の現状

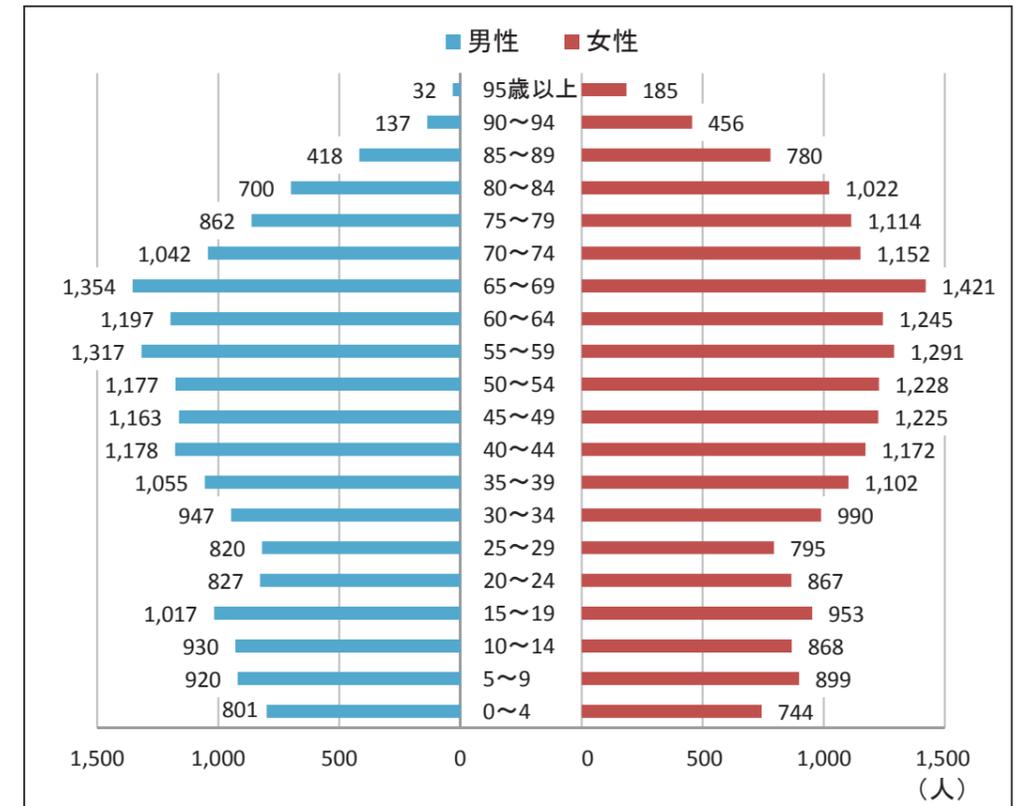
【宇土市の総人口の推移（出典：総務省・住民基本台帳調査）】



【宇土市の年齢3区分階層別人口比の推移（出典：総務省・住民基本台帳調査）】

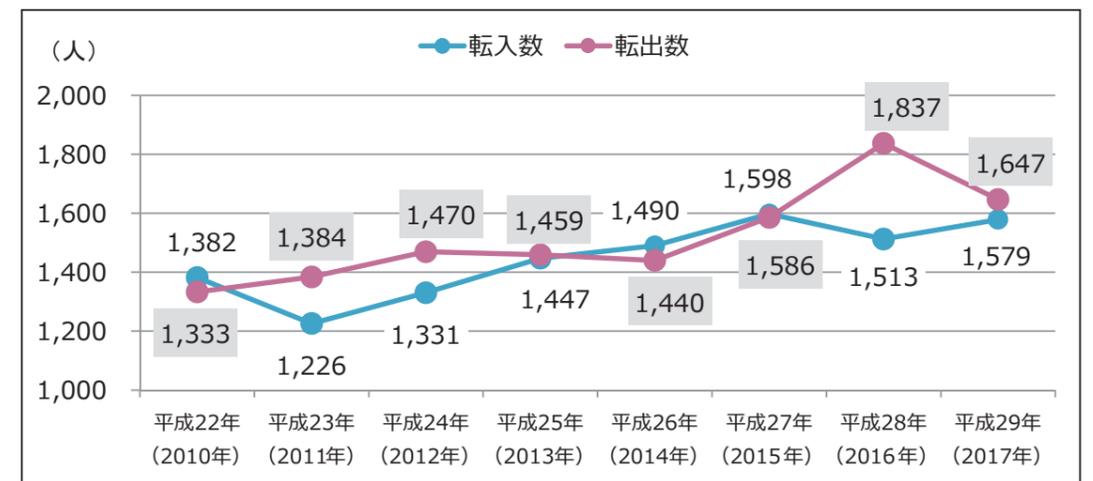


【宇土市の人口ピラミッド（平成30年1月1日現在）（総務省・住民基本台帳調査）】

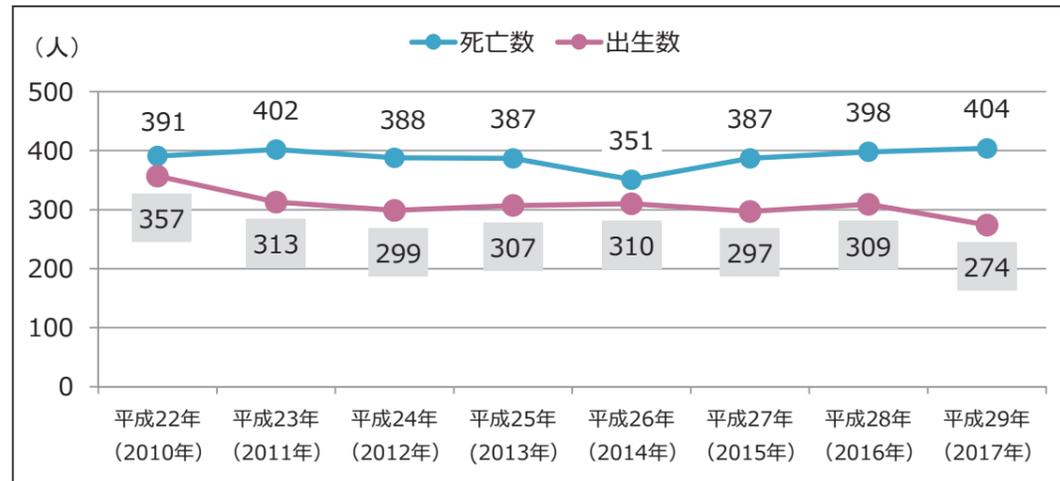


人口動態で見ると、社会動態（転入・転出）は、直近では転入数と転出数はほぼ同数となっていました。平成28年には熊本地震の影響があり転出数が大きく増えています。自然動態で見ると、毎年、死亡数が出生数を上回っており、自然減が続いています。

【宇土市の社会動態（転入・転出）の推移（出典：総務省・住民基本台帳調査）】

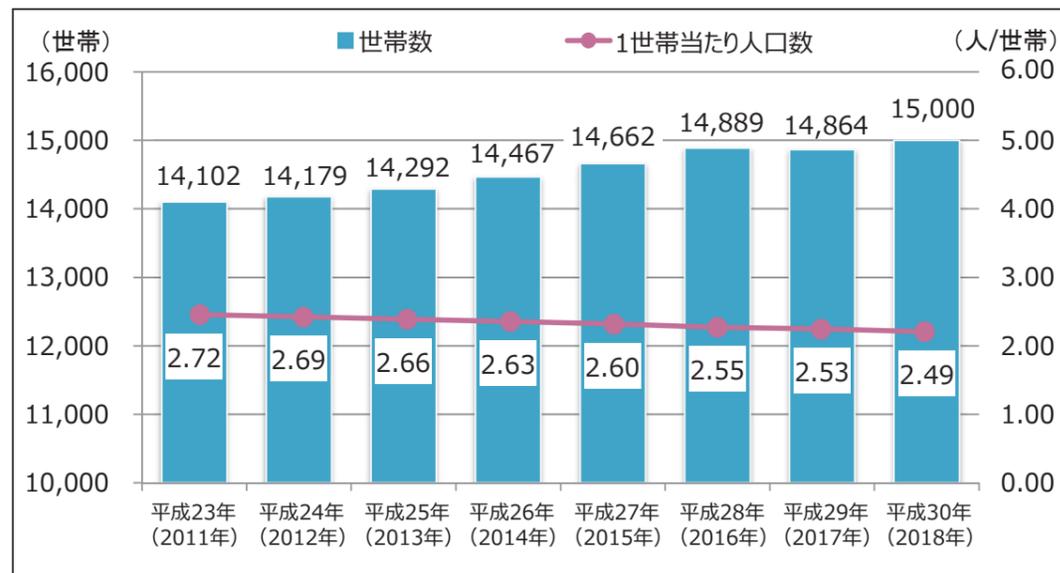


【宇土市の自然動態（出生・死亡）の推移（出典：総務省・住民基本台帳調査）】



本市の世帯数は、平成30年の住民基本台帳では15,000世帯と増加傾向が続いていますが、1世帯当たり人口数は2.49人と年々減少しており、単独世帯の増加や核家族化が進んでいます。

【宇土市の世帯数の推移（出典：総務省・住民基本台帳調査）】



2 地球環境問題の顕在化と大規模災害の増加

社会情勢の変化

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震などの大規模な地震災害、平成29年の九州北部豪雨や平成30年の西日本豪雨など大規模な豪雨災害による風水害・土砂災害の激甚化など、これまでの想定を超える自然災害が多発しています。このため、「自助・共助・公助」の重要性が改めて問われており、地域防災力の向上と合わせた防災体制の整備が求められています。

地球温暖化対策や再生可能エネルギーの利用推進など、世界的規模で環境問題への取組が進んでいます。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを根本から見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会への積極的な転換に向けて、市民と事業者、行政がそれぞれの立場での責任ある行動が求められています。

宇土市の現状

本市は、平成28年に発生した熊本地震により震度5強、6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れに襲われ、続いて襲った記録的な豪雨により、熊本地震で地盤が緩んでいたことも影響して、河川の決壊・氾濫、宅地への土砂の流入などが発生し、甚大な被害を受けました。

この熊本地震からの早期復旧・復興を目指し、平成28年度に「宇土市震災復興計画（第1期）」を策定し、災害に強いまちづくりに向け今後も復興から発展に向けた取組が求められています。

本市は、市域の約65%を山林・田畑が占め、豊かな自然・農村景観が市民の暮らしやすさの魅力となっています。このような市の魅力である自然環境を守り育てるため、市民と事業者、行政が協働して、様々な環境保全に対する取組を行っています。また、「宇土市環境基本計画」に基づき、リサイクル活動など環境負荷の少ないまちづくりに向け取組を進めています。

3 経済社会のグローバル化と働き方の変化

社会情勢の変化

世界的規模で人・モノ・情報が移動し、あらゆる産業が国際的なつながりを強める中、海外諸国との経済連携の強化が求められています。しかしながら、こうした産業経済活動のグローバル化によって、生産拠点の海外移転などによる産業の空洞化を招くなど、地域経済の持続的な発展が懸念されています。

一方、企業間連携や産官学の連携などにより、技術革新、生産効率の向上を図るとともに、知的財産の活用や新たな価値創造など、付加価値を重視した産業戦略が求められています。また、地域経済活性化の基軸として、交流人口の拡大による観光産業の振興が重視されており、国を挙げて観光立国に向けた取組が進められています。

また、少子高齢化と人口減少の進行により各産業における労働力不足の課題が顕在化しており、働き方改革による仕事と生活の調和や多様な個人の能力発揮による労働参加率向上、イノベーションの創出が図られることで、経済成長を加速していくことが期待されています。

宇土市の現状

本市の就業者を産業別内訳でみると、第1次産業の就業者数の減少が顕著になっており、第3次産業は年々微増しています。

農業・漁業については、従事者の高齢化・減少が進んでおり、今後の担い手の確保が課題となっています。

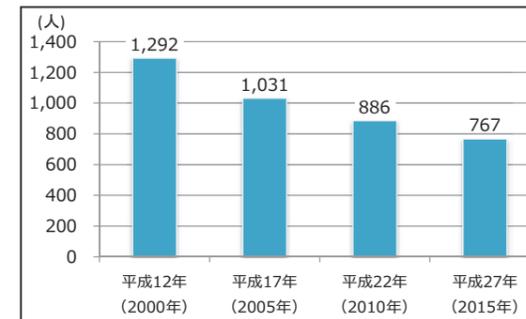
工業については、リーマンショックによる景気低迷以降、製造品出荷額などは増加してきましたが、熊本地震の影響で平成28年の事業所数は49と落ち込んでいます。

商業については、平成28年の年間商品販売額は約745億円となり、JR宇土駅東側への企業誘致活動を行った結果、周辺地域に大規模な商業施設が集積し増加しました。

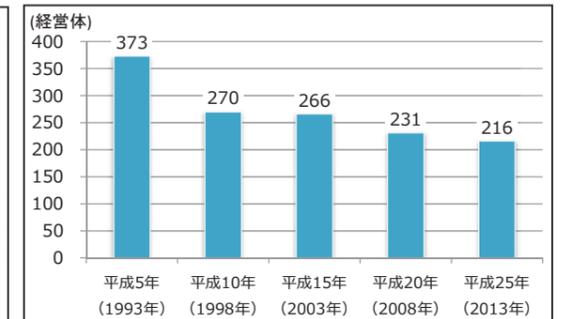
【宇土市の産業別就業者数の推移（出典：国勢調査）】



【宇土市の販売農業従事者数の推移（出典：農林業センサス）】



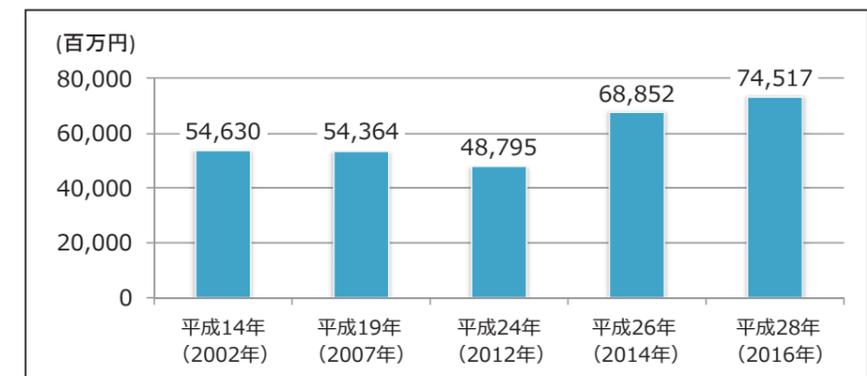
【宇土市の漁業経営体数の推移（出典：漁業センサス）】



【宇土市の製品出荷額などの推移（出典：工業統計調査）】



【宇土市の年間商品販売額の推移（出典：商業統計調査、経済センサス）】



4 ICT 技術の進展による高度情報化社会

社会情勢の変化

近年の目覚ましい情報通信技術の進展により、携帯電話やスマートフォンなどを活用した情報通信サービスが急速に普及し、いつでも必要な時に必要な情報を入手できる高度情報化社会が進んでいます。

また、自治体の経営資源が制約される中、自動化・省力化を図り効率的に事務を行う業務改革の手段として、AI や RPA などの新たな技術を導入する自治体が増えてきています。

一方で、サイバー犯罪や個人情報流出の防止、情報セキュリティ対策の強化、情報格差の是正、氾濫する情報への対応能力の向上などが求められています。

宇土市の現状

本市においても、高速情報通信の基盤整備により高度情報化が進み、様々な場所で情報を受発信できる環境が整いはじめ、情報通信サービスが、より豊かで便利に安心して生活できる社会の実現に役立っています。

今後も ICT 社会や新たな技術に対応した様々な分野での行政サービスの向上が求められています。

5 地方分権の推進と協働によるまちづくりの高まり

社会情勢の変化

地方分権の進展により、地方自治体は多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ適切に対応するため、効率的で効果的な行政組織や透明性の高い行政事務の確立など、市民にわかりやすい行政経営が求められています。

一方、福祉や環境、まちづくりなど、これまで行政が専門に行っていた分野において、NPO などによる活動が盛んになっています。また、PPP や PFI 手法の導入の推進により、公共施設の整備や運営に民間の資金や手法を活用する官民連携の動きも広がっています。今後は、公共分野を行政のみで行うのではなく、住民や NPO、企業との協働を通じて、個性ある地域づくりを進めていくことが必要となっています。

宇土市の現状

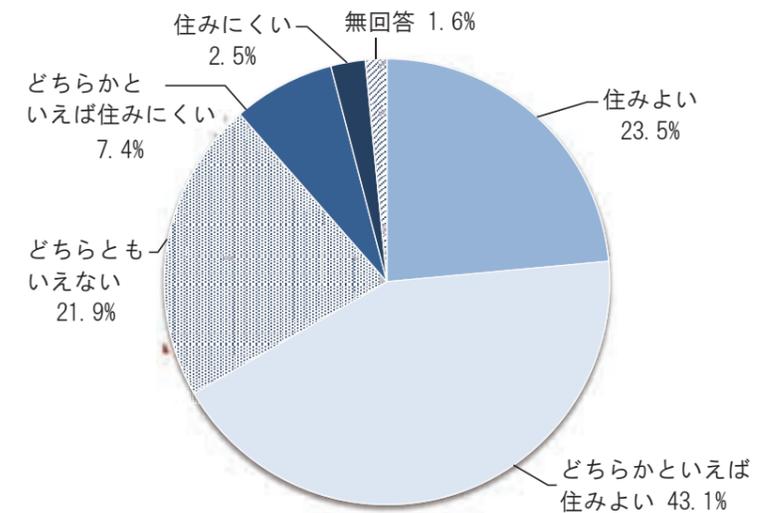
本市では、第5次宇土市総合計画において、「みんなで考える総合計画」の考え方のもと、幅広い市民の意見を取り入れた計画を策定し、市民総参加のまちづくりを進めてきました。また、第8次行財政改革大綱では、「行政だけでなく『みんな』がつながる改革」などを基本方針とし、元気な宇土市を創る「前向きな改革」を行っています。第6次宇土市総合計画においても、市民と事業者、行政がともに目指すまちの目標を共有し、協働によるまちづくりの実現を目指し取組を進めていくことが必要となっています。

第6次宇土市総合計画の策定にあたり、市に対する現状課題やニーズを把握するため、市民・企業・市外住民を対象としたアンケート調査を実施しました。以下は主な調査結果についてまとめています。(詳細については、資料編に記載しています。)

1 宇土市の住み心地

市民アンケート調査での宇土市の住み心地について66.6%が「住みよい」又は「どちらかといえば住みよい」と回答しています。一方、9.9%が「住みにくい」又は「どちらかといえば住みにくい」と回答しています。

【市民アンケート調査：宇土市の住み心地について】

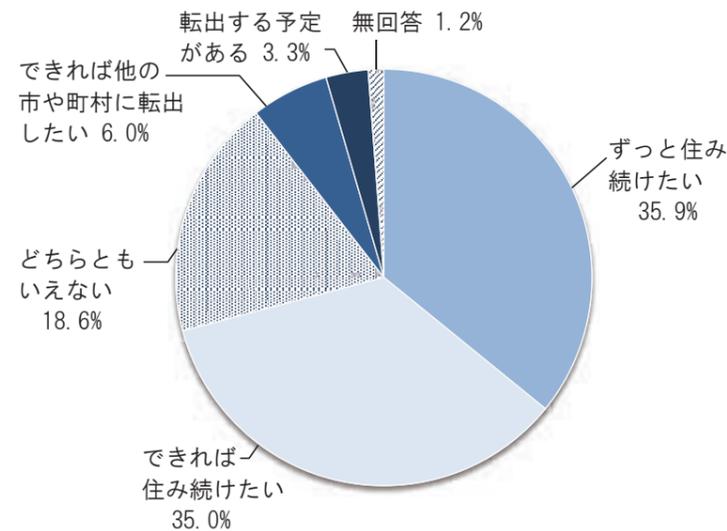


2 宇土市の定住意向

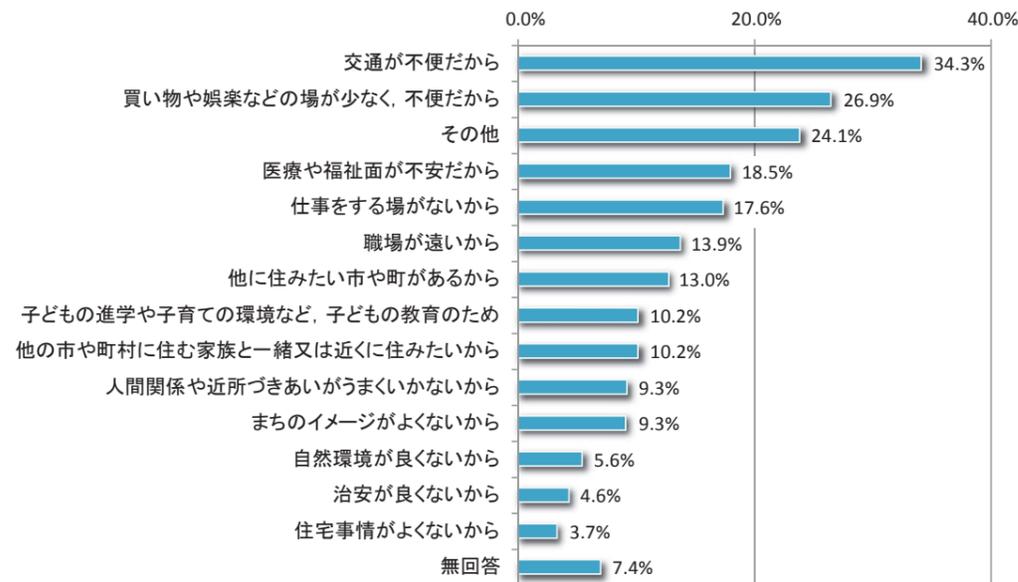
これからの宇土市への定住意向について70.9%が「ずっと住み続けたい」又は「できれば住み続けたい」と回答しています。一方、9.3%が「転出する予定がある」又は「できれば他の市や町村に転出したい」と回答しています。

「転出する予定がある」又は「できれば他の市や町村に転出したい」回答者の理由としては、「交通が不便だから」が34.3%と最も多く、次いで「買い物や娯楽などの場が少なく、不便だから」が26.9%となっています。

【市民アンケート調査：宇土市の住み心地について】



【市民アンケート調査：転出したい（する）理由について】

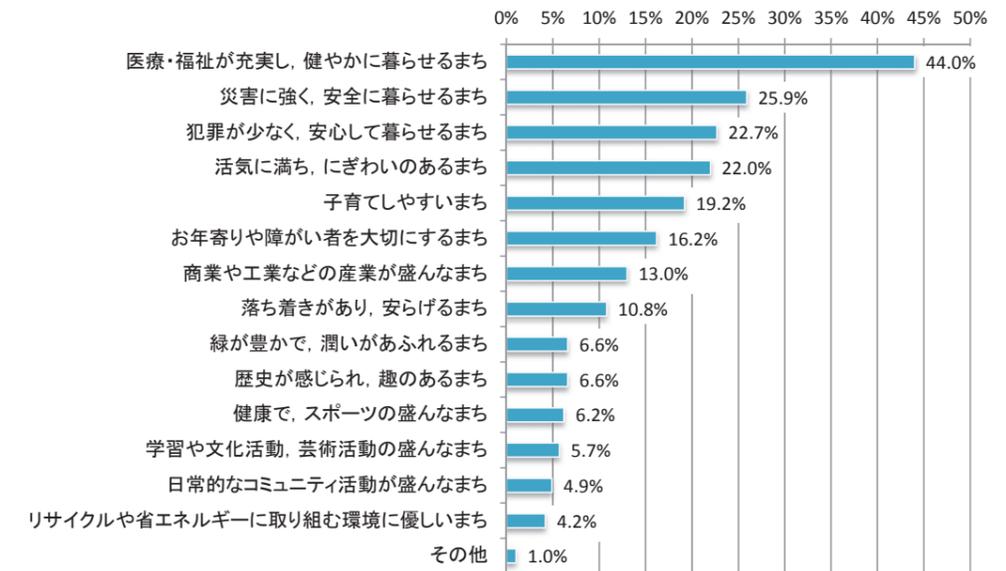


3 宇土市の将来像

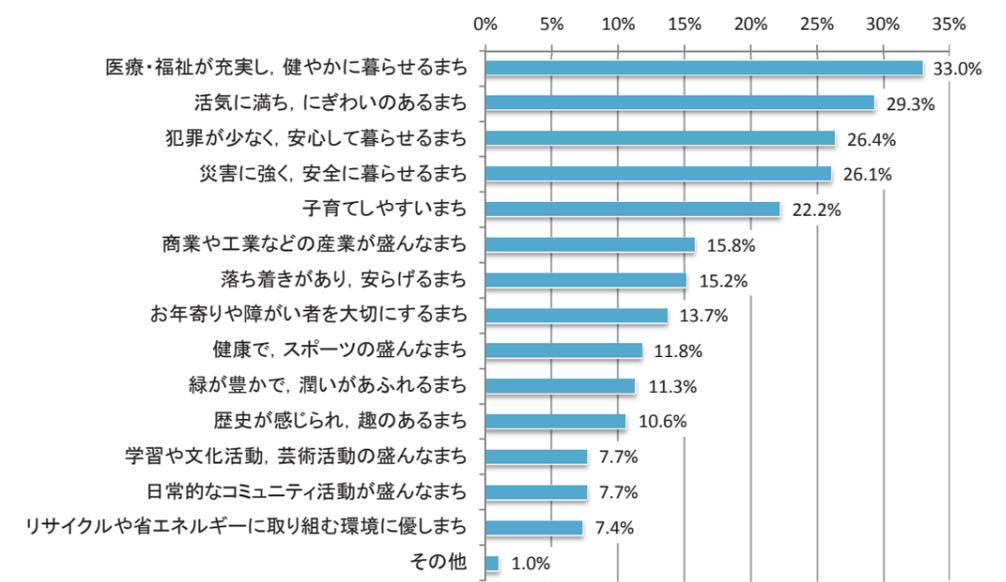
市民アンケート調査での宇土市が目指した方がよい将来像の問いでは、「医療・福祉が充実し、健やかに暮らせるまち」の回答が44.0%で最も多く、次いで、「災害に強く、安全に暮らせるまち」となっています。

高校生アンケート調査での宇土市が目指した方がよい将来像の問いでも、同様に「医療・福祉が充実し、健やかに暮らせるまち」が最も多くなっています。

【市民アンケート調査：宇土市の将来像について】



【高校生アンケート調査：宇土市の将来像について】



4 宇土市の施策への評価

市民アンケート調査での第5次宇土市総合計画（後期基本計画）の重点施策に対する満足度について、「満足」の回答が高い施策は、「市民参画の推進」「企業誘致の推進」「スポーツの推進」が上位となっています。一方、「不満」の回答が高い施策は、「道路・交通網の整備・充実」「市街地の整備」「住宅・住環境の整備・充実」が上位となっており、生活環境に関する施策への不満の声が高くなっています。

【市民アンケート調査：施策の満足度について】
 （「満足」の回答率の高い上位施策）

順位	施策	「満足」の回答率
1	市民参画の推進	14.2%
2	企業誘致の推進	8.7%
3	スポーツの推進	8.1%
4	子育て支援の充実	7.6%
5	災害に強いまちづくりの推進	7.5%
6	交通安全対策の推進	7.4%

（「不満」の回答率の高い上位施策）

順位	施策	「不満」の回答率
1	道路・交通網の整備・充実	23.2%
2	市街地の整備	18.2%
3	住宅・住環境の整備・充実	17.2%
4	災害に強いまちづくりの推進	15.3%
5	交通安全対策の推進	14.5%
6	商業の振興	13.5%

1 熊本地震からの早期復興と安全・安心なまちづくり

市内多くの地域で甚大な被害をもたらした平成28年の熊本地震からの早期復興は、これからのまちづくりにつなぐために第一に取り組むべき課題であり、大規模な震災や風水害が多発する中、この震災の教訓を活かし、これからの宇土市の発展を支える災害に強いまちづくりに取り組むことが求められます。

あわせて、災害に備えた社会基盤の整備と合わせ、市民と事業者、行政がともに防災に対する意識を高め、支え合いによる安全・安心なまちづくりに取り組むことが必要です。

2 暮らしの満足度の高い住み続けたいまちづくり

本市の人口は平成17年をピークに減少を続けており、今後も人口減少の傾向が続くことで、まちづくりの様々な分野における地域活力の減退が懸念されます。第6次宇土市総合計画では、まちづくりの基礎となる定住人口の増加を目指した人口減少の抑制と新たな転入者の増加に向けた取組が求められます。

市民アンケート調査では、約7割の市民がこれからも「住み続けたい」と回答していました。本市に住む市民が将来も住み続けたいと思えるよう、市民のニーズが高い「安全・安心」を中心とした暮らしの満足度を高める施策の推進が求められます。

熊本市に隣接する立地環境の優位性を活かし、市外からの新たな転入者を増やすために、新たな宅地開発のできる住宅地の整備が必要であり、現行の土地利用の規制などの課題を解決して、将来を見据えた有効な土地利用の推進が求められます。

3 地区の強みを活かしたまちの活力・魅力の創造

本市は、西部と東部で地理的条件や歴史文化や自然環境などの異なる地域特性をもち、地域の抱える課題も異なります。これからの宇土市の均衡ある発展を進めるためには、全市民的なまちづくりだけでなく、各地域の特性や強みを十分に活かし地域独自の発展を目指したまちづくりが必要となっています。

中心部においては、熊本市に隣接する交通の結節点であり、市外からの吸引力のある商業集積地をもつ強みを活かし、新たな移住を促進する快適で住み良い居住環境の整備が求められます。

一方、豊かな山林・農地・海岸などの自然景観を有する周辺部では、地域資源を活かした観光振興や特産品開発を進めることで、市内外へ地域の魅力を発信し、交流人口の拡大を図ることで新たな産業振興や市民活力の活性化につなげていくことが求められます。

4 市民と事業者、行政との協働による、持続可能な自立したまちづくり

様々な社会情勢の変化に伴い市民のニーズも多様化する中、今後のまちづくりにおいて、市民と事業者、行政、そして本市にかかわる様々な人がともにまちづくりのパートナーであるという意識を持ちながら、地域の課題・目標を共有し、協働によるまちづくりを進めることが必要となっています。

特に、高齢社会がさらに進展することで、身近な地域における市民同士の互助、共助による支え合い・助け合いの重要性は高まっており、地域内での日常的な交流活動を広げ、希薄化する地域コミュニティの絆を高める取組が必要となっています。

第6次宇土市総合計画では、第5次宇土市総合計画で培った協働のまちづくりを継承し、市民が地域活動に参加し活躍できる場や機会の拡大、まちづくりに資する人材の育成・定着を進めることで協働のまちづくりをさらに深化・発展させることが求められます。

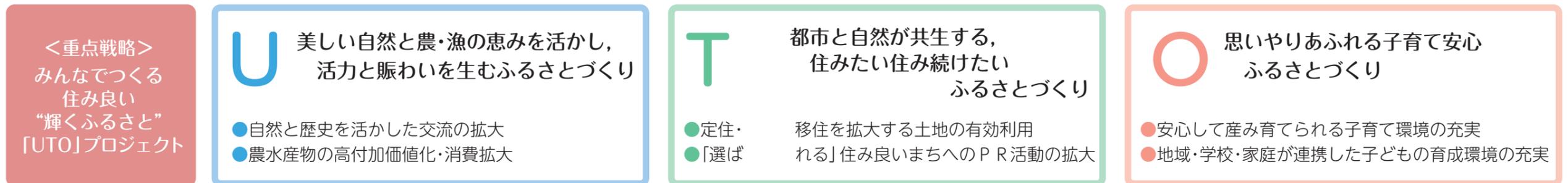
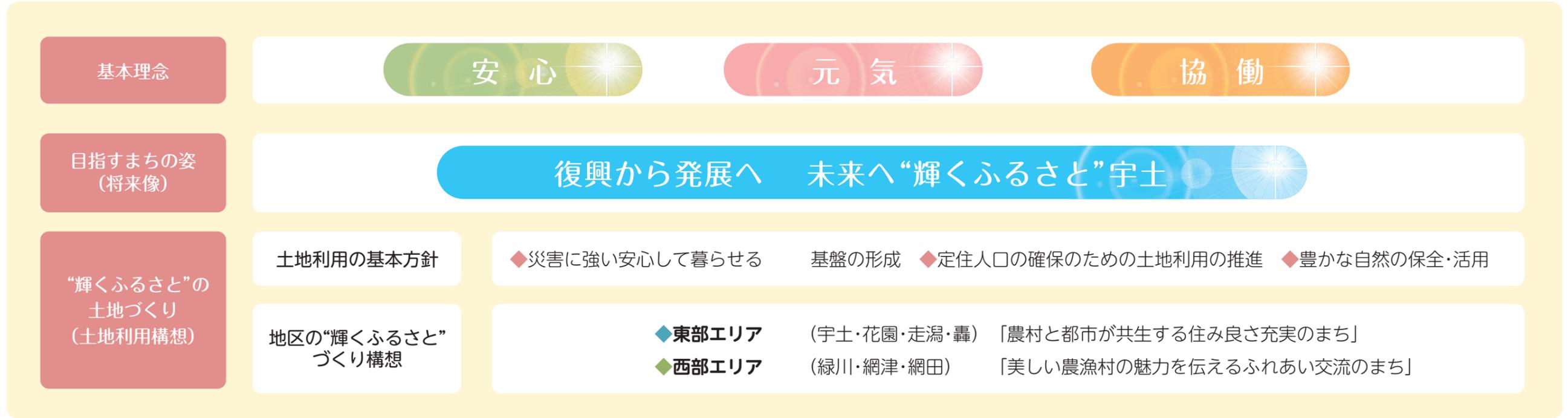
第2部

基本構想

～ “輝くふるさと” 宇土の未来図 ～

- 第1章 未来の宇土市への市民の想い（基本理念）
- 第2章 目指すまちの姿（将来像）
- 第3章 “輝くふるさと” の土地づくり（土地利用構想）
- 第4章 “輝くふるさと” づくりの柱（施策の大綱）
- 第5章 計画の推進に向けて
- 第6章 重点戦略～みんなでつくる住み良い“輝くふるさと” [UTO] プロジェクト～

“輝くふるさと” 宇土の未来図（基本構想全体図）



本市では、これまでに第5次宇土市総合計画で掲げた「安心」「元気」「協働」を基本理念とし、まちづくりに取り組んできました。第6次宇土市総合計画の策定にあたっての市民・高校生アンケートや地区座談会でも、この基本理念に対する市民の想いは強いことから、これまで築いてきた「安心」「元気」「協働」の基本理念を継承し、新しいまちづくりの価値創造を目指していくこととします。

第6次宇土市総合計画の基本理念

「安心」「元気」「協働」

安心

これからのまちづくりに対する「災害に強く、安全で暮らせるまち」への市民の想いは強く、震災からの復旧・復興、そして未来に向けて安全で安心して住み続けられるまちを目指し「安心」の基本理念を継承します。

元気

将来の目指すまちとして最も多かった「医療・福祉が充実し、健やかに暮らせるまち」の想いを反映し、市民が健康で活力ある暮らしのできるまちを目指し「元気」の基本理念を継承します。

協働

第5次宇土市総合計画と同様に、これからもまちの将来に向けて市民と事業者、行政がともに考え、力をあわせ取り組むまちを目指し「協働」の基本理念を継承します。



市制施行60周年記念式典

1 目指すまちの姿（将来像）

第6次宇土市総合計画の目指すまちの姿（将来像）

「復興から発展へ 未来へ “輝くふるさと” 宇土」

「復興から発展へ」

「震災からの早期の創造的復興」を目指し、災害に強いまちづくりを進め、未来のまちづくりにつなげていきます。

“輝く” 未来 ～震災からの復興～



「未来へ “輝くふるさと”」

将来も宇土市に住みたい、宇土市に帰ってきたいと思われる“ふるさと”を目指し、復興から未来へ発展するまちの姿を未来につながる“輝くふるさと”として、4つの“輝くふるさとづくり”からその実現を目指す意味をこめています。

“輝く” 人 ～学びのふるさとづくり～

“輝く” 絆 ～安心のふるさとづくり～

“輝く” 産業 ～活力のふるさとづくり～

“輝く” まち ～安全のふるさとづくり～

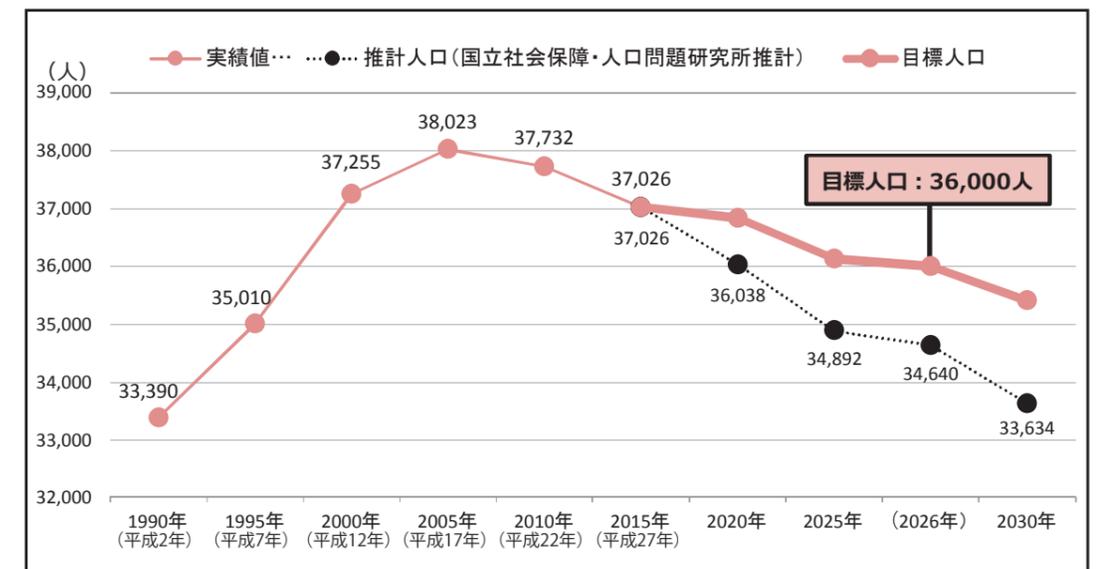
2 目標人口（将来のまちづくり指標）

国立社会保障・人口問題研究所による平成30（2018）年の将来人口推計では、本計画の目標年次である2026年の本市の人口は34,640人となり、平成27（2015）年国勢調査の37,026人から約2,300人の人口減少が予測されています。

本市では、目指すべき将来の方向と今後展開していく人口減少対策を踏まえ、平成27年度に人口の将来展望を示した宇土市人口ビジョンを定めており、長期的な人口の将来展望として、2060年の目標人口を31,000人と設定しています。この宇土市人口ビジョンの目指す将来展望から推計される本計画の目標年次である2026年の推計人口は35,993人となります。

今後、地域社会を持続させていくためには、課題となっている定住人口を維持・確保していくことが必要であり、そのためには、安定した社会基盤のもと、生活環境、子育て支援や教育環境の充実など、将来も住み続けたい住みよい環境づくりが必要となります。

第6次宇土市総合計画では、将来に向けて住みよい定住環境の形成に取り組み、「住みたい、住み続けたい」と思うまちづくりを進め、将来像の実現を目指すことを目標とし、宇土市人口ビジョンに定めた人口の将来展望に基づき、目標年次である2026年の目標人口を36,000人とします。



1 土地利用の基本方針

本市は、市の総面積74.3km²のうち、山林が25.0km²、田畑が23.3km²と両方で全体の約65%を占める自然や農村景観を有した土地となっており、豊かな自然資源や歴史資源を活かした観光交流への展開が進められています。

一方、市中心部には商店街や住宅、工業団地などがあり、都市計画の用途地域が設定されているほか、国道3号及び県道14号を中心として大型商業施設などが進出し、通勤や買い物の利便性が高まり都市化が進んでいます。

第6次宇土市総合計画として目指す「震災からの復興・発展」「未来につながる住み良いまち」を形成するために、この都市化が進む中心部と豊かな自然や農地に囲まれた周辺部のそれぞれの特性を活かし、定住人口の拡大に向けた宅地の確保や地域資源を活かした交流人口の拡大が必要であり、将来に向けた新たな土地利用の方向性を含め、下記の土地利用の基本方針を定めます。

土地利用の基本方針

● 災害に強い安心して暮らせる基盤の形成

震災の教訓を活かし、多発する風水害にも備えた防災・減災対策を強化し、市民が安全・安心に暮らせる土地利用を推進します。

● 定住人口の確保のための土地利用の推進

熊本市に隣接する利点を活かした新たな定住・移住を拡大するための居住環境を整えるとともに、暮らしの利便性の向上、雇用の場の充実を図り、住み良い生活空間の形成を進めます。

● 豊かな自然の保全・活用

海岸や湧水、山林・農地などの自然を保全するとともに、その資源や空間を活用し、都市住民との交流活動を促進することで地域の新たな活性化につなげます。

2 地区の“輝くふるさと”づくり構想

本市は、地形や歴史的な沿革、生活文化や住民意識など、社会的・経済的・文化的な特性から7つの地区に分けられ、それぞれの地区が異なる地域特性や課題、求められるまちづくりの方向性を持っています。

将来に向けてまちを発展させるためには、市全体における取組だけでなく、異なる地区の特性を尊重し、地区ごとの課題・問題点を明らかにして、将来的にどうあるべきかという明確な地区別構想を立て、その実現に向けて、計画的・継続的に取り組んでいくことが必要です。

第6次宇土市総合計画では、地区の“輝くふるさと”づくり構想を策定し、東部エリア(宇土・花園・轟・走潟)、西部エリア(緑川・網津・網田)の目指す将来のまちづくりの柱を定め、各地区の特性に合わせたまちづくりを地区の住民と行政が協働し進めることで、市の均衡ある発展につなげていきます。

地区別構想の策定にあたっては、地区別座談会や各種アンケートをもとに、地域住民の思いを集約して、地区のまちづくりの柱を定めています。



【東部エリア(宇土・花園・轟・走潟)】

目指す“輝くふるさと”づくり 「農村と都市が共生する住み良さ充実のまち」

- 熊本市周辺のベッドタウンとして、生活環境の利便性の向上に努め、住みたいまちを目指します。
- 地域住民の交流・連携の場を広げ、ふれあい、支え合いのあるまちを目指します。
- 自然や歴史文化などの資源を活かし、にぎわい、活気生まれるまちを目指します。
- 農産物の高付加価値化などにより豊かな農村を支える元気な農業が育つまちを目指します。

【西部エリア(緑川・網津・網田)】

目指す“輝くふるさと”づくり 「美しい農漁村の魅力を伝えるふれあい交流のまち」

- 海、山の美しい景観や豊富な食の恵みを活かし、多くの観光客が訪れるまちを目指します。
- 地元産品の開発・販売の実践などによる魅力ある農業・漁業のまちを目指します。
- 地域のつながりを大事に、高齢者などを互いに支え合う安全・安心なまちを目指します。
- 豊かな自然と住民の温かみのある、ふるさとらしい、住みたい魅力のあるまちを目指します。

第4章 “輝くふるさと” づくりの柱(施策の大綱)

第6次宇土市総合計画の将来像「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと” 宇土」を実現するため、震災復興と4つの“輝くふるさと”づくりの柱を施策の目標として定めます。

1 “輝く” 未来 ～震災からの復興～【震災復興】

市内に多くの地域で甚大な被害をもたらした熊本地震からの早期復旧・復興を実現するため、本市では、平成28年に「宇土市震災復興計画(第1期)」を策定し、市民と事業者、行政が総力を結集し一丸となって宇土市の復旧・復興を推進してきました。

第6次宇土市総合計画では、この「宇土市震災復興計画(第1期)」の指針を継承し、将来像の実現に向けて、迅速で効果的な災害からの復旧に引き続き取り組むとともに、災害前よりも強い防災面を強化したまちづくりを進めるため、災害危険箇所に対する減災対策、震災・風水害に備えた防災拠点の整備・機能向上、防災施設・設備の充実を図ります。

また、市民と事業者、行政が協働による災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織などの結成・活動支援に取り組み、自助・共助・公助の連携を高めます。

2 “輝く” 人 ～学びのふるさとづくり～【教育・文化】

将来に向けてまちが発展していくためには、郷土を愛し、夢と希望をもち未来を拓く子どもたちの育成と市民一人ひとりが社会の中で学びを通じて活躍し、生きがいや自己実現のできるまちをつくることが重要なテーマです。

未来を担う子どもたちが、心身ともに豊かでたくましく、自立した人間として育つよう、「教育のまち(教育立市)」の理念に基づき、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。また、子どもたちが国際化・情報化社会に対応していく必要があることから、英語教育の推進や学校ICTの整備を行い、教育環境の充実を図ります。

様々な年代・地域の市民が学び、ふれあい、自己実現ができる生涯学習の場づくりに努めるとともに、地域固有の歴史・文化を学び、未来へ継承するために、文化・芸術活動を推進します。また、地域社会の中で全ての人の人権や個性が尊重される地域づくりに努めます。

市民の健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及を目指し、すべての市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

3 “輝く” 絆 ～安心のふるさとづくり～【保健・福祉・医療】

子どもを健やかに育てることができ、高齢者も安心して楽しく暮らせる地域社会をつくることは、「未来につながる住み良いまち」の基本となるまちづくりの重要なテーマです。

市民一人ひとり健やかに暮らせるまちを目指し、自発的・自立的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸させることで、すべての人が生涯にわたって健やかで心豊かに生活しつづけることができるまちを目指します。

子どもを安心して産み育てることができるまちを目指し、保育所や放課後児童クラブの待機児童解消など、子育て環境を支援・充実します。

独居高齢者世帯の増加など高齢社会が進む中、高齢者や障がい者などが安心して暮らすために、地域での助けあいと支え合いによる地域福祉の強化と適正な社会保障・福祉サービスを提供できる環境づくりに努めます。

4 “輝く” 産業 ～活力のふるさとづくり～【産業・経済】

経済のグローバル化、高度情報化の進展の中で、地域経済の活性化は、定住人口の増加につながる雇用環境の拡大や賑わいと活力のあるまちを築く重要なテーマです。

市を支える産業の持続的発展を促進するために、引き続き企業誘致や地場産業の育成に努め、新たな雇用の創出や産業基盤の強化を図ります。商業については、空白地が増える中心市街地の新たな空き地・空き家活用を含めた活性化とともに、市外から多くの買い物客が訪れる商業集積地をもつ強みを生かした商業振興に努めます。

農林業・水産業については、担い手の育成・支援により、経営の安定性、生産性の向上に努めるとともに、農商工連携による特産品ブランドの開発や地産地消の拡大による産業振興を図ります。

御輿来海岸など、地域の豊かな自然・歴史・資源を活かした観光開発を促進し、近隣市と連携した広域的な観光振興を図ります。

5 “輝く” まち ～安全のふるさとづくり～【生活環境・都市基盤】

人口減少、少子高齢化が進む中、「未来につながる住み良いまち」を実現するためには、社会の変化に対応した安全・快適なまちづくりが重要なテーマです。

将来にわたり安定した定住人口を維持していくためには、市内の空地・空家の活用を含めた住宅の確保が必要であり、“輝くふるさと”の土地づくり(土地利用構想)を踏まえた計画的な住宅供給を行うため、土地利用の推進に向けた関係機関との検討・協議を進めます。

市民の安全・快適な生活を維持するため、JR宇土駅を軸とした公共交通体系、道路や上下水道などの生活基盤の整備、合併処理浄化槽設置の推進、公園や緑地などの適切な管理や景観保全に努めるとともに、既設の施設の長寿命化を図ることで、安全な生活基盤づくりに努めます。

市民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、身近な地域での防災対策とあわせ、警察との連携により地域における防犯や交通安全に対する活動を推進するとともに、増加する振り込め詐欺やネット犯罪などの消費者トラブルについても消費生活センターを中心とした対策の強化に努めます。

地球規模での環境保全に対する意識が高まる中、環境を守り、自然と共生するまちを目指し、豊かな自然環境を保全することの大切さを市民や事業者と共有し連携を図りながら、地域の環境保全活動を推進します。また、ごみの分別徹底の啓発をはじめとするごみの減量化・リサイクルを推進し、環境への負荷を減らした循環型社会の構築を目指します。

第6次宇土市総合計画の実現には、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、ともに力を合わせ計画を推進していくことが必要です。本章では、計画を推進していくために必要である、「市民と事業者、行政との協働によるまちづくり」、「持続可能な行政経営の推進」、「総合計画の進行管理」の3つの指針について定めます。

1 市民と事業者、行政との協働と自主自立によるまちづくり

市民と事業者、行政がともに責任と役割をもちながら、協働によるまちづくりを進めていくために、各地域のまちづくりの中核である自治組織の活性化を支援し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という主体的な住民自治が取り組める環境をつくり出します。

特に、市民と事業者、行政が地域の課題や情報を共有することが、協働によるまちづくりの推進には大切です。広報広聴活動を充実させ、住民などの参画機会を拡大することで市民と事業者、行政の日頃からのコミュニケーションを促進していきます。

また、様々な分野で求められるボランティア活動を促進するため、まちづくりに関心をもつ市民がそれぞれの知識や経験を活かし、活躍できる場を提供し、多様化する市民ニーズや課題に対して、協働のまちづくりの担い手として取り組む環境をつくり出します。

あわせて、男女がそれぞれの特性を理解し合いながら、対等なパートナーとして地域社会に関わり、能力が発揮できるよう、男女共同参画を推進します。

2 持続可能な行政経営の推進

地方分権へと行政運営のあり方が転換する中、厳しくなる市の財政状況に合わせた、総合計画に基づくまちづくりを実践するため、行政経営の視点に立った実効性の高い、合理的で効率的な行政運営を進めます。

特に、社会情勢がめまぐるしく変化する中、多様化する市民ニーズに敏速かつ柔軟に対応できる行政組織体制と職員の人材育成を合理的・効率的な行政経営の根幹をなす取組として推進していきます。

また、限られた財源を有効に活用していくために、将来を見据えた財政の健全化を図りながら、有効な施策に選択・集中した行政経営を推進するとともに、市の有する資源・施設を有効に活用するまちづくりを進めます。

地方分権は、様々な分野でより広いエリアでの対応を迫られることが予想されます。そのため業務の効率化や住民サービスなどへの影響も考慮しながら、近隣自治体とのより一層の広域連携を図っていきます。

3 総合計画の進行管理

第6次宇土市総合計画の実現と計画的な推進に向けて、計画に掲げる各施策の成果を定期的に検証し、改善するPDCA（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝評価、Action＝見直し）のサイクルによる計画の管理が求められます。

第6次宇土市総合計画の管理にあたっては、実施計画の策定毎に施策進捗状況を評価し、見直し、改善事項を次期実施計画に反映させていきます。

将来像「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」を実現するため、8年間の計画期間の中で重点的に取り組むまちづくりの方向性を重点戦略～みんなで作る住み良い“輝くふるさと”「UTO」プロジェクト～と題し、3つのテーマを柱としたふるさとづくりを進めます。

<重点戦略> みんなで作る住み良い“輝くふるさと”「UTO」プロジェクト

U

美しい自然と農・漁の恵みを活かし、活力と賑わいを生むふるさとづくり

御輿来海岸に代表される自然景観や田園風景、数々の歴史遺産の魅力を市内外へ幅広く発信し来訪者を増やすことで、観光や飲食・物販などの消費拡大による産業の活性化につながります。

また、豊かな農水産物を活かした特産品の消費を拡大することで儲かる1次産業を再生します。

- ▶ 自然と歴史を活かした交流の拡大
- ▶ 農水産物の高付加価値化・消費拡大

T

都市と自然が共生する、住みたい、住み続けたいふるさとづくり

未来に向けて「住みたい」「住み続けたい」ふるさとを目指し、定住・移住者に供給する住宅地を開発するため、土地利用の見直しを検討するとともに、定住促進のための支援策の充実、「選ばれる」定住地となるため「住み良いふるさと」の魅力の効果的にPRします。

- ▶ 定住・移住を拡大する土地の有効利用
- ▶ 「選ばれる」住み良いまちへのPR活動の拡大

O

思いやりあふれる子育て安心ふるさとづくり

将来を担う子どもを安心して産み、育てることができるまちを目指し、保育事業・放課後児童クラブ事業などの子育て支援を充実するとともに、国際化や情報化に対応した特色ある学校教育の推進と地域の見守り、支え合いによる子どもの育成を応援する環境づくりを進め、まちの宝である子どもたちが元気に育つまちを目指します。

- ▶ 安心して産み育てられる子育て環境の充実
- ▶ 地域・学校・家庭が連携した子どもの育成環境の充実

平成28年熊本地震及び6月の記録的豪雨の記録誌 ～震災からの復興を目指して～

平成28年 熊本地震

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方の深さ11kmでマグニチュード6.5の地震（前震）が発生し、宇土市では震度5強を観測しました。さらに、28時間後の4月16日1時25分、同地方の深さ12kmでマグニチュード7.3の地震（本震）が発生し、宇土市では震度6強というこれまでに経験したことがない激しい揺れを観測しました。

避難所の状況については、最大で15か所の避難所を開設し、4月16日午後8時時点で最大6,455人が避難所に避難しました。



平成28年6月の記録的豪雨

震災の傷が癒える間もなく、平成28年6月20日から21日未明にかけて、県内各地で1時間雨量100ミリを超える記録的豪雨が発生しました。宇土市では21日未明に最大時間雨量136ミリを観測しました。



第3部

基本計画

- 第1章 “輝く” 未来 ～震災からの復興～【震災復興】
- 第2章 “輝く” 人 ～学びのふるさとづくり～【教育・文化】
- 第3章 “輝く” 絆 ～安心のふるさとづくり～【保健・福祉・医療】
- 第4章 “輝く” 産業 ～活力のふるさとづくり～【産業・経済】
- 第5章 “輝く” まち ～安全のふるさとづくり～【生活環境・都市基盤】
- 第6章 計画の推進【住民協働・行財政運営】
- 第7章 7地区のまちづくり計画

施策目標
基本構想に示す将来像の実現に向けた各施策の目指すまちづくりの目標を示しています。

第1章 “輝く” 未来～震災からの復興～【震災復興】

災害からの早期復旧 1-1

施策目標

震災などによる被災からいち早く復旧し、新たな創造的復興へつなげていきます

現状と課題

平成28年に発生した熊本地震は、本市に甚大な被害を及ぼしました。本市では、この震災からの早期復旧を目指し、平成29年3月に策定した「宇土市震災復興計画（第1期）」及び「宇土市復興まちづくり事業計画」に基づき、迅速な住宅再建、生活再建を支援してきました。
しかし、いまだ被災された住まいの復旧が必要な家屋が残っているほか、応急仮設住宅入居者のその後の住まいの確保についても課題を残しています。
今後も災害復旧を迅速に進めるとともに、被災者の様々な課題解決に向けてバックアップを進め、早期の生活再建・創造的復興に向けた取組を進めていきます。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	被災した市民の住まい・生活が再建する。		
	指標 応急仮設住宅入居者の自立再建率	63.9% (H30.10.31時点)	100%
活動指標	市民の安全な住まい・生活を支援する。		
	指標 住宅の耐震化支援事業の実施件数	6件	50件(累計)

現状と課題
施策における本市の特徴、市民意識、これまでのまちづくりの成果や課題・展望などを示しています。

目標の達成度を図る指標
施策の目標達成度を客観的に測る数値目標を「成果指標」（活動によってもたらす成果）、「活動指標」（目標達成に向けて取り組む活動）の目標指標を設定しています。

施策の展開

被災者の住まいの再建に向けた支援 施策1-1-1

施策テーマ	取組方針	担当課
宅地などの復旧	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地擁壁などの崩壊により、国道や県道、河川、避難路などの公共施設に被害をおよぼすおそれがある箇所について早期復旧に取り組みます。 ●公共事業に該当しない宅地擁壁などの復旧に対しては、被災者などが行う宅地の復旧工事などの一部を支援します。 ●被害を受けた民間開発の造成地をはじめ、宅地擁壁や崩壊したがけ地などの早期復旧に取り組みます。 	都市整備課 土木課
住宅の耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した戸建木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。 	都市整備課
応急仮設住宅入居者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●応急仮設住宅の入居者のうち、高齢者など住宅の自立再建が困難な人には、生活実態に見合った住宅支援を継続します。 	福祉課

被災者の生活再建に向けた支援 施策1-1-2

施策テーマ	取組方針	担当課
被災者生活再建支援金などによる生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者生活再建支援金などによる生活再建に関する制度の利用促進を継続して実施します。 	福祉課
地域支え合いセンターによる相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支え合いセンターの運営により、被災者の生活再建に向けた安心な日常生活を支える見守りや生活支援、地域交流促進など、総合的支援を実施します。 	福祉課

関連する計画

- 宇土市復興まちづくり事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 被災された市民の早期の生活再建に向けて、ともに支え合い支援する。



行政の行動目標

- 被災者の災害からの早期復旧に向けて住まいと生活の両面から再建を支援する。

施策の展開

課題と展望に対して、取り組むことが必要な施策について具体的な取組方針を示しています。

また、基本構想の重点戦略に該当する施策については、以下の印を示しています。

重点戦略【U】

重点戦略【T】

重点戦略【O】

関連する計画

施策に関連する個別計画について記載しています。

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

施策の取組に対して、市民・事業者・行政が協働により進めるための行動目標を示しています。

災害からの早期復旧 1-1

施策目標

震災などによる被災からいち早く復旧し、新たな創造的復興へつなげていきます

現状と課題

平成28年に発生した熊本地震は、本市に甚大な被害を及ぼしました。本市では、この震災からの早期復旧を目指し、平成29年3月に策定した「宇土市震災復興計画（第1期）」及び「宇土市復興まちづくり事業計画」に基づき、迅速な住宅再建、生活再建を支援してきました。

しかし、いまだ被災された住まいの復旧が必要な家屋が残っているほか、応急仮設住宅入居者のその後の住まいの確保についても課題を残しています。

今後も災害復旧を迅速に進めるとともに、被災者の様々な課題解決に向けてバックアップを進め、早期の生活再建・創造的復興に向けた取組を進めていきます。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	被災した市民の住まい・生活が再建する。		
	指標 応急仮設住宅入居者の自立再建率	63.9% (H30.10.31時点)	100%
活動指標	市民の安全な住まい・生活を支援する。		
	指標 住宅の耐震化支援事業の実施件数	6件	50件(累計)

施策の展開

被災者の住まいの再建に向けた支援 施策1-1-1

施策テーマ	取組方針	担当課
宅地などの復旧	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地擁壁などの崩壊により、国道や県道、河川、避難路などの公共施設に被害をおよぼすおそれがある箇所について早期復旧に取り組みます。 ●公共事業に該当しない宅地擁壁などの復旧に対しては、被災者などが行う宅地の復旧工事などの一部を支援します。 ●被害を受けた民間開発の造成地をはじめ、宅地擁壁や崩壊したがけ地などの早期復旧に取り組みます。 	都市整備課 土木課
住宅の耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した戸建木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。 	都市整備課
応急仮設住宅入居者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●応急仮設住宅の入居者のうち、高齢者など住宅の自立再建が困難な人には、生活実態に見合った住宅支援を継続します。 	福祉課

被災者の生活再建に向けた支援 施策1-1-2

施策テーマ	取組方針	担当課
被災者生活再建支援金などによる生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者生活再建支援金などによる生活再建に関する制度の利用促進を継続して実施します。 	福祉課
地域支え合いセンターによる相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支え合いセンターの運営により、被災者の生活再建に向けた安心な日常生活を支える見守りや生活支援、地域交流促進など、総合的支援を実施します。 	福祉課

関連する計画

- 宇土市復興まちづくり事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 被災された市民の早期の生活再建に向けて、ともに支え合い支援する。

行政の行動目標

- 被災者の災害からの早期復旧に向けて住まいと生活の両面から再建を支援する。



災害に強いまちづくりの推進 1-2

施策目標

市民や事業者、行政が一体となり、災害に備えた危機管理体制の充実を図り、日常的な防災対策・減災対策の充実に努めます

現状と課題

本市に甚大な被害を及ぼした熊本地震の教訓と経験を活かし、「宇土市震災復興計画（第1期）」及び「宇土市復興まちづくり事業計画」に基づき、復興から未来に向けて誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指して再生を進めてきました。

今後も、震災時の課題となった避難所施設の維持・改善、施設の耐震化、防災拠点の強化に向けて、市民や事業者、行政が力を合わせ、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

また、震災で庁舎が使用不能となったため、被災した庁舎を解体し仮設庁舎で業務を行っていますが、仮設庁舎では本来果たすべき行政・防災拠点としての機能を十分に果たすことができないため、速やかに新庁舎建設を進める必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	災害時に市民が安全かつ迅速に避難行動や防災活動が実施できる。		
	指標 地域の防災訓練の年間実施回数	20回	30回
活動指標	避難所の機能強化、避難経路の見直しを行う。		
	指標 防災広場などの整備箇所数	0カ所	3カ所
	指標 津波避難路の整備箇所数	7カ所	11カ所

施策の展開

避難所の見直し・機能強化 施策1-2-1

施策テーマ	取組方針	担当課
防災広場などの新設・強化	●災害時の避難拠点として、立岡、五色山の防災機能の強化、網田島山の防災広場などの新設整備を行います。	危機管理課
避難所の指定及び運用方法の改善	●地域防災計画の見直しの中で、避難所の指定及び運用方法の改善を図ります。	危機管理課
避難路の整備や避難経路の見直し	●避難所や避難場所への早急な避難ができるように、避難路の整備や避難経路の見直しを進めていきます。	危機管理課

防災基盤の強化 施策1-2-2

施策テーマ	取組方針	担当課
防災施設機材などの配置	●災害が発生した場合、避難所として有効に機能するよう避難施設機材などを配置し、避難所機能の強化を図ります。	危機管理課
防災施設の設置	●網田地区の防災拠点施設として、支所機能を併設した防災センターを建設します。 ●山間地などでの初期消火活動を迅速に行うため、防火水槽などを整備します。	網田支所 危機管理課
新庁舎の建設	●熊本地震の被災を踏まえた災害に強く、防災拠点として機能的で利便性の高い新庁舎を建設します。	企画課

施設の耐震化の推進 施策1-2-3

施策テーマ	取組方針	担当課
公共施設の耐震化による防災機能の強化	●災害時の活動拠点施設となる施設や避難所施設となる防災上重要な公共施設については、優先的に耐震化へ取り組み、防災機能の強化を目指します。	危機管理課

市民や事業者、行政が連携した防災活動の充実 施策1-2-4

施策テーマ	取組方針	担当課
市民や事業者の防災意識の啓発	●防災マップなどによる防災情報に関する広報活動や、各種防災訓練の実施により、市民や事業者の防災意識の啓発に努めます。	危機管理課
自主防災組織などの育成・支援	●災害時の地域での初動対応や要配慮者の避難などを円滑に進めるためマニュアルを作成し、自主防災組織の設立・活動支援を行います。	危機管理課

関連する計画

- 宇土市地域防災計画
- 宇土市復興まちづくり事業計画
- 宇土市新庁舎建設基本計画
- 宇土市辺地総合整備計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 宇土市総合防災訓練への参加、自主防災組織による地域の防災活動に参加する。
- 身近な避難先に関する情報を把握し、助け合いにより避難活動のできる準備をする。



行政の行動目標

- 避難所及び避難路の安全を確保し、市民が安全・早急に避難できる環境を整える。
- 事業者や他の自治体との相互応援協定などにより、災害時の人員・物資不足に備える。
- 緊急時の安全避難ができるよう公共施設の耐震化を進める。

治山・治水対策の推進 1-3

施策目標

自然災害の防止や減災に向け、河川・水路・森林などの環境整備を進め、災害に強いまちを目指します

現状と課題

近年、林業の衰退により、手入れが進まない森林の荒廃による保水機能が低下しており、洪水や濁水、土砂災害を誘発するおそれがあります。このため、治山対策としては、森林の保全活動を通じて山地に起因する災害を未然に防止するために、適切な保育や間伐を促進しつつ、水源かん養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進していくことが必要となっています。

砂防対策については、土石流の発生に対し土砂の流出防止などの機能が十分に発揮されるような施設整備を推進します。集落上部の斜面崩壊や地すべりなどの災害発生の危険性が高い地域については、斜面の崩壊や浸食防止としての対策を行い、生活環境の保全を図っていくことが必要となっています。

本市は主要な河川として、国が管理する緑川・浜戸川や県が管理する潤川・網津川・網田川、市が管理する船場川・大坪川・飯塚川などが流れており、大雨や台風にも満潮が重なる際には高潮被害のおそれがあります。治水対策としての河川整備は市民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な事業です。また、市が管理を行う準用河川については護岸工事などの整備を行っていますが、未着工の箇所もあり、今後も継続的に整備の推進をする必要があります。



平成 28 年 6 月の豪雨で決壊する網田川



ボランティアによる敷地内土砂の除去

施策の展開

治山・砂防対策の充実 施策 1-3-1

施策テーマ	取組方針	担当課
砂防施設の整備	●市内の急傾斜地崩壊危険箇所に対して、国・県と連携し、対策工事を進めます。	土木課
治山事業の推進	●国・県と連携し、森林の持つ土砂災害防止機能や、水源かん養機能などが発揮できるよう治山事業に取り組みます。	農林水産課

治水対策の充実 施策 1-3-2

施策テーマ	取組方針	担当課
河川・水路の整備	●河川施設の改修、護岸整備の大雨時の氾濫防止に努めます。 ●増水による災害対策として、浜戸川や潤川を国や県、網津川や網田川を県に河川整備の推進を要望します。	土木課 網津支所 網田支所
河川監視カメラの設置	●国や県管理河川に設置されたカメラの映像配信及び市管理河川へのカメラの設置を推進します。	土木課

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 災害危険箇所を把握し、災害時に迅速に避難行動できるよう備える。



行政の行動目標

- 治山・治水事業による環境整備を進めながら、災害危険箇所の周知・啓発を行い、減災に取り組む。

消防・救急体制の充実 1-4

施策目標

関係機関との連携により、市民の安全な暮らしを支える消防・救急体制の充実を図ります

現状と課題

本市の消防・救急体制は、宇城広域連合消防本部を中心とした常備消防と、市内の各地域の消防団による非常備消防により行われていますが、消防団員の人材確保と合わせて技術習得が課題となっています。

現在の新松原町にある消防本部・北消防署庁舎は、昭和51年に建築され老朽化が進んでおり、熊本地震において甚大なダメージを受けたことから、新たな防災拠点となるべく消防庁舎の新築を計画しており、消防拠点の機能強化が必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	火災の発生件数が減少する。		
	指標 火災発生件数（年間発生件数）	22件	10件
活動指標	非常備消防の維持		
	指標 消防団員数	620人	620人

施策の展開

消防体制の充実 施策1-4-1

施策テーマ	取組方針	担当課
常備消防体制の充実	●宇城広域連合消防本部による常備消防体制の消防・救急機能の充実に向けて計画的な施設・設備の整備を検討します。	危機管理課
地域の消防体制の確保	●消防団の充実強化に向け、消防団員の確保・育成に努めます。 ●事業者や行政との連携による火災時の協力体制を整えます。	危機管理課
市民の防火意識の啓発	●火災時の初動対応ができる地域消防力の強化に向けて、市民の防火意識の啓発を行います。	危機管理課
消防施設の充実	●災害時の消火用の水利を確保するため、耐震性防火水槽の整備、小型ポンプ付積載車などの更新・配置などを進めます。	危機管理課
消防団詰所及び積載車格納庫の整備	●熊本地震で被災した消防団の詰所や積載車格納庫の建替え・修繕を行います。	危機管理課
消防庁舎の新設	●老朽化した消防本部・北消防署の新庁舎建設に必要な用地の取得、造成などを準備します。	宇城広域連合(危機管理課)

救急体制の充実 施策1-4-2

施策テーマ	取組方針	担当課
救急医療体制の市民周知	●医療機関との連携による休日診療や救急医療体制を確保するとともに、市民へ情報提供を行い周知を図ります。	健康づくり課

関連する計画

- 宇土市復興まちづくり事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 火災に備え、地域で初期消火活動のできる環境をつくる。
- 救急時の対応が迅速にとれるよう救急体制について認識する。



行政の行動目標

- 市民の生命・財産を守る消防・救急体制を充実するとともに市民への周知を図る。

幼児期教育の充実 2-1

施策目標

幼保小中の連携により、幼児の「生きる力」の基礎を培います

現状と課題

幼児期は、基本的な生活習慣をはじめとした関心、意欲、心情などが著しく発達し、人間として「生きる力」を育み、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児期の健全な育ちのためには、親子の信頼関係や、地域において家庭外の様々な人々とのふれあいを体験するといった環境が必要です。近年、少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しており、家庭の教育力の低下が指摘されています。そのため、幼児期教育の充実を通して適切な教育環境を提供することが重要となっています。

そこで、一人ひとりの幼児の生きる力の基礎を培う教育の推進のため、「遊び」を通じた教育の充実により、「学び」へのスムーズな移行を行えるよう、義務教育と連動した幼保小中の連携を充実する必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	幼児期教育の充実による「生きる力」の基礎が向上する。家庭の教育力が向上する。		
	指標 家庭教育への啓発活動の参加者数	2,360人	2,500人
活動指標	幼児期教育体制を充実する。		
	指標 家庭教育への啓発活動の実施回数	49回 (2018年度)	55回

施策の展開

幼児教育体制の充実 施策2-1-1

施策テーマ	取組方針	担当課
幼保小中の連携の推進	●義務教育と連動した、「学び」へのスムーズな移行を図るため、幼保小中の連携を図ります。	学校教育課
幼児期教育の充実	●幼児期からの「生きる力」の基礎を培うため、幼稚園での「遊び」から「学び」へつなぐ幼児教育の充実を進めます。	学校教育課
就園支援の充実	●経済的な理由などにより、就園が困難な園児に対する経済的負担を軽減するサポートを進めます。	学校教育課
幼稚園における預かり保育の実施	●共働き世帯の増加に伴い、増加する幼稚園での預かり保育の受け皿を充実します。	学校教育課

家庭教育の支援 施策2-1-2

施策テーマ	取組方針	担当課
家庭教育への啓発活動の充実	●家庭の教育力の向上に向けた講話などについて、情報提供の充実を図ります。	学校教育課
基礎的な生活習慣に対する学習機会の充実	●基礎的な食習慣や生活習慣を身に付けるため、家庭での食育の推進に向けた学習機会を充実します。	学校教育課 健康づくり課

関連する計画

- 宇土市教育振興基本計画
- 宇土市子ども・子育て支援事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 家庭における幼児の教育に対する理解を深め、実践する。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着に取り組む。

行政の行動目標

- 幼児期の特性を踏まえた「学び」の充実や幼保小中連携の推進による義務教育との円滑な接続に取り組む。



学校教育の充実 2-2

施策目標

子ども一人ひとりに応じた確かな学力，心身の豊かさや健やかさを育む教育を充実します

現状と課題

本市では，学校教育の指針として，第3次宇土市教育振興基本計画（宇土市教育立市プランⅢ）を策定し，諸施策を推進しています。これまで，外国語指導助手（ALT）による国際理解教育や外国語教育の充実に努めるとともに，すべての小・中学校にパソコンを整備し，インターネットを活用した情報教育を行うなど，社会の変化に対応した国際化・情報化教育を行ってきました。また，特別支援教育支援員の配置により，発達障害を含む障がいのある児童・生徒の適切な指導や支援を行ってきました。

今後は，社会の変化に対応した国際化・情報化教育をさらに充実するためのICTの推進や，特別支援教育に関する学校・家庭・行政・関係機関の連携による早期からの一貫した支援体制を充実させる必要があります。また，学習指導要領の改訂に伴い，知識の理解の質をさらに高め，確かな学力を育成し，道徳教育の充実や体験活動の重視，豊かな心や健やかな体を育成することが唱われています。そのため，体育・健康に関する指導の充実や体力向上のための取組の充実を図り，心身ともに健全な児童生徒を育むための教育と就学支援を充実する必要があります。

市立の学校施設は，幼稚園2園，小学校7校，中学校3校あり，平成23年度に建替えを行った宇土小学校・網津小学校を除く学校施設は昭和40年代から50年代に建設された建物が大半です。今後は，給食センターなどの教育関連施設も含めた学校施設の長寿命化に係る老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。

学校給食については，現在学校給食センターから宇土市立幼稚園，小・中学校に，1日約3,600食を配食しています。学校給食を通じて，幼児・児童・生徒の心身の健全な育成を図り，食に関する正しい理解と適切な判断力を養うためには，家庭や地域と連携した食育の推進が必要となります。また，安全・安心で多様なニーズに応じた給食づくりを目指すため，食物アレルギー対応を段階的に進めていきます。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	子どもの確かな学力，心身の豊かさや健やかさが向上する。		
	指標 県学力調査の県平均を上回る教科数	小学校2教科のうち2教科 中学校5教科のうち2教科	小中学校共全教科

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
活動指標	国際化・情報化教育を充実する。特色ある教育を推進する。 学校・家庭・地域が一体となった教育を推進する。		
	指標 ICT支援員などを活用した教職員研修の年間回数	0回	3回
	指標 小規模特認校制度による受入れ実施校数	2校 (2018年度)	3校
	指標 コミュニティスクール実施校数	7校 (2018年度)	10校

施策の展開

学校教育の推進 施策2-2-1

重点戦略【○】

施策テーマ	取組方針	担当課
確かな学力の育成	●学力調査結果の分析に基づく検証改善サイクルの確立により，児童生徒の学力向上に向けた課題の解決・改善に取り組みます。	学校教育課
道徳教育の充実	●思いやりの心など豊かな人間性を育成するため，道徳教育や体験活動，読書活動などを充実します。	学校教育課
小中一貫教育の推進	●中学校区ごとの目指す子ども像の設定や小中一貫教育のコミュニティスクールなどの一体的な展開，育ちや学びの連続性を確保します。	学校教育課
小規模特認校制度による特色ある教育の推進	●西部エリアなどを中心に，自然豊かな環境での少人数学習を特色ある教育として展開する実施校を拡大させます。	学校教育課
情報化教育の推進	●情報や情報技術を活用する力を育てるため，校内LANの整備を推進するとともに，電子黒板やタブレット端末を活用した教育活動を充実します。	学校教育課
外国語教育の推進	●小学校における英語教育の拡大を踏まえ，ALTとの連携により，外国語教育のきめ細やかな指導体制を充実します。	学校教育課
食育の推進	●学校給食を通じて，食生活に対する関心を深め，家庭や地域と連携した食育を推進します。また，地元産の食材を学校給食へ導入し，地域の食への理解と地産地消の取組を推進します。 ●安全・安心で多様なニーズに応じた給食づくりを目指し，食物アレルギー対応を進めていきます。	給食センター
特別支援教育の充実	●発達障害を含む障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行い，自立に向けた支援を充実します。また，特別支援教育のサポート体制を強化するため，専門性の高い相談員及び支援員を配置し，教育環境の充実を図ります。	学校教育課
就学支援の実施	●経済的な理由により就学が困難な家庭に対する経済的負担の軽減を図るため，就学支援を実施します。	学校教育課

施策テーマ	取組方針	担当課
教職員の指導力向上	●教職員の教育力の向上を図るため、教育力向上指導員を派遣するとともに、研修機会の充実を図ります。	学校教育課

いじめ・不登校解消に向けた相談指導体制の充実 **施策2-2-2**

施策テーマ	取組方針	担当課
いじめの未然防止	●早期対応といじめ問題対策連絡協議会によるいじめ防止及び解決を図るための取組や、関係機関との連携の強化を図ります。	学校教育課
適応指導教室などによる指導体制の充実	●登校できない児童生徒に対し、適切な相談・指導などを行うことにより、学校復帰を支援します。	学校教育課
相談支援体制の充実	●学校生活における悩みや不安などをもつ児童・生徒が、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門職に気軽に相談できる体制を充実します。	学校教育課

教育施設・設備の充実 **施策2-2-3**

施策テーマ	取組方針	担当課
学校施設・設備の充実	●児童生徒などが安全で快適に学習に取り組むことのできる環境を整備するため、教育関連施設の整備の充実に努めます。 ●安心で安全な給食が提供できるように、給食施設・設備の充実に努めます。	学校教育課 給食センター

学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 **施策2-2-4**

重点戦略【O】

施策テーマ	取組方針	担当課
コミュニティスクールの推進	●コミュニティスクールを推進することで、学校と家庭、地域が目標を共有し、学校・家庭・地域社会が一体となった「地域とともにある学校」づくりに努めます。	学校教育課

関連する計画

- 宇土市教育振興基本計画
- 宇土市食育推進計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

●学校・家庭・地域が協力して地域の子どもの教育活動を支援する。



行政の行動目標

●児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動に取り組む。



「うと教育の日」啓発ポスター
(花園小学校6年 緒方紫乃さんの作品)



「うと教育の日」啓発ポスター
(鶴城中学校2年 岩本大河さんの作品)

スポーツ振興の推進 2-3

施策目標

幅広い世代の市民がスポーツ活動を通じて、健康増進や交流が広がる機会を充実します

現状と課題

近年、健康志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い、スポーツに対するニーズが高まっています。本市では、幅広い年齢層の市民が「NPO法人うとスポーツクラブ」を中心にスポーツ活動に参加しています。今後も、本スポーツクラブの活動を支援し、スポーツ参加による市民の健康増進、体力づくりを推進していくとともに、スポーツを通じて市民交流の機会を増やしていく必要があります。

スポーツ施設については、多くの施設で老朽化が進んでおり、市民が安全で利用しやすい施設環境の計画的な整備が必要です。

競技スポーツにおいては、近年本市出身者がオリンピックやプロスポーツの世界で活躍しており、今後も継続的スポーツ環境の向上に努めていくとともに、トップレベルのスポーツ選手を招いたスポーツ教室・大会を開催し市民のスポーツに対する興味・関心を高めていくことが望まれます。

このほか、平成27年3月に熊本県教育委員会から「児童・生徒の運動部活動の在り方に関する基本方針」が示され、小学校の部活動が社会体育に移行するよう定められました。本市は、他の市町村に先立って平成28年度末までに社会体育に移行を行いましたが、部活動が無くなったことから小学生の体力低下・スポーツ離れへの対策、及び指導者の確保や育成などが課題となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	スポーツに親しむ市民の数が増える。		
	指標 スポーツクラブ加入者数	1,018人	1,500人
活動指標	市民のスポーツへの興味・関心を高め、参加する機会を増やす。		
	指標 スポーツ大会・教室などの参加人数	1,077人	1,500人

施策の展開

多様なスポーツ機会の充実 施策2-3-1

施策テーマ	取組方針	担当課
地域でのスポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人うとスポーツクラブとの連携強化により、地域で市民がスポーツに親しむ機会を充実します。 ●市スポーツ推進委員や市体育協会と連携し、ニュースポーツの推進やクラブチームへの加入促進、地域のスポーツ活動の指導者発掘・育成に努めます。 	生涯活動推進課
競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●県大会などの広域的なスポーツ大会の誘致やトップレベルのスポーツ選手によるスポーツ教室を招聘するなど、市民の競技スポーツへの関心を高める機会を充実します。 ●九州大会以上の大会に出場する選手への支援をしていきます。 	生涯活動推進課

スポーツ施設の環境整備 施策2-3-2

施策テーマ	取組方針	担当課
体育施設の改修・改善	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が安全安心に施設を利用できるよう、体育施設の改修・改善を進めます。 	生涯活動推進課

関連する計画

- 宇土市教育振興基本計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 健康増進に関心を持ち、様々なスポーツ活動に参加する。
- 地域でのスポーツ活動の機会を広げるため、運営をサポートする。

行政の行動目標

- 多様なスポーツ活動の機会をつくる。
- スポーツ活動の拠点となる体育施設が有効活用されるよう環境整備を図る。



生涯学習の推進 2-4

施策目標

幅広い年代の市民が、学びを通じて自己実現できる生涯学習環境をつくります

現状と課題

生涯学習を通して自らの個性と能力を伸ばし、生きがいのある豊かな生活を送りたいという市民は年々増えあらゆる世代の市民が主体的に学べる機会を提供することが重要になってきています。さらに、その学習成果を、地域社会の中での活動に活かすことができる環境づくりが求められています。

本市では、生涯学習講座や中央高齢者大学、地区公民館での生涯学習講座や成人講座、子ども地域活動など様々な公民館活動や生涯学習活動を展開しています。また、公民館活動や生涯学習活動の拠点となる中央公民館の再建をはじめ図書館や地区公民館の耐震化などの整備に取り組んでいます。

今後も、これらの生涯学習の拠点施設などを幅広く活用し、市民の年齢や学習ニーズに応じた様々な学習機会の提供や、地域資源を生かした学びを通じて、家庭や地域社会における学習成果の活用を目指した、公民館活動や生涯学習活動を推進していく必要があります。

また、図書館は、読書を中心とする生涯学習の拠点となる施設のひとつであり、様々な世代の市民のニーズに応じた図書資料の充実や、本に親しんでもらうための読書環境の整備に取り組んでいます。特に、次世代を担う子どもたちの健やかな成長や豊かな情操を育むためにも、子どもの読書活動の推進が重要になっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	生涯学習に参加する市民が増える。図書館利用者及び貸出冊数が増える。		
	指標 生涯学習講座などの参加者数	2,722人	3,250人
	指標 図書館個人貸出者及び貸出冊数	20,451人 68,579冊	23,000人 75,000冊
活動指標	生涯学習の学習機会を増やす。		
	指標 生涯学習講座などの実施件数	27件	35件
	図書館の駐車場を増設する。		
	指標 駐車場の駐車可能台数	12台	20台以上

施策の展開

生涯学習機会の充実 施策2-4-1

施策テーマ	取組方針	担当課
生涯学習講座の充実	●市民のニーズに合った生涯学習に関する講座の企画・運営や、中央高齢者大学、各地区公民館での生涯学習講座や成人講座、子ども地域活動などを行い、学習の機会を充実させます。	生涯活動推進課 中央公民館
地域人材を活用した学習機会の提供	●様々な知識や技術を持つ地域の方々を募り、学校や団体、地域に派遣し、伝統・文化などの学習や世代間の交流を行うことによって地域教育力の向上と生涯学習の推進を図ります。	生涯活動推進課

生涯学習施設環境の整備 施策2-4-2

施策テーマ	取組方針	担当課
生涯学習施設の整備	●公民館や図書館などを生涯学習の拠点施設として、公民館活動や生涯学習活動が全市的に展開できるように、施設改修などの環境整備を進めます。	中央公民館 図書館

読書活動の推進 施策2-4-3

施策テーマ	取組方針	担当課
読書活動の推進	●学校や公民館などとの連携により、公共施設などの図書コーナー活用を促進するとともに、読み聞かせボランティアによる読書活動を推進します。 ●多くの市民が読書に親しみ、知る喜びが実感できるように、家庭・学校・地域が一体となった読書環境づくりに取り組みます。	図書館

関連する計画

- 宇土市教育振興基本計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 生涯を通じて学ぶ意欲をもち、様々な学習機会に参加する。
- 学んだ知識や経験を活かし、指導者やボランティアとして、地域の生涯学習活動を支援する。



行政の行動目標

- 市内の各拠点を活かした生涯学習活動の事業展開を図る。
- 市民の自主的な生涯学習活動を支援する。

青少年の健全育成 2-5

施策目標

各地域での多様な体験学習や研修機会の実践により、将来を担う青少年の健全な育成を支援します

現状と課題

青少年を取り巻く環境の変化は、核家族世帯の増加や少子高齢化の進展、パソコンやスマートフォンなどの普及によるインターネット環境の普及拡大などに伴い、地域社会のつながりの希薄化や地域での体験、交流機会の減少が進み、青少年の健全な成長に影響を与えています。

本市では、地区公民館を中心に、家庭だけでなく地域住民の協力のもと、「地域の子どもは地域で育てる」という考えにより、小中学校での職場体験やボランティア活動などの体験学習、宇土市の歴史や伝統、自然と触れ合う機会を提供し、安心して活動できる「子どもの居場所づくり」に取り組んでいます。

今後も、家庭や学校、地域、関係機関が相互に連携・協働して、健やかでたくましく生きる力を育み、将来を担う青少年の成長を支援していく活動を推進する必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	地域の体験・交流活動に参加し、地域への誇り・愛着を持つ子どもが増える。		
	指標 地域学習への子どもの参加者数	1,816人	2,800人
活動指標	子どもたちが地域で体験・交流できる「子どもの居場所」を増やす。		
	指標 地域学習の実施回数	61回	65回

施策の展開

多様な青少年育成活動の充実 施策2-5-1

重点戦略【○】

施策テーマ	取組方針	担当課
地域ボランティアによる子どもの健やかな育成支援	●学校支援活動を通して、地域と学校の連携・協働による子どもの健やかな育成支援に取り組みます。	生涯活動推進課
地域の体験・交流活動の充実	●放課後子供教室、通学合宿など、地域の異なる世代や年齢の人との学習活動や体験・交流活動を通して、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯活動推進課 中央公民館
地域学習の推進	●「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、地域住民との関わりを通じて子どもの居場所づくりを進め、地域への愛着や郷土に誇りを深める機会をつくれます。	中央公民館

非行防止の推進 施策2-5-2

施策テーマ	取組方針	担当課
非行防止活動の推進	●青少年センターを核に、家庭や学校、地域、関係機関との連携を図り、街頭指導や相談活動を実施し、青少年の非行の未然防止に努めます。	生涯活動推進課

関連する計画

- 宇土市教育振興基本計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 地域学校協働活動（学校支援活動・放課後子供教室活動など）への参加を促す。
- 青少年が地域の中でふれあう場を広げる。
- 青少年に地域内での交流の場への参加を促す。
- 体験・経験を活かし、地域の青少年との交流活動の支援協力を行う。

行政の行動目標

- 地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進を図る。
- 市民や事業者と連携し、多様な体験・研修機会をつくる。
- 地域での交流活動を支援し、地域行事の活性化を図る。



人権教育・啓発の推進 2-6

施策目標

市民一人ひとりが互いに認め合い共に生き、人権を尊重する社会をつくります

現状と課題

人権問題は、憲法が保障する基本的人権を侵害する重大な問題であり、同和問題をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、LGBT などに関する様々な問題が依然として存在しています。

本市では、平成8年3月に「宇土市人権擁護に関する条例」を施行、平成22年3月に「宇土市人権教育・啓発基本計画」を策定（平成31年3月改訂）し、地域の実情を踏まえて、差別のない明るい地域社会の実現を目指しています。その実現に向け、地区公民館成人講座など人権課題の学習会や各種研修会を開催し、市民の参加を促進するとともに、人権意識の高揚を図るため、ハートフルフェスタの開催や広報など更生保護の理解に関する啓発活動を行っています。

また、市職員に対しては、人権研修を定期的で開催しており、外部で開催される研修会などについても積極的な参加を促し、人権問題の解決に向けた意識啓発に努めています。

今後も、市民一人ひとりが人権問題について正しい知識を身に付けるとともに、自らの問題として捉え、あらゆる差別や偏見をなくすよう人権教育や啓発に取り組んでいく必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	人権学習講座などに参加する市民が増える。		
	指標 人権学習機会への参加者数	577人	700人
活動指標	人権意識の啓発・学習機会を増やす。		
	指標 人権学習講座の実施件数	9件	11件

施策の展開

人権教育・啓発活動の推進 施策2-6-1

施策テーマ	取組方針	担当課
研修会などへの参加促進及び人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる人権問題に対する認識と理解を深めるため、市職員に対する人権研修をはじめ、市民に対しても講座や学習会を通じて、人権問題に対する学習機会の充実を図ります。 ●学校教育において、人権に対する取組への理解・協力を深め、人権教育を推進します。 	総務課 生涯活動推進課 学校教育課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙などによる広報やハートフルフェスタなどを通じた啓発活動を実施することで、人権意識の高揚を図ります。 ●犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について正しい理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、関係機関と連携し、啓発活動を行います。 	生涯活動推進課 総務課

人権擁護・相談活動の充実 施策2-6-2

施策テーマ	取組方針	担当課
人権相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●特設人権相談所などによる人権相談を実施するとともに、あらゆる人権問題について市民への周知を行うことで、相談体制の充実を図ります。 	総務課

関連する計画

- 宇土市人権教育・啓発基本計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 人権に関する学びの機会に参加する。
- 差別や偏見をなくす力を養う。

行政の行動目標

- 地域や学校、職場などで人権に関する啓発や学びの機会をつくる。



地域の文化遺産の保存・活用 2-7

施策目標

市民が地域の歴史文化に愛着や誇りをもつとともに、文化遺産を後世に伝えるため、文化遺産の保存と活用に取り組みます

現状と課題

古くから継承されてきた有形文化財や埋蔵文化財、民俗文化財などの文化遺産を後世に保存継承していくことは、現代に生きる私たちの責務であるといえます。本市には、国重要有形民俗文化財の指定を受けた宇土の雨乞い大太鼓をはじめ、史跡宇土城跡や肥後向野田古墳出土品を含めた計3件の国指定文化財のほか、県指定8件、市指定107件の指定文化財、1件の国登録有形文化財があり、全国的に見ても誇るべき数多くの文化財が残されています。

このような文化遺産を市民に正しく伝え後世に継承するために、文化財の管理や解説サイン設置などの整備を継続的に実施していますが、まだ充分とはいえず、今後も計画的に進めていく必要があります。また、開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査については、熊本地震の影響で開発事業者からの照会件数や試掘確認調査が増加しており、開発にかかる埋蔵文化財の調査と保護が課題となっています。その他、国指定文化財の宇土の雨乞い大太鼓や県指定文化財の宇土の御獅子舞などの古くから継承されてきた民俗文化財については、後継者の育成や担い手不足が課題となっています。

今後は、文化財の保存はもちろん、長年の調査研究で明らかになった宇土の歴史や市史編纂事業などで蓄積された貴重な資料を積極的に公開し、歴史文化を学ぶ機会を充実させるとともに来訪者の拡大につなげ、観光資源としても活用できるよう取り組む必要があります。併せて、行政と市民やボランティア団体が連携し、郷土の文化遺産の価値を高め、まちづくりに活かす取り組みへつなげていくことも重要になっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	地域の文化遺産に対する市内外の関心が高まり、保護・保存活動が活発化する。		
	指標 市民の学習講座などへの参加者数	630人	700人
	指標 大太鼓収蔵館などへの来館者数	4,663人	5,000人
活動指標	文化遺産を活用した学習機会や体験交流機会を充実する。		
	指標 学習講座・体験活動の実施回数	33回	40回

施策の展開

文化遺産の保存 施策2-7-1

施策テーマ	取組方針	担当課
轟泉水道関連資源の保存	●轟泉水道と旧高月邸が一体となった国指定を目指し、指定後本格的な保存整備事業を実施します。	文化課
地域の文化遺産の調査・保護	●文化的価値のある地域資源を後世に継承していくため、地域の文化遺産を調査・保護し、適切に管理し公開します。	文化課
指定文化財の保存	●史跡宇土城跡や天神山古墳などの史跡などの災害復旧を含めた保存と適切な管理を進めます。	文化課
地域における伝統芸能などの保存	●地域の伝統芸能などの無形民俗文化財を後世に継承するため、保存活動に取り組む団体を支援します。	文化課

文化遺産の市民学習・観光交流への活用 施策2-7-2

重点戦略【U】

施策テーマ	取組方針	担当課
文化遺産の展示公開	●図書館郷土資料室などでの、轟貝塚や曾畑貝塚、史跡宇土城跡などの出土遺物や文化財の公開展示などを行います。	文化課
文化遺産に関する学習機会の充実	●宇土市の歴史的・文化的価値を有する資料を、市民が活用できるよう、学習講座やデジタルミュージアム、図書館郷土資料室などで情報公開を行います。	文化課 図書館
小西行長の文化遺産を活かした観光振興	●小西行長の人物像や国内外での活躍・功績を再評価するなど、宇土市の文化遺産や伝統文化の注目度を高め地域振興につなげます。	文化課 商工観光課
歴史文化をテーマにした体験観光の推進	●大太鼓収蔵館などの拠点施設を活かし、体験活動を通じて地域の歴史文化を学ぶ機会を充実し、来訪者の拡大につなげます。	文化課 商工観光課
船場橋及びその周辺の環境整備と観光振興	●船場橋復旧後の観光振興策として、震災後に空き地となっている周辺の土地利用を検討します。	文化課 商工観光課
御輿来海岸の日本遺産への認定検討	●御輿来海岸を含む、住吉から赤瀬にかけての有明海沿岸一帯について、日本遺産への認定に向けて検討します。	文化課 商工観光課

関連する計画

- 宇土市教育振興基本計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 市の歴史や文化に興味をもち、学習機会に参加する。
- 市の歴史や文化を学び、後世へ継承する活動に取り組む。

行政の行動目標

- 市の文化遺産の調査や保存・管理を進め、後世への継承に取り組む。
- 市の文化遺産を広く公開・発信し、市内外の理解と関心を高める。



文化・芸術活動の推進 2-8

施策目標

市民が文化・芸術にふれ、自ら文化を創造するまちを目指し、文化芸術活動を支援します

現状と課題

文化・芸術活動は、元気で豊かな宇土市を築いていくうえで重要な役割を担っていることから、市民の芸術活動を促し、市内各文化団体及び個人相互の連絡調整を図るため、文化・芸術の振興に寄与することを目的として宇土市文化協会を設立しています。本協会は、平成30年5月現在、48団体、513人が所属しており、主な活動としては、11月3日の文化の日に開催される宇土市芸術文化祭において生け花展や美術品の展示、詩吟、日舞など文化協会に所属する団体の日々の文化活動の発表の場となっています。

また、国指定重要有形民俗文化財の江戸時代から明治時代にかけて製作された雨乞い大太鼓は、文化財としての価値が高いだけでなく、大太鼓を活用した演奏活動は市内外で高く評価されています。毎年開催されている宇土大太鼓フェスティバルへの支援や市民対象の太鼓教室の開催など、太鼓文化の保存継承と活用に取り組んでいます。

指定管理者制度を導入している市民会館では、市内の文化団体と連携を図り、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的として、質の高い舞台芸術を提供するなど、文化の香り高いまちづくりを推進しています。

今後も市民の文化・芸術活動に対するニーズに柔軟に対応していくため、市民会館を文化芸術の発信拠点とし、NPOや各文化活動団体などと連携を図り市民参加の機会を創出するとともに、文化団体などが主体的に活動できるよう支援していく必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	芸術・文化活動に参加する市民が増える。		
	指標 市民会館自主文化事業への参加者数	5,085人	5,500人
活動指標	文化団体を育成し、文化活動を拡大する。		
	指標 宇土市文化協会所属団体数	49団体	55団体

施策の展開

市民の文化・芸術活動の支援 施策2-8-1

施策テーマ	取組方針	担当課
文化団体の育成	●音楽・舞踊など、練習成果の発表機会である芸術文化祭を支援するほか、情報提供や活動支援を行い、文化団体の育成に努めます。	文化課
伝統文化を通じた文化・芸術活動の促進	●市の伝統文化である雨乞い大太鼓を通じた市民の主体的な文化・芸術活動を促進するため、宇土大太鼓フェスティバルへの支援を行います。	文化課

文化・芸術鑑賞機会の充実 施策2-8-2

施策テーマ	取組方針	担当課
市民会館による文化・芸術鑑賞機会の提供	●市の文化芸術の発信拠点である市民会館において、市民が一流の文化・芸術にふれることができる機会を提供します。	文化課

関連する計画

- 宇土市教育振興基本計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 文化・芸術鑑賞機会に参加し、一流の文化・芸術にふれる。
- 市内の文化・芸術活動へ参加する。



行政の行動目標

- 市民が文化・芸術に関心を持ち、文化をつくる意欲を高めるため、イベントを通じた鑑賞機会の提供や活動団体を支援する。

健康づくりの推進 3-1

施策目標

健康管理や病気の予防に関する正しい知識と情報を持ち、市民が自ら健康づくりを実践できるまちを目指します

現状と課題

超高齢化社会の到来など社会情勢の変化に伴い、市民の健康寿命延伸、生活の質の向上、壮年期死亡の減少を実現するためには、乳幼児期から高齢期まですべてのライフステージにおける心と体の健康づくりの推進が重要となっています。

本市では、「自分の健康に目を向ける」、「生活習慣病につながる生活を改善する」を目標に、特定健診やがん検診などの受診促進、特定保健指導や健康相談を実施しています。

一方、新規の受診者が増えない、健診後の精密検査未受診など、市民に健康づくりが浸透していない点が課題となっており、特定健診受診後の保健師・管理栄養士による特定保健指導実施率の向上や増加する糖尿病への対策として平成30年度から糖尿病性腎症重症化予防プログラムを推進しています。今後も市民の健康管理を支援し、併せて医療費増加の抑制に努める必要があります。また、健康管理には生活習慣が課題となります。宇土市食育推進計画を引続き推進し好ましい生活習慣づくりを進めます。

母子保健事業としては、元気な心と体を育み、自立を目標に取り組んでいます。様々な背景の中で保護者が子どもを産み育てていく過程を、関係機関と連携して支援していく必要があります。

感染症対策としては、定期予防接種の実施率向上対策への取組を実施しています。国際化に伴う新たな課題なども発生しており、引き続き情報収集に努め、関係者と連携した対応がとれる体制づくりが必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	自らの健康づくりが習慣化している市民が増える。		
	指標 特定健診受診率	36.2%	43%
活動指標	市民の健康づくりに対する意識を啓発する。		
	指標 健康や食育に対する講座などの実施件数	40件	50件

施策の展開

健康づくりの意識啓発と健康増進活動の促進 施策3-1-1

施策テーマ	取組方針	担当課
行政と地域が一体となった健康づくり体制の構築	●行政と地域が連携し、スポーツ振興、介護予防などと連携した健康づくりの取組を推進します。 ●温泉利用を中心とした健康増進のための温泉利用プログラムを実施します。	健康づくり課 生涯活動推進課 高齢者支援課 福祉課

施策テーマ	取組方針	担当課
健康意識の啓発	●健康講座や運動教室を実施し、健康づくりの普及・啓発を行います。	健康づくり課
食育の推進	●好ましい食習慣に基づく健康管理を促進するため、食育についての学習機会を充実します。	健康づくり課

健診などの受診促進など、健康管理の支援 施策3-1-2

施策テーマ	取組方針	担当課
健康診断・がん検診の促進	●生活習慣病予防のための特定健診受診の重要性について周知を図り、受診の促進を図ります。 ●がんの早期発見・早期治療のため、検診の精度管理や受診しやすい体制整備により、受診率の向上や検診後の精密検査の未受診者をなくすため受診勧奨に努めます。	健康づくり課
健康相談・保健指導の充実	●保健師や管理栄養士による健康相談を実施し、市民の健康づくりを支援します。 ●病気のリスクが高い対象者への個別指導を行うとともに、医療機関と連携して重症化予防の指導を行います。	健康づくり課
心の健康づくりに向けた相談体制の充実	●自殺を防ぐための相談窓口の設置や地域での自殺対策推進のため、ゲートキーパーの育成やこころの健康づくりに関する講演会を開催し、正しい知識の普及啓発を行います。	健康づくり課 福祉課

母子保健の充実 施策3-1-3

施策テーマ	取組方針	担当課
健診などを通じた妊婦・乳幼児の健康管理	●妊婦健診による健康管理、各種乳幼児健診や教室を通じた母子の健康管理や健やかな成長を促すための支援に取り組みます。 ●妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センター活動の展開に取り組みます。	健康づくり課
不妊治療に対する支援	●不妊治療にかかる経済的な負担の軽減に取り組みます。	健康づくり課

感染症対策の推進 施策3-1-4

施策テーマ	取組方針	担当課
感染症予防に対する知識普及と予防接種の実施	●感染症を未然に防ぐため、感染症予防に対する正しい知識の普及に努め、予防接種の必要性を啓発します。	健康づくり課
感染症に対する危機管理体制の確立	●新たな感染症の発生に備え、危機管理体制を確立し迅速な対応を図ります。	健康づくり課

救急医療体制の確保 施策3-1-5

施策テーマ	取組方針	担当課
救急医療体制の確保と市民への周知	●医師会との連携により、休日診療や救急医療体制を確保するとともに、市民へ情報提供を行い周知を図ります。	健康づくり課

関連する計画

- 健康うと21ヘルスプラン
- 宇土市保健事業実施計画
- 宇土市食育推進計画
- いのち支える宇土市自殺対策計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 健康づくりに対する意識を高め地域力の強化を図る。
- 生涯を通じた好ましい生活習慣の実践に取り組む。
- 生活習慣病予防に対する正しい知識をもち、定期的に健康診断を受診する。

行政の行動目標

- 健康づくりの啓発活動を行う。
- 市民が利用しやすい各種健診、健康相談、健康教育を検討する。



子育て支援の充実 3-2

施策目標

多様な子育て家庭のニーズに対応した支援により、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します

現状と課題

近年、核家族化の進行やひとり親家庭、共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化などにより、子育ての環境はより複雑化しています。このような中で、子どもたちの健全な成長を促すためには、様々な角度から子育て支援策が必要となっています。

本市では、平成27年度より開始された国の子ども・子育て支援新制度に合わせ、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために「宇土市子ども・子育て支援事業計画」(第1期、第2期)を策定して、学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握した上で適切なサービスの確保に取り組んでいます。

全国的な少子化の流れの中で、本市の児童数も減少しているものの、保育所入所希望児童の数は着実に増加傾向にあり、保育所や学童クラブの受け入れ態勢をはじめ、多様な保育の実施、市民同士による子育て援助の促進など、対策を充実させていく必要があります。また、経済的支援については、「乳幼児医療費・こども医療費助成制度」を実施しており、現物支給の需給範囲や助成年齢対象を拡大し、経済的支援の幅が広がりました。

全国的に深刻な事件が発生している児童虐待の問題については、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の機能を充実させ、妊娠期から関係機関と連携して支援を行い、虐待の予防と、早期発見・早期対応に努める必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるよう、保育所などの待機児童を解消する。		
	指標 保育所の待機児童数	27人 (10月時点)	0人 (10月時点)
活動指標	子育て家庭に対する相談支援体制を充実する。		
	指標 子ども家庭総合支援拠点の設置及び専門職の配置数	未設置 0人	設置 2人

施策の展開

仕事と子育ての両立支援、保育環境の充実 施策3-2-1

重点戦略【O】

施策テーマ	取組方針	担当課
保育事業の充実	●待機児童の解消に向け、保育所の受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における一時預かり保育の受け皿を充実します。 ●延長保育・休日保育、一時預かり、病児・病後児保育、障がい児保育など子育て家庭の多様なニーズに対応した保育事業の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課
多様なニーズに対応した預かり保育の充実	●共働き世帯の増加など、子育て家庭のニーズの多様化に対応するため、ファミリーサポートセンター事業など預かり保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課
放課後児童クラブの充実	●需要の高まる児童を預かる場を提供するため、放課後児童クラブの充実に努めます。	子育て支援課

子育て支援体制の充実 施策3-2-2

重点戦略【O】

施策テーマ	取組方針	担当課
地域の身近な子育て相談・交流の場づくり	●つどいの広場や児童センターなどを通じ、身近な地域での育児不安に関する相談・指導体制を充実するとともに、親子・保護者同士の交流の場を広げます。	子育て支援課
子育て世帯の経済的支援	●乳幼児及び小中学生の医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	子育て支援課

ひとり親家庭などへの支援 施策3-2-3

施策テーマ	取組方針	担当課
ひとり親家庭などの生活支援・自立促進支援	●ひとり親家庭などの自立を促進するため、子育てや生活への支援をはじめ、自立に向けた資格取得などによる就業促進などの支援を行います。	子育て支援課

要保護児童対策の推進 施策3-2-4

施策テーマ	取組方針	担当課
相談事業の周知による児童虐待の早期発見・早期対応	●要保護児童対策地域協議会などによる相談体制を充実し、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関の連携を強化します。 ●専門的な相談対応や調査、継続的なソーシャルワーク業務を担う拠点(子ども家庭総合支援拠点)の整備に努めます。	子育て支援課

関連する計画

- 宇土市子ども・子育て支援事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 親子や保護者同士の交流の場を活用する。
- 地域や事業者が子育て世帯を支える意識をもつ。

行政の行動目標

- 子育て世帯が安心して子育てのできる保育・子育て支援サービスを提供するとともに、子育ての不安解消に向けた相談・交流の場を提供する。



高齢者福祉の充実 3-3

施策目標

高齢者を支援する連携体制を強化し、住み慣れた地域でいつまでも生きがいをもって生活できるまちを目指します

現状と課題

本市の高齢者人口は、平成26年に1万人を突破し、平成29年度末現在で10,727人となっています。また、高齢化率は28.8%であり、2021年には30%を超えることが予想されています。今後、高齢者数の増加に伴い、新規の要支援・要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が予測される一方で、介護を支える担い手の不足が深刻な課題となっています。こうした社会動向の変化を踏まえ、介護予防に取り組むことや認知症施策など高齢者が住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう生活支援に取り組むことが重要となっています。

本市では、平成30年3月に策定した「第7期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた、地域でますます生きがいをもって活躍できる基盤づくりを進めるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進、また高齢者の社会参加や就労の場の充実にに向けた取組が必要です。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	生きがいを持って暮らせる高齢者が増える。		
	指標 シルバー人材センター登録者数	222人	280人
活動指標	高齢者が安心して住み続けられる環境をつくる。		
	指標 認知症サポーター養成数	5,362人	8,100人

施策の展開

包括的な支援体制による高齢者福祉の推進 施策3-3-1

施策テーマ	取組方針	担当課
地域包括ケアシステムの推進	●在宅医療・介護の連携や関係機関と連携した生活支援サービスの体制整備など、地域課題の把握・解決に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	高齢者支援課
認知症施策の推進	●認知症の人やその家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。 ●認知症などの高齢者が行方不明となった場合の事業所や市民サポーターによる捜索ネットワーク体制を充実します。	高齢者支援課
高齢者福祉サービスの推進	●宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく、高齢者福祉サービスの提供に努めます。	高齢者支援課
高齢者の権利擁護・虐待防止の推進	●高齢者の権利擁護制度に対する周知を図り、利用を支援します。 ●高齢者虐待の早期発見を図るため、ネットワーク体制をつくりまします。	高齢者支援課

介護予防と自立支援・重度化防止の推進 施策3-3-2

施策テーマ	取組方針	担当課
介護予防活動の推進	●高齢者の状態に応じた適切な介護予防を推進するとともに、活動を支える介護予防サポーターを養成します。	高齢者支援課
身近な地域の高齢者の交流や健康づくり	●公民館などを活用し、高齢者の身近な交流や健康づくり活動の場の提供に努めます。	高齢者支援課
高齢者の自立支援	●高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、外出支援や緊急通報などの自立支援に対する取組を進めます。	高齢者支援課

高齢者の社会参加や就労の場の充実 施策3-3-3

施策テーマ	取組方針	担当課
老人クラブなどを通じた生きがいづくりの促進	●老人クラブの活動支援、地域活動への支援を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。	高齢者支援課
高齢者の就労機会の確保	●シルバー人材センターの活動支援や関係団体の情報提供を行うなど、高齢者の経験や知識を地域貢献に生かして、就労や生産活動に参加する機会を確保します。	高齢者支援課

関連する計画

- 宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 認知症対策や介護予防活動を支援する市民ボランティアに参加する。
- 地域で公民館などを活用した高齢者の集いの場をつくる。
- 地域活動における高齢者の社会参加の場を提供する。

行政の行動目標

- 関係機関との連携により高齢者の介護予防や自立支援のできる環境をつくる。
- 高齢者の社会参加や就労機会づくりを支援する。
- 公的な福祉サービスの提供と地域のボランティアなどとの連携の仕組みをつくる。



障がい者福祉の充実 3-4

施策目標

障がいに応じた適切なサービスを提供し、障がい者にやさしい、安全・安心なまちを目指します

現状と課題

平成29年度末現在の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳1,793人、療育手帳341人、精神障害者保健福祉手帳387人であり、その内、身体障害者手帳所持者の75.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者の31.5%が65歳以上と手帳所持者の高齢化が進んでいます。

障がい者福祉の方向は、「施設（福祉）から在宅（福祉）へ」と向かう流れがあり、住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができるように障がい者などが必要とする障害福祉サービスその他の支援の整備を進めることで、障がい者の自立と社会参加を促していく必要があります。本市では、障がい者行政全般にわたる将来の方向性を示した3つの計画を作成しており、「障がいのある人、ない人にかかわらず、だれもが安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。

近年、こころの病が増加し、自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者は740人と、平成24年度から99人増加しています。その中には通院をしながら働いたり、一旦退職を余儀なくされたりする方もいます。障がいのある人の社会生活を支援する上で、就労することはとても重要であり、障がいのある人の雇用促進に向けて、啓発や情報提供を行うとともに、ハローワークや就労支援事業所などと連携することで、社会的自立を後押ししていくことが必要となっています。

発達障がいがある幼児・児童・生徒も増えており、障害児福祉サービスの利用も年々増加しています。その中には保護者の理解が難しく、適切な時期に必要な療育が受けられないケースもあり、今後は庁内関係各課や関係機関が連携を取りながら、保護者や家族に向けた支援を行うことが重要となります。また、これまで地域での支援が難しかった医療的ケアを必要とする児童などに対しても、地域で生活するために保健、医療、福祉、保育、教育などの関係分野が共通の理解に基づき協同する包括的な支援体制を構築することが必要となっています。

さらに、今後は障がい者の重度化・高齢化、支援する家族も高齢化することでの「親なき後」を見据えた体制整備が必要となっており、中長期的視点に立った継続的な支援体制や障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域生活支援拠点などの整備に取り組んでいく必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	障がい者の就労（雇用）機会が増える。		
	指標 障害者就労施設などからの物品優先調達額	1,552千円	2,000千円
活動指標	障がい者への情報提供・相談支援を充実する。		
	指標 基幹相談支援センターの登録者数	0人	10人

施策の展開

障がい者への情報提供・相談体制の充実 施策3-4-1

施策テーマ	取組方針	担当課
広報・啓発活動の推進	●障がい者に対して必要な情報提供ができるようコミュニケーションに関する支援を行います。 ●広報・啓発活動を通じて市民の障がい者への理解促進を図ります。	福祉課
相談体制の充実	●障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、相談窓口及び相談員の周知を図るとともに、民生委員・児童委員などと連携した相談支援の充実を図ります。	福祉課

障がい者への生活支援の充実 施策3-4-2

施策テーマ	取組方針	担当課
障がい者の生活支援・自立支援の充実	●地域の保健・医療・福祉事業者との連携により、障がい者一人ひとりの状況に応じた適正なサービスを提供できる支援体制をつくります。	福祉課
障がい者の家庭への経済的支援	●障がい者の家族に対して、医療費助成などによる経済的支援を行います。	福祉課
障がい者の権利擁護・虐待防止の推進	●障害者虐待防止センターと連携し、障がい者の権利擁護・虐待防止に努めます。	福祉課

障がい者の就労・社会参加の支援 施策3-4-3

施策テーマ	取組方針	担当課
障がい者の就労支援	●就労支援相談員による障がい者のニーズに応じた職業相談により、障がい者雇用を促進します。	福祉課
障がい者の社会参加の促進	●障がい者が、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動などに社会参加できる機会を支援します。	福祉課

関連する計画

- 宇土市障がい者プラン
- 宇土市障がい福祉計画
- 宇土市障がい児福祉計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 障がいをもつ人への理解を深める。
- 障がい者の就労の場、交流の場を広げる。



行政の行動目標

- 福祉事業者などと連携し、障がい者の適切な支援につなげる。
- 障がい者が社会参加できるよう支援する。

地域福祉の推進と社会保障制度の運営 3-5

施策目標

誰もが安心して暮らせる、見守り、支え合いのある地域づくりを推進します
生活困窮者など支援を必要とする人が、適切な支援を受けられる社会保障制度の健全運営を行います

現状と課題

少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりが希薄化してきており、地域における課題の解決には社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの役割が欠かせないものとなっています。今後は、複合的課題などへの包括的な支援や、市民同士の相互扶助（共助）を促進し、地域共生社会の実現を目指します。

国民年金制度は、経済情勢や雇用形態の変化などの影響を受け、低年金者や無年金者の増加が懸念されており、老後の生活が安定したものになるよう、年金の加入と納付を適正に推進する必要があります。

また、国民健康保険事業については、被保険者の高齢化、医療技術の高度化などによる医療費の上昇、さらに、雇用形態の多様化による低所得者や無職者などの増加により、事業運営は厳しい状況となっており、今後益々財政状況は厳しさを増していくことが懸念されます。将来にわたって安定的な事業運営を図っていくためには、医療費の一層の抑制、滞納対策の強化や保険税の見直しに取り組むことが重要となっています。

介護保険についても、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護などが必要になっても住み慣れた地域で自立した生活を送るための地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。団塊の世代が75歳以上になる2025年度を見据え、引き続き、高齢者が地域で安心して暮らすために、自立支援・重症化防止、医療・介護の連携、認知症対策、施設・住まい及び介護人材の確保などの課題の解決が求められます。

本市の生活保護世帯の保護率は、平成30年3月現在10.6%であり、全国16.7%及び熊本県14.2%と比べ低い数値を示していますが、近年は有料老人ホームへの入所を機に生活保護の相談・申請を行う高齢者世帯が急増しており、要援護者・被保護者に応じた細やかな援助・指導を推進していくことが必要となっています。さらに、管内の有効求人倍率は、平成29年度末に1.69倍と熊本地震以降改善していますが、被保護者の就労になかなか結び付かないため、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進支援事業などを活用し、被保護者世帯の自立助長を図る必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	被保護者が就労し自立した世帯が増える。 健全な社会保障制度の運営により医療費の抑制が進む。		
	指標 生活保護受給世帯の就労収入の増加による自立世帯数	年間6世帯	年間7世帯
	指標 医療費地域差指数（注）	1.107	1.091

（注）医療費の地域差を表す指標として、1人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を1として指数化したもの。この値が1を下回ると、「宇土市の1人当たり医療費」が「全国平均の1人当たり医療費」より低いことを意味する。

活動指標	国民健康保険税の適正な徴収に取り組み、高い収納率を維持する。		
	指標 国民健康保険税（現年分）の収納率	92%以上 (前計画期間においては達成)	92%以上

施策の展開

地域福祉活動の推進 施策3-5-1

施策テーマ	取組方針	担当課
社会福祉協議会の活動支援	●地域福祉活動を推進するため、宇土市社会福祉協議会の活動を支援します。	福祉課
民生委員・児童委員の活動支援	●身近な地域で福祉活動の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。	福祉課
福祉教育の充実	●小中学校における福祉教育や地域行事を通じた市民の福祉意識の向上を図ります。	福祉課

生活保護世帯などの自立支援 施策3-5-2

施策テーマ	取組方針	担当課
相談体制の充実	●生活保護や生活相談に関する相談体制の充実を図ります。	福祉課
就労支援体制の充実	●稼働年齢層にある被保護者へ就労支援員による就労支援を行うとともに、関係機関と連携して、自立に向けた就労支援体制の充実を図ります。	福祉課
生活困窮者の自立支援	●生活困窮者の実態の把握に努め、関係機関との連携による相談支援・自立支援を行います。	福祉課

社会保障制度の健全な運営 施策3-5-3

施策テーマ	取組方針	担当課
国民年金制度の適正な運営	●国民年金制度についての普及啓発に取り組み、年金の加入・納付を促進するとともに、受託事務の適正な運営に努めます。	市民保険課
介護保険事業の適正な運営	●宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正な運営に努めます。	高齢者支援課
国民健康保険事業の適正な運営	●国民健康保険事業について、適正な賦課・徴収に努めるとともに、宇土市の健康課題である糖尿病性腎症の重症化予防やレセプト点検などの充実により、医療費の抑制・適正化を図ります。	市民保険課 税務課

関連する計画

- 宇土市地域福祉計画
- 宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 宇土市保健事業実施計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

●地域福祉の推進に向けて、地域での見守り・支え合い活動に参加する。

行政の行動目標

●民生委員・児童委員などを支援し、地域における活動を推進する。
●支え合いの仕組みづくりに向けた関係機関との連携体制をつくる。



農林業の振興 4-1

施策目標

持続可能な生産基盤を強化し、市内外に農産物・特産品の魅力を発信することで消費を拡大します

現状と課題

本市の農業は兼業農家が市内農家の多くを占め、農作物価格の低迷、従事者の高齢化、後継者不足により、離農が進行し農業者数は減少し、耕作放棄地は増加しています。このため、担い手農家や集落営農への農地集積など、効率的な農業経営を推進し、経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

本市では、基幹作物として、米、施設園芸、葉たばこ、果樹などが生産されていますが、持続できる農業経営を推進するため、農産物の高付加価値化・消費拡大が必要となっています。

また、健康や食の安全・安心に対する意識の高まりから、地産地消の取組が広がっています。現在は地元の農産物を学校給食に提供しており、今後も地元の農産物を多く提供できるように検討が必要となっています。

一方、排水機場などの農業用施設の老朽化が進んでおり、早急な設備の更新による生産基盤の維持が必要となっています。

本市の林業は、森林所有者の約90%以上が5ha未満の小規模林家であり、農業に付随して経営を行っている状況にあります。

有害鳥獣に関する報告（特にイノシシ）については、年々増加しており、有害鳥獣被害防止対策への正しい理解の啓発と侵入防止柵などの防除対策を推進することが必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2018年10月末)	目標値 (2022年度)
成果指標	農業の担い手が増える。		
	指標 認定農業者数	188 経営体	205 経営体
活動指標	担い手への農地集積が進む。		
	指標 農地中間管理機構を活用して集積した農地の面積	750,553㎡	870,000㎡

施策の展開

農林業の生産基盤の整備 施策4-1-1

施策テーマ	取組方針	担当課
農道などの整備	●農業の生産維持を図るため、県と連携し、農道の整備や排水機場の更新に努めます。	農林水産課
農業用排水路の整備	●老朽化した用水路や排水機場などの農業用施設を改修し、農地の保全を図ります。	農林水産課
優良農地の確保	●耕作放棄地などの維持管理による農地の有効利用や、宇土農業振興地域整備計画の見直しにより、優良農地の確保を図ります。	農林水産課
有害鳥獣被害対策の推進	●農林産物の被害防止を目的とした有害鳥獣侵入防止柵など設置事業の推進並びに有害鳥獣の捕獲を実施します。	農林水産課
林道などの改良整備	●森林の荒廃を防ぎ、森林の持つ公益的機能の保全と優良木材の育林作業環境の整備を図るため、林道・改良舗装を行います。	農林水産課

農林業の経営基盤強化・担い手育成支援 施策4-1-2

施策テーマ	取組方針	担当課
農業経営への指導	●農業経営アドバイザーによる専門的な知識や経験による、農業経営に対する助言・指導を行います。	農林水産課
農業経営体制の合理化	●農地中間管理事業などを活用し地域の担い手への円滑な農地利用の集積・集約化を支援することで、経営体制の合理化に取り組みます。	農林水産課 農業委員会
農産物の生産支援	●農業者の経営安定と強化を図るため、水田利用率の向上を推進し、農作物の生産を支援します。	農林水産課

農林業を通じた地域交流の推進 施策4-1-3

施策テーマ	取組方針	担当課
市民農園による市民の農業への理解促進	●市民に対して農作物の栽培体験や自然との触れ合いの場を提供することにより、健康的でゆとりのある生活の実現を図るとともに農業に対する理解を深めます。	農林水産課
食農教育の推進	●市内小学校において、地元農業者などの指導による農作業の体験活動を実施し、子ども達の地域の農業への理解を深めます。	農林水産課
地産地消の推進	●学校給食への地元農産物の提供や直売施設でのPR活動などを通して地産地消を推進します。	農林水産課
農産物の高付加価値化と消費拡大	●農産物加工品の開発や消費拡大を支援します。	農林水産課

関連する計画

- 宇土農業振興地域整備計画
- 宇土市森林整備計画
- 宇土市鳥獣被害防止計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

●市内の農業を応援するため、地産地消を心がける。

行政の行動目標

●農業の生産性の向上や担い手の育成・確保を支援する。



水産業の振興 4-2

施策目標

漁業資源の安定と漁獲量の増加により安定した漁業経営を図ります

現状と課題

本市の水産業は、西部地区を中心に営まれており、特に海苔養殖やアサリを主とした採りや、エビ・イカ漁などが盛んに行われていますが、漁業者の高齢化や後継者不足などにより、漁業就業者が減少傾向にあります。漁業就業者を増加させるためには、持続性のある安定した漁業経営ができる漁業振興策が必要となっています。

特に、有明海の潮流変化や赤潮、自然災害の多発などによる海苔の品質低下や漁場環境悪化によるアサリなどの漁獲量が減少しており、今後は、資源管理の強化を図り、つくり育てる漁業への転換が必要となっています。

漁場である有明海には、河川からの長年に亘る土砂などの流入により、泥土の堆積やゴミの漂流・漂着など、漁場環境が悪化し、漁業に大きな影響を及ぼしています。このため、漁業生産活動の向上と水産資源の回復・増大に向け、漁場環境の改善を図る必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (直近5カ年平均)	目標値 (2022年度)
成果指標	漁業の生産量、生産額が増える。		
	指標 海面漁業生産量	6,400トン	7,700トン
	指標 海面養殖生産額	1,840百万円	2,200百万円
活動指標	稚魚の放流や母貝の育成により漁獲量が増える。		
	指標 1㎡あたりの稚貝個数	163個/㎡	230個/㎡

施策の展開

漁業の生産基盤の整備 施策4-2-1

施策テーマ	取組方針	担当課
漁港の整備	●漁業の生産拠点である市内の各漁港の整備に取り組みます。	農林水産課
漁場の保全	●漁業資源の回復による生産拡大を目指し漁場の環境保全に取り組みます。	農林水産課

漁業経営の安定化 施策4-2-2

施策テーマ	取組方針	担当課
漁業の担い手育成	●漁業後継者に対する研修活動などを支援し、担い手の育成を図ります。	農林水産課
資源管理型漁業の推進	●稚魚の放流や母貝の育成など、つくり育てる資源管理型漁業に取り組み、漁獲量の確保や品質の向上に取り組みます。	農林水産課
持続的な海苔養殖業の振興	●海苔共同乾燥施設の設置を支援し、生産コストの削減や品質向上による漁業者の所得向上を図ります。	農林水産課

水産物の高付加価値化 施策4-2-3

重点戦略(U)

施策テーマ	取組方針	担当課
水産物加工品の開発	●アサリ・ハマグリなどの生産拡大に向けた研究開発を進めるとともに、水産加工品などの開発を支援します。	農林水産課

漁業を通じた地域交流の推進 施策4-2-4

施策テーマ	取組方針	担当課
漁業を活かした交流拡大	●潮干狩り事業を行う際に必要な環境整備を行います。	農林水産課
地産地消の推進	●学校給食への地元水産物の提供や直売施設でのPR活動などを通して地産地消を推進します。	農林水産課

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

●市内の漁業を応援するため、地産地消を心がける。

行政の行動目標

●漁業の生産性の向上、担い手の育成を支援するとともに、販売力向上に向けたPR活動、販路開拓に取り組む。



商業の振興 4-3

施策目標

中心市街地の賑わい創出により、新たな商業の活性化を図ります

現状と課題

本市の商業集積地は、JR宇土駅東側周辺地域における商業施設の集積が進む一方、中心市街地では事業主の高齢化や後継者不足などによる廃業や、更には熊本地震により被災した事業所がやむを得ず建物を解体することによる廃業などがあり、空き店舗や空き地が目立っています。

今後、本市の商業は、市内人口の減少により購買客数が低下することによる売上高の減少が考えられ、各事業所では、顧客の囲い込みや新規顧客の取り込みなどの対策を検討していく必要があります。

本市の創業者数は他自治体と比べ高い傾向にあり、本市が持つ立地条件や地域性などが創業できる優位な環境をもたらしています。今後も創業場所として選ばれるような施策の検討を行うなど、本市の地域経済活発化や雇用の創出につなげていく必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	中心市街地の空き店舗が解消し、賑わいが高まる。		
	指標 中心市街地（メイン通りである本町・城之浦通り）の店舗数	98店舗	100店舗
活動指標	空き店舗の活用や新たな創業を支援する。		
	指標 開業・創業支援事業の利用件数	10件	50件

施策の展開

中心市街地の賑わい創出 施策4-3-1

施策テーマ	取組方針	担当課
観光と連動した商店街の賑わいづくり	●商店街や地域の賑わいを創出するようなまちづくりと一体となった取組を支援します。	商工観光課
空き店舗を活用した新たな魅力の創造	●増加する空き店舗を活用したチャレンジショップやコミュニティ拠点づくりなど新たな取組を促進します。	商工観光課

事業者の経営支援 施策4-3-2

施策テーマ	取組方針	担当課
中小商店の経営基盤強化／市内の起業促進	●中小商店の経営基盤の強化、近代化に伴う店舗改装や新たな開業に対する支援を促進します。 ●市内での創業、開業を促進させる補助金の創設など新たな取組を検討します。 ●熊本地震による解体空き地を市内の事業者が事業用駐車場として活用する場合に支援する制度を検討します。 ●創業間もない中小企業者に対して、経営活動が継続して行えるように宇土市商工会などと連携した伴走型の支援を行います。	商工観光課

地域に密着した商業の活性化 施策4-3-3

施策テーマ	取組方針	担当課
高齢者に身近な商店づくり	●高齢者に身近な買い物や憩いの場となる商店づくりにより高齢者のくらしを応援するとともに地元商店の活性化を目指します。	商工観光課

関連する計画

- 宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 創業支援事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 地元商店の賑わいづくりに参加し、活性化を支援する。
- 地域活性化のため地元商店が協力してイベントを行う。



行政の行動目標

- 商店の経営改善や新たな創業、開業者を支援するとともに、空き店舗の活用や新たな賑わいづくりを支援する。

工業の振興／企業誘致の推進 4-4

施策目標

地場産業の経営支援，企業誘致の推進により，市内の雇用と経済波及効果の拡大につなげます

現状と課題

2020年に開催される東京オリンピック効果もあり日本経済は成長を続けており，熊本県の経済もゆるやかに回復に進んでいます。

本市においては，熊本地震による建設需要が落ち着きを見せつつありますが，今後の地場産業の活性化を図るためには異業種間の交流を活発に行うことによる新たなビジネスモデルの構築など，新たな経済対策を検討していく必要があります。

企業誘致においては，産業の振興と雇用機会の創出を図るため，市内3カ所に整備した工業団地や本市の玄関口であるJR宇土駅東口への企業誘致を積極的に推進してきました。その結果，大型商業施設が集積し，市内に立地を希望する企業からの問合せも増えてきています。企業の立地は，新たな雇用の創出や税収の増加，地元消費の拡大など，様々な面で高い経済波及効果が期待できることから，今後も引き続き，交通の要衝という利点を活かし，積極的な企業誘致を推進する必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	市内で立地する企業（事業所）数が増える。 市内の企業活動が活発化する。		
	指標 進出（増設）協定企業数	1企業	4企業（累計）
	指標 製品出荷額	968億円 (2015年度)	1,000億円超
活動指標	地場産業の異業種交流・技術開発を支援する。		
	指標 異業種交流機会の実施件数	1件	4件

施策の展開

地場産業の経営支援 施策4-4-1

施策テーマ	取組方針	担当課
中小企業の経営支援	●市内外の各種商工団体などと連携し，経営に関する勉強会などを開催することで地場中小企業の経営活動の発展を支援します。	商工観光課

事業者間の交流・連携機会の拡大 施策4-4-2

施策テーマ	取組方針	担当課
企業間交流の促進	●異業種交流や地場企業と進出企業の交流など，企業間の交流活動の拡大を支援します。	商工観光課

企業誘致の推進 施策4-4-3

施策テーマ	取組方針	担当課
情報収集・発信強化の推進	●企業の進出動向などの情報収集や，定期的に開発業者などと意見交換を行うため，企業誘致アドバイザーを活用するとともに，トップセールスを行います。	企画課
優遇制度の活用	●企業振興促進条例に基づき新設・増設する企業に対し，固定資産税の減免実施や，雇用促進奨励金などを交付します。	企画課 税務課

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 経営支援の活用や企業間の連携などにより，事業者の経営を強化する。
- 異業種間の連携を強めることで相乗効果による新たな事業への展開を検討する。



行政の行動目標

- 地場産業の経営支援や事業拡大を支援する。
- 市内に進出する企業を誘致し，雇用拡大につなげる。

観光の振興 4-5

施策目標

市内の自然や歴史文化などの地域資源を活かした観光振興を進め、市内外に幅広く情報発信することで交流人口の拡大を図ります

現状と課題

本市は、近年、御輿来海岸や長部田海床路などの景勝地に訪れる観光客が増え、人気観光地となっています。しかし、来訪する観光客の消費につながる観光商品や宿泊施設も少ないため、地域経済への波及については限定的となっています。今後は、地域団体などと連携し、観光客の消費を誘引し地域経済への効果へつなげるための商品・サービスの提供などの取組を考えていく必要があります。

本市に隣接する宇城市の「三角西港」や天草地域の「崎津集落」が世界遺産登録されたことで、天草・宇土半島地域への新たな交流人口の増加が期待されます。人口減少時代に突入し、地域間競争がさらに過熱していますが、天草・宇土半島地域には2つの世界遺産を有しており、来訪者が多い世界遺産を絡めた周遊観光商品の提供など、宇城、天草地域の各行政機関や観光団体などと連携した取組を行うことで、世界遺産を活かした観光振興による観光消費額の増加を図っていく必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	観光客数が増える。		
	指標 観光入込客数	1,350千人	1,417千人
活動指標	観光客を受け入れる体制を構築する。		
	指標 民泊開業数	0件	2件

施策の展開

観光資源の発掘と観光商品の開発 施策4-5-1

重点戦略【U】

施策テーマ	取組方針	担当課
観光スポットの整備	●御輿来海岸の干潟景勝の地の整備、各観光スポットの駐車場整備や景観保全などを進めます。	商工観光課

施策テーマ	取組方針	担当課
観光商品の開発・受入体制の充実	●旅行代理店、各種旅行媒体などへの営業・PRにより団体、個人などの旅行商品造成を促進します。 ●フットパスなど地域資源を活かした観光メニューの開発を支援します。 ●西部地区において地域が行う民泊業を支援し、観光消費額の拡大を図ります。 ●西部地区を中心に自然や歴史、産業などの地域資源を活かした誘客効果のある観光の魅力づくりを検討し、新たな誘客効果のある観光商品の開発を目指します。 ●インバウンド旅行者の受入体制として、商工会などと連携して商店や宿泊施設を対象とした旅行者対応の勉強会などを開催します。	商工観光課
広域連携による観光ルート開発	●天草市・上天草市・宇城市などの観光協会などと連携し、周遊観光ルートの開発や・合同イベント企画を進めます。	商工観光課
ボランティアガイドの育成・活用	●観光客へのおもてなしを進める観光ボランティアガイドを育成し、観光プログラムでの活用を図ります。	商工観光課

観光情報の発信・PRの強化 施策4-5-2

施策テーマ	取組方針	担当課
観光情報の発信	●SNSやマスメディアなどを活用した効果的な情報発信を進めます。 ●観光パンフレットなどの多言語化を充実させ、インバウンド旅行者の誘客促進を図ります。	商工観光課
観光サインの整備	●観光利用の多いスポットやルートについて、観光客や市民目線に立ったわかりやすいサインを整備します。	商工観光課

観光と連携した地元産品の販売拡大 施策4-5-3

重点戦略【U】

施策テーマ	取組方針	担当課
宇土マリーナを核とした交流拡大による物産の振興	●宇土マリーナを核とした様々なイベントを企画し市内外からの来訪者の拡大を図ることで、地域の物販拡大を図ります。	商工観光課 農林水産課

関連する計画

- 宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- イベントへの参加を通じて観光資源に対する理解を深め、市の良さを伝えていく人を増やす。
- 地域ならではの地産素材を使った土産商品の開発を行うなど観光消費額をあげる取組を行う。

行政の行動目標

- 地域の観光資源を磨き上げ、効果的なPR活動を推進することで交流人口を増やす。
- 関係課と連携し、観光から交流人口を増加させながら、定住につながるような施策の展開を考える。



雇用対策の推進 4-6

施策目標

市内の安定した雇用の維持・確保に向けて関係機関と連携し雇用対策を進めます

現状と課題

近年、宇城公共職業安定所管内では、有効求人倍率が高い傾向にあります（平成29年度 全国1.54倍、宇城管内1.69倍）。しかし、求人内容には業種間に格差があり、平成30年3月末現在、宇城管内事務的職業については圧倒的に求人者数（232人）を求職者数（481人）が上回っている状況にあります。

このような中、希望する職種の求人がないことが市外への転出の誘因にもなることから、若年層を中心として求職ニーズにあった就労先へのマッチングを支援できるよう、企業誘致又は創業支援など新しく市内に立地する事業所などを増やし、安定した雇用を維持・確保していく必要があります。

また、国の進める働き方改革の動向に合わせ、高齢者や女性などが限られた時間や環境の中でも働くことができる環境の整備に向けた検討が必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	市内で就業・就職する若者などが増える。		
	指標 市内就業者数	212人	250人
活動指標	市内企業と就労希望者とのマッチングを増やす。		
	指標 就労先とのマッチング件数	651件	750件

施策の展開

雇用の維持・確保 施策4-6-1

施策テーマ	取組方針	担当課
市内企業の雇用対策	●市内企業の安定した雇用を確保するため、国・県などの雇用対策に関する施策の情報発信を行います。	商工観光課
雇用に関する情報発信と相談支援	●宇土市地域職業相談室と連携し、就労希望者への市内企業の情報発信と相談支援を行います。 ●宇土市商工会と連携し、市内の就労希望者と市内求人企業のマッチングを支援します。	商工観光課

若年者などの就労支援 施策4-6-2

施策テーマ	取組方針	担当課
就労先とのマッチング支援	●若年者などの地元就労を支援するため、関係機関と連携し、技術取得などの研修機会や適性にあった市内企業とのマッチングを支援します。	商工観光課

多様な働き方による雇用機会の拡大 施策4-6-3

施策テーマ	取組方針	担当課
働き方改革に合わせた就労支援	●働き方改革による高齢者や女性など、多様な人材が就労できる環境整備に向けて国の動向に合わせた検討を進めます。	商工観光課

関連する計画

- 宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 市内での雇用の安定化を図るため、市内企業は雇用対策を活用した取組を進める。
- 市内企業は、積極的に地元の優秀な人材の雇用に努める。

行政の行動目標

- 就労希望者に対し市内企業への就労マッチングを支援し、市内雇用の確保につなげる。



土地利用の促進／市街地の整備 5-1

施策目標

限られた土地を有効に活用し、自然と調和した安全・快適な都市開発を進めるため、計画的な土地利用及び市街地の整備を進めます

現状と課題

本市は、市の総面積 74.3km²のうち、山林や農地が全体の約 65%を占め、豊かな自然や美しい農村景観が魅力となっています。一方、市中心部には商店街や住宅、工業団地などがあり、市域のうち 18.32km²を都市計画区域とし、都市化の動向にあわせ用途区域を指定し計画的な都市開発を進めていますが、国道沿いを中心に大型商業施設などの進出が進むなど、土地の利用形態や生活基盤などが変化しています。

今後、未来につながる住み良いまちを形成していくために定住人口の拡大に向けた宅地の確保、地域資源を活かした交流人口の拡大を図り、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した土地利用、都市計画区域の見直しを含めた都市化の進展に対応できる新たなまちづくりへの土地利用の検討が必要となっています。

本市の玄関口である JR 宇土駅周辺の開発については、平成 22 年 3 月の JR 宇土駅及び広場の整備を行ったことにより、自由通路を利用し、人や自転車は東西への往来が容易となりましたが、車での往来は従来のみであるため、東西間での一体的な市街地の形成を図るためには周辺の道路整備を進める必要があります。

また、市街地の店舗などにおいて、高齢者や障がい者などが円滑に利用できるよう配慮した建築整備があまり進んでいないため、市民の安全・快適な暮らしに資する環境整備が求められています。

地籍調査については、地籍の明確化を図り、国土の開発及び保全、利用の高度化を目的に平成 25 年度に市内全域で調査を完了しています。しかし、調査開始当初精度の低い測量方式を用いていた走瀉地区の再調査や平成 19 年度以降調査における成果に誤りがあった網田地区の一部修正が必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
成果指標	将来の定住人口を確保するための新たな土地利用の方向を示し、宅地開発を誘導する。		
	指標 市街地（用途指定区域）の宅地率	51.86%	53.26%
活動指標	有効な土地利用方策を明確にする。		
	指標 都市計画マスタープランの見直し	—	2022 年度までに見直し

施策の展開

有効な土地利用の推進 施策 5-1-1

重点戦略【T】

施策テーマ	取組方針	担当課
有効な土地利用方策の推進	●将来の土地利用の方向を見据えた、有効な土地利用方策の検討を進めます。	都市整備課 企画課
地籍調査の実施	●走瀉地区の再調査及び網田地区の一部における修正を実施します。	地籍調査課

農振計画・都市計画による計画的な土地利用の誘導 施策 5-1-2

施策テーマ	取組方針	担当課
宇土農業振興地域整備計画の見直し	●円滑な農地利用を推進するため、宇土農業振興地域整備計画の見直しを進めます。	農林水産課
都市計画マスタープランの見直し	●市街地の整備・開発に合わせ、基礎調査に基づく、用途地域の見直しと都市計画区域の変更など都市計画の見直しを進めます。	都市整備課

安全・快適な市街地の環境整備 施策 5-1-3

施策テーマ	取組方針	担当課
JR 宇土駅周辺施設の再整備	●市の玄関口である JR 宇土駅を広域的な交流拠点としての機能の向上を図ります。	都市整備課
ユニバーサルデザインに基づく良好な居住環境の整備	●市街地を形成する店舗などのユニバーサルデザインに基づく建築を支援し、あらゆる人が安全・快適に過ごせる居住環境を整備します。	都市整備課

関連する計画

- 宇土農業振興地域整備計画
- 宇土市都市計画マスタープラン

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 豊かな自然と調和したまちづくりを意識し土地利用を進める。
- 関連事業者は、行政と連携し快適な都市環境の形成を進める。

行政の行動目標

- 土地利用に関する計画を見直しながら計画的に土地利用を進める。
- 市民にとって安心・快適な都市空間を整備する。



道路・交通網の整備・充実 5-2

施策目標

市民の暮らしや産業活動の利便性を高める道路・交通網を確保します

現状と課題

本市には、まちの骨格となる広域的な幹線道路である国道3路線や県道6路線が通っており、地域高規格道路として、熊本天草幹線道路(宇土道路)の整備が進められています。幹線道路を補い、市民の日常生活を支える市道を含めた主要道路の整備や市内の道路網の体系的な整備及び維持管理などにより、道路・交通網の整備・充実に努めています。今後も地域高規格道路の早期整備や県道の拡幅など、国及び県をはじめとする関係機関への働きかけや、市道の早急な整備とともに、老朽化が深刻化している道路や橋梁の計画的な点検・補修を実施していく必要があります。

また、住宅市街地や農村集落などにおける生活道路についても、歩行者の安全確保と生活環境の向上のため環境整備が求められており、今後も市民からの要望に対応し、計画的に維持管理や改良を進めていくことが必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標 活動指標	市民が安心して通行できる道路、便利な道路が確保される。		
	指標 市道の舗装率	88.58%	90.00%
	指標 市道の改良率	49.30%	53.00%

施策の展開

幹線道路の整備促進 施策5-2-1

施策テーマ	取組方針	担当課
熊本天草幹線道路の整備促進	●熊本天草道路の早期供用開始に向けて、整備促進期成会などにより要望します。	土木課
国・県道の整備促進	●市内の県道の整備・充実に向け、県をはじめとする関係機関へ働きかけます。	土木課
都市計画道路の整備	●計画的な都市計画道路の整備により、良好な街路・居住環境を確保し、道路沿線の住宅開発などの土地利用の推進を図ります。	都市整備課

生活道路などの整備・維持管理 施策5-2-2

施策テーマ	取組方針	担当課
市道の改修	●市道の拡幅・改修工事を行い、通行車両の円滑化及び歩行者の安全性を確保します。	土木課
市道・橋梁の維持管理	●老朽化した橋梁の長寿命化及び市道の修繕を行います。	土木課
安全に歩行できる歩道の整備	●障がい者や子ども、高齢者が安全に歩行できるよう、歩道の段差解消など安全な道路環境の整備を図ります。	土木課

関連する計画

- 宇土市都市計画マスタープラン
- 宇土市橋梁長寿命化計画
- 宇土市辺地総合整備計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 道路の危険箇所などを把握し、市と相談しながら安全策を講じる。



行政の行動目標

- 計画的な道路整備を進め、市民の安全で利便性の高い交通環境を整える。

住宅・住環境の充実／定住促進 5-3

施策目標

定住・移住の受け皿となる住環境を形成し、効果的な定住促進施策により、定住・移住人口の増加につなげます

現状と課題

本市は、今後も人口減少や高齢化が進む中、地域活力の減退が懸念されています。今後も元気な地域社会を持続していくためには、将来の担い手となる若者を中心とした定住・移住人口の増加に向けた、地方創生の推進が必要となっています。若者の定住・移住を促進するためには、必要な住環境の確保、魅力ある雇用の場、様々な分野で若者がその能力を発揮できる機会を創出するとともに、本市の暮らしの魅力を訴求する効果的な情報発信が重要となっています。

特に、国道3号の4車線化による通勤時間の短縮や利便性が向上した JR 宇土駅などの立地条件を活かし、良好な住宅開発などを誘導する施策の検討が必要となっています。

一方、適切な管理が行われていない空き家が増え、防災面や衛生面、景観などで地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、国において空き家などの特別対策措置法が成立したため、その対策が必要となっています。

また、市営住宅については、昭和40～50年代に建設した住宅が多く、老朽化が進んでおり、今後は市営住宅に対するニーズ、さらには民間賃貸住宅との役割分担を踏まえながら、適正な管理戸数を検討するほか、老朽化した住宅を計画的に維持保全できるように市の長寿命化計画の見直しを進める必要があります。

このほか、本市の民間住宅の耐震化率は51%（平成28年度宇土市建築物耐震改修促進計画）と、国の平均値79%（平成27年熊本県耐震化促進計画）を下回っているため、良好な住環境の形成のためには、国の基本方針を踏まえ、2025年度までに耐震性の不十分な住宅の解消が求められています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	人口数を維持する。		
	指標 社会動態数	△45人	0人
活動指標	空き家の利活用を支援する。		
	指標 空き家バンクの登録件数	0件	8件
	戸建て木造住宅の安全性の向上にむけ耐震化を進める。		
	指標 住宅の耐震化支援事業の実施件数(再掲)	6件	50件(累計)

施策の展開

安定した住宅供給の促進 施策5-3-1

施策テーマ	取組方針	担当課
市営住宅の適切な管理	●公営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な改善を行い、適切な維持管理を行います。	都市整備課

住環境の安全の確保 施策5-3-2

施策テーマ	取組方針	担当課
耐震化の推進	●戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、宇土市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化を進めます。	都市整備課
特定空き家対策の実施	●特定空き家などの対策を講じることにより、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を行います。	都市整備課
住宅セーフティネットの活用	●国の住宅セーフティネット法に則り、住宅確保要配慮者へ、住居提供しやすい環境になるよう努めます。	都市整備課

定住・移住促進施策の推進 施策5-3-3

重点戦略【T】

施策テーマ	取組方針	担当課
定住促進に関するPR活動の推進	●定住促進施策を広報紙や市ホームページなどを活用して効果的にPRします。	まちづくり推進課
地域おこし協力隊の活用	●地域住民とともに地域活動に取り組むことで地域コミュニティの維持・強化を図ります。	まちづくり推進課
婚活事業の推進	●独身者の婚姻・定住促進のため、婚活講座を開催します。	まちづくり推進課
空き家バンク制度の活用	●市外からの定住・移住を支援するため、利用可能な空き家を活用し、空き家バンクを充実させます。	まちづくり推進課
地方創生の推進	●地方への新しい人の流れや魅力あるまちづくりに向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略により地方創生を推進します。	企画課

関連する計画

- 宇土市公営住宅長寿命化計画
- 宇土市建築物耐震改修促進計画
- 宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 市の魅力をSNSや口コミなどで積極的にPRする。

行政の行動目標

- 安定した住宅供給を促進するとともに効果的な情報発信やPR活動を行いながら、移住・定住促進施策の推進に取り組む。



上下水道の整備・充実 5-4

施策目標

安定した水の供給と下水道などの整備による快適な衛生環境を確保します

現状と課題

本市の水道事業は、地下水と球磨川水系を水源とし、地域特性に合わせ上水道事業と簡易水道事業により運営しています。今後も安全でおいしい水を安定的に供給するためには、水道施設の老朽化に対する更新・維持管理、給水エリアの拡張を図るとともに、事業経営の健全化が必要となっています。

本市の汚水処理は、公共下水道や漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などにより実施されています。下水道などの汚水処理施設は河川などの水質保全と快適で衛生的な生活環境を形成する上で重要な役割を持っています。今後も適切な施設の維持管理、事業経営の健全化を進めるとともに、下水道認可区域外での合併処理浄化槽の設置促進など適正な汚水処理の促進が求められます。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標 活動指標	安全な飲料水を安定供給する。		
	指標 水道の接続率 (水道利用者数/給水区域の人口)	84.5%	85.0%
	適切な汚水処理が進む。		
	指標 下水道の接続率 (接続人口/整備区域内の人口)	93.2%	93.7%
	指標 合併処理浄化槽の設置数	3,622基	3,822基(累計)

施策の展開

上水道などの整備・充実 施策5-4-1

施策テーマ	取組方針	担当課
水道施設の維持管理による安定供給	●老朽化した配水管の更新や浄水施設の維持管理・整備を行い、水道水の安全・安定供給に努めます。	上下水道課
簡易水道の整備	●地域特性にあった水の安定供給のため、簡易水道を整備します。	上下水道課
水道事業の健全運営	●健全な水道事業の運営を図るため、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、適切に施設の維持管理などを行います。	上下水道課

下水道などの整備・充実 施策5-4-2

施策テーマ	取組方針	担当課
計画的な下水道などの整備推進	●計画的な下水道の整備に取り組むとともに、既存施設の適切な維持管理により、公共水域の保全を図ります。	上下水道課 農林水産課
合併処理浄化槽の設置	●下水道認可区域外での合併処理浄化槽設置を促進します。	環境交通課
宇城広域連合浄化センターの更新	●関係市町との連携により宇城広域連合浄化センターの施設更新を進めます。	環境交通課

関連する計画

- 宇土市上水道事業計画
- 宇土市公共下水道事業計画
- 宇土市簡易水道事業計画
- 宇土市漁業集落排水施設整備事業計画
- 宇土市辺地総合整備計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 水資源を大切に使うとともに、節水を心がける。
- 清潔で快適なまちになるよう、下水道への接続や合併処理浄化槽を設置する。



行政の行動目標

- 上下水道事業における経営基盤の強化を図り、健全で安定した運営に努める。
- 水道施設の整備・更新などに取り組み、水道水の安定供給に努める。
- 下水道の整備を促進するとともに、下水道への接続・合併処理浄化槽の設置を支援する。

公園緑地の整備／環境衛生の推進 5-5

施策目標

市民の憩いの場となる公園の整備や管理を進めるとともに、環境衛生対策に取り組み、まちの美化を向上します

現状と課題

本市には、8カ所の都市公園と6カ所の自然公園のほか、農村・海岸公園や広場、景勝地があります。これらの公園・広場は、豊かな水や緑、良好な環境にも恵まれ、各種イベントなどの催しやすかつろぎの空間としても親しまれています。しかし、都市公園などの整備水準を示す指標である「1人当たり都市公園等面積」は5.8㎡であり全国平均の10.4㎡（平成28年度末）を大きく下回っています。

このため、今後も引き続き、駐車場や周辺道路の整備を含めた質の高い新たな公園・広場の整備や、既設公園の質的向上のため、市民ボランティア団体などによる地域で進める景観づくりの輪を広げる必要があります。

また、近年市内環境衛生の課題として、野良ネコのエサやりやゴミのポイ捨て、ペットの糞を処理しない方がいる影響で近隣住民から苦情を受けるケースがあります。エサやりやゴミの問題は、モラルの問題であるため全面解決は困難であるものの、マナー啓発によるモラルの向上に取り組んでいく必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	市民一人ひとりの環境衛生に対する意識が高まる。		
	指標 ボランティア清掃の参加人数	7,433人	7,800人
活動指標	景観保全・環境美化活動を促進する。		
	指標 ボランティア清掃実施件数	141件	150件

施策の展開

公園・広場の維持管理 施策5-5-1

施策テーマ	取組方針	担当課
都市公園などの維持管理	●既存の都市公園や広場などの維持管理を進めることにより、市民が利用しやすいかつろぎのある空間をつくります。	都市整備課

景観保全・環境美化の推進 施策5-5-2

施策テーマ	取組方針	担当課
市民との協働による景観づくり	●中央公園などへの花植による花いっぱい運動や緑化運動など市民との協働による景観づくりを進めます。	都市整備課 農林水産課
環境美化に対する啓発活動の推進	●ごみのポイ捨てやペットの糞害などに対するマナーの啓発による環境美化へのモラル高揚を図ります。	環境交通課

関連する計画

- 宇土市都市計画マスタープラン

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 花いっぱい運動など景観保全・美化活動に参加する。
- 美化活動の一環として、ゴミの処理方法やペット飼育のマナーを守る。



行政の行動目標

- 市民の交流の場となる魅力ある公園づくりに努める。

生活交通・情報通信環境の充実 5-6

施策目標

市民の暮らしや利便性を高める交通・情報ネットワークを確保します

現状と課題

本市の公共交通は、JR 鹿児島本線・三角線の鉄道と、国道や県道を中心に走る路線バスが運行されています。公共交通機関は、市民の貴重な日常交通手段として不可欠であり、本格的な高齢化社会の到来や環境への負荷低減の必要性の観点から、その役割は大変重要です。

一方、公共交通の利用者は減少が著しく、多くのバス路線が廃止や減便などを余儀なくされているため、既存の公共交通網を補完する目的で、平成 24 年 10 月から宇土市コミュニティバス・ミニバスの運行を始めました。今後も、市民のニーズと地域の実情を踏まえたきめ細かな公共交通施策を展開していく必要があります。

また、高齢者へのアンケート調査の結果、要支援認定者の方は外出を控えている割合が高く、加えて自分で買い物をする割合が低くなっているため、コミュニティバス・ミニバスの運行について、今後も必要に応じてルート改正や時刻表の見直しを行うなど、利便性の向上を図ります。

情報ネットワークについては、現在本市の基幹系システムであるサーバオンプレミス方式（サーバ庁内設置）は、大規模災害などが発生した場合、サーバが被災し、業務を中断する事態になる可能性が高いため、早急なシステム復旧が可能なサーバクラウド方式（サーバ庁外設置）への移行が必要となっています。

一方、市民が ICT サービスを活用するには、超高速ブロードバンドの整備が必要となります。現在、無線環境である 4G 回線は、山中を除いて市内全域をカバーしています。さらに 2020 年頃には、5G 回線の普及も見込まれており、それらの活用を図っていく必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
成果指標	通院や買い物のために公共交通を市民が有効に利用できる。		
	指標 宇土市コミュニティバスの利用者数	9,105 人	10,016 人
	指標 宇土市ミニバスの利用者数	5,517 人	6,069 人
活動指標	宇土市コミュニティバス・ミニバス利用促進のため、周知・広報を強化する。		
	指標 無料運行回数	年 1 回	年 2 回

施策の展開

公共交通ネットワークの維持・充実 施策 5-6-1

施策テーマ	取組方針	担当課
公共交通の維持・充実	●現在運行しているバス路線を維持し、運行地域の公共交通機関を確保します。	企画課
交通弱者の視点に立った交通体系の検討	●公共交通の未整備地区を運行するコミュニティバス・ミニバスについては、高齢者など交通弱者が利用しやすいルートに見直すとともに利用促進を図ります。	企画課 高齢者支援課

情報ネットワークの維持・充実 施策 5-6-2

施策テーマ	取組方針	担当課
行政情報の電子化（クラウド化）の推進	●クラウド方式による基幹系システムの導入により、業務の効率化、迅速化及び簡素化を図ることにより住民サービスの向上に努めます。	まちづくり推進課
ICT の利活用による住民サービスの向上	●マイナンバーの利活用を含め、ICT を活用した多様な市民への情報サービスの提供に努めます。	まちづくり推進課

関連する計画

- 宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 公共交通手段を維持していくため、公共交通を利用する。
- ICT による情報サービスを活用する。



行政の行動目標

- 市民の生活交通手段を維持・確保する。
- 情報通信システムを活用した情報サービスの効率化を進める。

環境保全・ゴミ処理・リサイクルの推進 5-7

施策目標

豊かな自然環境を守り、ごみの減量化による環境にやさしいまちを目指します

現状と課題

本市は、美しい山々や海岸の自然環境に恵まれており、都市化が進む中、自然と調和した暮らしが魅力となっています。一方、ゴミの不法投棄や水質汚濁などの環境問題は身近に存在しており、地球温暖化などの地球規模の問題も深刻化していることから、環境保全に向けて、市民と事業者、行政が一体となった計画的な施策の展開が求められています。本市では、「宇土市エコライフ計画」に基づき、市民の身近な暮らしの中での環境保全活動を推進しており、今後も本計画を推進することで、市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援していく必要があります。

不法投棄については、山林や目の届きにくい空き地、道路への不法投棄が多くみられ、看板などの設置や不法投棄監視パトロールを行うものの解決は困難な状況が続いています。

また、経済活動の活発化、生活様式の多様化や過剰包装などの要因でゴミの排出量は増大しています。廃棄物の適正な処理と減量化を進めるためには、廃棄物のごみの分別の徹底、リサイクルの推進をさらに強化していくことが必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	一般廃棄物の減量化が進む。		
	指標 一人当たりゴミ排出量	789 g	710 g
活動指標	ゴミの減量化・リサイクルに対する啓発活動を強化する。		
	指標 啓発活動の実施回数	5回	10回

施策の展開

環境保全活動の推進 施策5-7-1

施策テーマ	取組方針	担当課
市民の環境保全活動の促進	●宇土市エコライフ計画に基づき、市民の日常生活から環境にやさしいまちづくりを促進します。	環境交通課
環境教育の推進	●小中学校における環境教育を通じた環境保全に関する啓発活動に取り組みます。	学校教育課
家庭の温暖化対策の促進	●再生可能エネルギーを推進し、地球温暖化対策に取り組みます。	環境交通課
水資源の保全	●地下水涵養の推進や節水などへの取組を図ります。	環境交通課
公害防止対策の充実	●環境保全協定に基づく監視、指導体制を継続し、公害の未然防止を図ります。	環境交通課
し尿の適正処理	●宇城広域連合及び事業者と連携を図りながら、排出されるし尿を適正に処理し、水質汚濁の防止を推進します。	環境交通課

ゴミの減量化・リサイクルの推進 施策5-7-2

施策テーマ	取組方針	担当課
ゴミの減量化・リサイクルに対する啓発活動の推進	●市民、事業者に対する啓発活動によりリサイクルできるものを分別し再資源化、ゴミの減量化を推進します。	環境交通課

廃棄物の適正処理の推進 施策5-7-3

施策テーマ	取組方針	担当課
一般廃棄物の適正処理の推進	●宇城広域連合による廃棄物処理施設の更新により、家庭及び市内事業所から排出される一般廃棄物の焼却処理を行うことで、適正処理を推進します。	環境交通課
不法投棄対策の推進	●巡回パトロールや市民の監視による防止体制を通じて、不法投棄防止に努めます。	環境交通課

関連する計画

- 宇土市環境基本計画
- 宇土市エコライフ計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 環境を守る意識をもち、日常的に環境保全やゴミの減量化、リサイクルに取り組む。

行政の行動目標

- ゴミを減量化・資源化するため、適切なゴミ処理方法やリサイクルに対する啓発を行う。



防犯／交通安全／消費生活対策の推進 5-8

施策目標

地域の防犯・交通安全の体制を強化し、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します

現状と課題

地域の防犯について、本市では「生活安全パトロール隊」をはじめとする自主防犯組織が結成され、犯罪や事故などを未然に防止するため地域住民が主体となった防犯活動が熱心に取り組まれています。今後も、市民が安全・安心に暮らせる地域社会をつくるために様々な情報の提供を行い、防犯意識を高めることや宇土交番の体制強化、消費生活対策の強化などを図っていく必要があります。また、犯罪被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者など」という。）がより早く、より適切なサービスが受けられるよう、犯罪被害者などを支援するための体制の強化が必要です。

交通安全の体制について本市は交通の要衝にあり、交通量が多いため交通事故が減りにくい傾向にあります。交通事故防止に向け、交通安全の啓発や春・秋の全国交通安全週間の実施に取り組んでおり、警察などの協力を得て、市内の幼稚園、保育所、小・中学校及び老人クラブなどを対象とした交通安全教室の開催、交通指導員や学校、PTAとの連携のもと通学時に交通指導を行うなど、交通事故防止を推進しています。今後も関係機関と連携しながら交通安全に関する啓発活動の強化を図り、交通安全に対する意識を高め、交通事故の発生を防止する必要があります。また、交通事故・被害防止のため市民の要望の把握などをとに交通安全施設の整備を進めていきます。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	市民の交通安全及び防犯、消費者被害の未然防止への意識が向上する。		
	指標 刑法犯認知件数	191件	181件
	指標 交通事故発生件数	134件	127件
活動指標	市民へ交通安全及び防犯、消費者被害の未然防止の啓発をする。		
	指標 交通安全教室、消費生活講座の開催回数	42回	60回

施策の展開

防犯対策などの推進 施策5-8-1

施策テーマ	取組方針	担当課
防犯体制の整備	●生活安全パトロール隊による巡回や自主防犯組織の結成など、地域と各機関、行政が連携した防犯体制をつくり、取り組みます。	環境交通課
防犯意識の啓発	●広報を通じた市民の防犯意識の啓発に取り組みとともに、青少年に対する防犯教育を進めます。	環境交通課 生涯活動推進課
犯罪被害者の相談体制の充実	●犯罪被害にあった市民からの相談にきめ細やかに対応するため、「犯罪被害者等支援相談窓口」の充実に努めます。	総務課
犯罪を防止する環境整備	●防犯灯の新設や老朽化などによる建替えや防犯カメラの設置を支援し、犯罪を防止する環境整備を進めます。	環境交通課 まちづくり推進課

交通安全対策の推進 施策5-8-2

施策テーマ	取組方針	担当課
交通安全意識の高揚	●交通事故撲滅に向けて、警察関係や地域、関係団体と連携を図り、啓発活動や交通安全教室を行うことで交通安全思想の普及に努めます。	環境交通課
交通安全施設の整備	●安全で快適に移動できるよう、カーブミラーやガードレール、区画線などの道路交通環境の整備を進めます。	環境交通課

消費生活対策の推進 施策5-8-3

施策テーマ	取組方針	担当課
消費者教育・啓発の推進	●消費生活講座などを通じて消費生活情報の提供を行い、啓発活動を推進します。	商工観光課
消費者相談体制の充実	●県消費生活センターなどの関係機関との連携を強化し、高度専門化する消費者トラブルの相談にも対応できる相談窓口の強化充実に努めます。	商工観光課

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 防犯パトロールなど地域の見守り活動に参加する。
- 交通安全意識をもち、交通ルールを守る。



行政の行動目標

- 市民の防犯・交通安全・消費者意識を啓発するとともに体制の強化を進める。

地域コミュニティの活性化 6-1

施策目標

自治会や公民館活動への参加意識を高め、地域コミュニティ活動の活性化を促進します

現状と課題

本市の地域コミュニティ活動は、自主的な自治活動を行う自治会などがありますが、人口減少や少子高齢化の進行、アパートなど新たな住宅地の開発による市外からの新たな市民の流入などに伴い、地域における地域コミュニティの希薄化など、様々な変化が生じています。熊本地震の発生は、地域のつながり・コミュニティの大切さを認識する機会になりました。

市民の自治会や公民館活動への参加を促進し、地域のコミュニティの活性化を図るため、地域でのまちづくりを担う人材の育成、地域の身近な交流の場となる自治公民館などの積極的な活動の支援が必要となっています。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標 活動指標	地域住民が自主的にまちづくり活動を行う。		
	指標 まちづくり基金助成金の交付件数	9件	15件



仮設団地 みんなの家

施策の展開

市民活動の支援 施策6-1-1

施策テーマ	取組方針	担当課
活動団体・人材の育成支援	●地域や市民団体が行うまちづくり活動などを支援し、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、まちづくりを担う人材を育成します。	まちづくり推進課

自治活動の推進 施策6-1-2

施策テーマ	取組方針	担当課
自治活動への意識啓発	●地域で支え合う自治意識の高揚に努め、自治会の加入を促進し、活性化を図ります。	まちづくり推進課
自治会の活動支援	●各自治会の円滑な運営を支援します。	まちづくり推進課

公民館などを核とした市民同士の交流が生まれる場づくり 施策6-1-3

施策テーマ	取組方針	担当課
コミュニティ施設の整備支援	●地域住民の交流の場として利用されている自治公民館の環境整備を支援します。	生涯活動推進課 まちづくり推進課

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

●市民活動や自治活動などに積極的に参加し、まちづくりに取り組む。



行政の行動目標

●自治会活動や公民館活動などの取組を通じて、地域の活性化を支援する。

市民参画の推進 6-2

施策目標

市民主体のまちづくりを目指し、広聴活動に積極的に取り組むことで市民に開かれた行政を推進します

現状と課題

市民ニーズが多様化、高度化する中、積極的な市民参画によるまちづくりの推進が求められています。

これまで本市では、市民の意見を市政に反映し、市政への市民参画を図るため、情報公開制度などを活用し、積極的に行政情報の提供を行うとともに、各種審議会などの委員の市民公募制の実施、「市長と気軽にランチトーク」「市民ふれあい座談会」などを開催し市民との対話の機会の充実に努めてきました。

また、パブリックコメント制度により、市の重要な施策に関する計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の皆様意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して計画決定を行っています。

しかし、依然として市政に関心の低い市民も多いことから、引き続き各種事業を実施するとともに、市政に関する情報共有を図りながら、市民の市政に対する関心を高め、市民参画の推進を図るための事業を実施する必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	市政に参画する市民が増える。		
	指標 市民との対話集会などへの参加者数	75人	145人
活動指標	市政に参画する機会を増やす。		
	指標 市民との対話集会などの開催件数	7件	22件

施策の展開

広聴活動による市民意見の把握 施策6-2-1

施策テーマ	取組方針	担当課
市民との対話機会の充実	●市民との対話機会を拡充し、市政への理解を深めることにより、市民参画による市政運営につなげていきます。	総務課 まちづくり推進課
パブリックコメントの実施	●各種計画の策定にあたって、市民の幅広い意見を集めるため、パブリックコメント制度を活用します。	企画課
eモニターなどによる市民意見の把握	●eモニターなどを有効に活用して幅広い市民ニーズを収集し、行政サービスの向上につなげます。	まちづくり推進課

情報公開の推進 施策6-2-2

施策テーマ	取組方針	担当課
情報公開制度の適正な運用	●個人情報の保護に努めながら情報公開制度の適正な運用を図り、透明性の高い開かれた市政を推進します。	総務課

市民参画機会の拡大 施策6-2-3

施策テーマ	取組方針	担当課
市民に開かれた審議会・委員会の推進	●市政に多様な市民の声を反映させるため、審議会や委員会への公募委員の積極的な登用を進めます。	総務課

公正公明な選挙の推進 施策6-2-4

施策テーマ	取組方針	担当課
公正公明な選挙の啓発	●市民参画の場である選挙が公明かつ適正に行われるよう、積極的な啓発活動を進めます。	選挙管理委員会事務局

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

●市政やまちづくりに関心をもち、市政に参加する。

行政の行動目標

●市政やまちづくりについてわかりやすく情報公開するとともに、多様な市民の声を集める機会を増やす。



男女共同参画の推進 6-3

施策目標

性別に関係なく誰もが、個性と能力を十分に発揮できるまちを目指し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します

現状と課題

平成29年に実施した市民意識調査では、多くの課題が見えてきました。「社会全体での男女の地位の平等感」について、平等であると答えた人の割合は21.0%に過ぎず、依然として男性中心社会となっています。また、地域団体（自治会やPTAなど）の代表に女性が少ない理由に「社会通念・しきたり・習慣から男性が選ばれるため」と答えた人が58.1%もいました。

本市では、これらの課題を解消し、男女が自分らしさを発揮し、ともに自立し支え合う多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進計画を策定し、現在まで様々な施策に取り組んできました。その結果として、「市における審議会などへの女性の登用率」や「市の役付き職員に占める女性の割合」では、2020年に30%以上という国の目標を平成29年（2017年）に達成し、さらに高い目標を目指していく段階に入っています。

今後、国の女性の活躍推進や働き方改革などの関連する政策動向を踏まえ、さらなる女性の社会参画の促進などを目指した男女共同参画社会の実現に向けた取組が求められます。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	男女共同参画を正しく理解し、女性の社会参画の機会が増える。		
	指標 市の審議会など委員に占める女性の割合	30.4%	32.0%
活動指標	男女共同参画に対する啓発・理解を促進する。		
	指標 男女共同参画に関する出前講座の開催件数	0件	2件

施策の展開

男女共同参画の推進 施策6-3-1

施策テーマ	取組方針	担当課
啓発活動の推進	●広報紙や講演会を通じて男女共同参画意識の啓発を図ります。	まちづくり推進課
市民参加の促進	●出前講座などを通じて、男女共同参画への市民参加を促進します。	まちづくり推進課

女性の社会参画の促進 施策6-3-2

施策テーマ	取組方針	担当課
審議会などへの女性の登用促進	●審議会などへの女性の積極的な登用を図りながら、女性の社会参画を促進します。	まちづくり推進課
多様な働き方による女性の就労機会の拡大	●国が進めるワーク・ライフ・バランスの取組など、多様な働き方支援の動向に合わせ、女性の活躍推進に取り組みます。	商工観光課 まちづくり推進課

DVなどの暴力に対する相談支援体制の充実 施策6-3-3

施策テーマ	取組方針	担当課
啓発活動の推進	●DVや多様なハラスメントの防止に向けた広報などを通じた啓発活動を推進します。	子育て支援課 まちづくり推進課
相談・支援体制の充実	●DVやハラスメント被害を解決するため、相談窓口を開設するなど、相談・支援体制を充実します。	子育て支援課 市民保険課 まちづくり推進課

関連する計画

- 宇土市男女共同参画推進計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 男女共同参画意識に対する理解を深め、社会活動や企業活動における男女が共に参画し支え合う環境をつくる。



行政の行動目標

- 男女共同参画に関する啓発・学習活動を推進する。

効率的・効果的な行財政運営の推進 6-4

施策目標

多様化する市民ニーズを捉えた質の高い行政サービスの提供を目指し、市政への理解を得ながら、経営的な視点で合理的な行政運営を図ります

現状と課題

平成12年に地方分権一括法が施行されて以来、各自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しており、住民サービスの向上や市民が主体的に関わる行政、地域づくりといった市民に最も近い地方自治体が担う役割はさらに高まっています。

国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中、市民ニーズの複雑多様化や社会情勢の変化、マイナンバー制度をはじめとする新たな制度による様々な事務・権限の委譲によって、幅広い視点での効果的・効率的な行政運営が求められています。

また、財政運営については、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、子育て支援ニーズの高まりによる社会保障費の増加や熊本地震からの復興などによって、今後も厳しい状況が続くことが予想されています。

このような状況において、宇土市が将来にわたって持続できるような行政運営・財政運営を行っていくためには、広報紙やホームページなどを利用して積極的に市民へ情報共有を行い、市政への理解を得ることが必要です。それに伴い、多様な市民の意見を市政に反映させ、庁内に向けてさらに活用を啓発していき、新たな課題についても対応していくことが求められています。

そのため、職員の能力向上・市役所組織の活性化などの実現に向け、人事評価制度・事務事業評価を実施し、職員の育成を図り、市民や事業者と協力しながら行財政改革に取り組んでいきます。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標 活動指標	市民が負担感を抱くことなく、市役所の手続きを行うことができる。		
	指標 証明書などのコンビニ交付件数	346件	830件
	マイナンバーカードが普及することにより、行政運営の効率化の機会が広がる。		
	指標 マイナンバーカード普及率	9.0%	21.2%
	市政への理解を得るために、積極的に市民へ情報共有を行う。		
指標 市ホームページへのアクセス数	1,424,181件	1,700,000件	

施策の展開

実効性の高い行政経営の確立 施策6-4-1

施策テーマ	取組方針	担当課
新庁舎による機能性の高い組織編成の構築	●新庁舎の建設に伴い、市民の利便性に資する行政サービスを提供するなど、機能的で効率的な組織・機構の構築を図ります。	総務課 企画課
市民目線に立った行政サービスの推進	●行政手続の市役所窓口のワンフロアサービス化及び民間企業接遇などにおける高いノウハウを活用し、効率的・効果的で質の高い行政サービスの向上を図ります。	総務課 企画課
マイナンバー制度を活用した住民サービスの向上	●必要な時に手軽に住民票の写しや税証明書などの交付がコンビニで受けられるなどの住民サービスの充実を図ります。	税務課 市民保険課 企画課
事務事業の継続的な見直し・改善	●市の事務事業についてPDCAサイクルに基づく継続的な見直し・改善を行います。	企画課
多様化する市民ニーズに対応できる職員の育成	●職員研修、人事評価制度の運用などにより、多様化する市民ニーズに対し、的確に対応できる知識・能力をもった職員を育成します。	総務課

行政運営の効率化 施策6-4-2

施策テーマ	取組方針	担当課
電子自治体の推進	●行政システムのクラウド化、行政文書の電子化を進めることで行政事務の効率化・簡素化を進めます。	総務課 まちづくり推進課
民間委託などの導入	●民間が実施することで経費節減につながり住民サービスが向上すると考えられる事務事業について、民間委託などを推進します。	企画課

広報活動の充実 施策6-4-3

施策テーマ	取組方針	担当課
広報紙・市ホームページによる広報の充実	●広報紙や市ホームページを中心に行政情報をわかりやすく、かつ、関心・参加を高める広報の充実に取り組みます。	まちづくり推進課

関連する計画

- 宇土市行財政改革大綱
- 宇土市人材育成基本方針

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 市民目線のまちづくりが行われているか、市政に関心をもつ。

行政の行動目標

- 市民視点・経営視点に立った行政運営を行う。



財政健全化の推進 6-5

施策目標

将来にわたる持続可能な財政基盤を強化するため、長期的な視点に立った計画的な財政運営を行います

現状と課題

熊本地震の影響により、本市の予算規模や内容は従来の枠組みから大きく変化しています。また、震災からの復旧・復興事業に伴い、市の借金である市債残高は大きく増加しています。今後も新庁舎建設のため、市債残高はさらに増加することが見込まれています。これら震災に伴う市債については国からの交付税措置がありますが、市の負担も大きく、市財政への影響が長期間続くことになります。

また、歳出の多くを占める扶助費については、毎年5%程度増加しており、10年前に比べると7割程度増加しています。高齢化の進展に伴い、さらに増加することが見込まれます。インフラ資産を含む公共施設の老朽化に伴う更新・維持管理経費についても、増加することが予測されます。

このような状況に対応するため、今後は更なる歳出全般の削減と財源の重点的配分を行うとともに、自主財源の確保を図っていく必要があります。

自主財源の確保を図る手段として、ふるさと納税（ふるさと宇土応援寄附金）の寄附者の獲得に積極的に取り組みます。ふるさと納税は、寄附者が好きな自治体に寄附をすると、自己負担2千円を除いた金額が住民税などから控除され、また寄附した自治体から返礼品として特産品などがもらえる制度です。そのため、多くの寄附者を獲得することにより、市の自主財源の確保につながるるとともに、市内事業者の活性化につながっていきます。また、公共施設の名称に民間企業名などの愛称を付与するネーミングライツの導入について検討し、実現可能な施設について募集を行います。

歳出の増加が見込まれる状況下、今後も行財政改革大綱のもとで、更なる歳出の抑制と財源の重点的配分を行うにあたり、事務事業評価により、実施が必要な事業を選定します。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標	経常的な収入に対する経常的な支出の割合について、現状と同等程度を維持する。		
	指標 経常収支比率	97.0%	94.0%以下
活動指標	市税の適正な賦課と徴収に組み、高い収納率を維持する。		
	指標 市税（現年分）の収納率	98%以上 (前計画期間においては達成)	98%以上

施策の展開

財政健全化の推進 施策6-5-1

施策テーマ	取組方針	担当課
財政の健全運営	●中長期的な視点に立った計画的な財政運営に取り組むとともに、財政状況について市民に分かりやすい情報提供に努め、透明性ととも、財政運営におけるマネジメント力の向上を図ります。	財政課
財源の重点配分による効果的な予算編成	●限られた財源の中で効率的、効果的な事業選択と財源の重点配分に基づく予算編成を行います。	財政課 企画課
公共施設などの有効活用と適正管理	●市の保有する公共施設などについて、長期的な視点で更新・や長寿命化、ネーミングライツの導入を進め、効率的な資産管理を進めます。	財政課

自主財源の確保 施策6-5-2

施策テーマ	取組方針	担当課
収納率の向上・滞納対策の強化	●市税の適正な賦課と徴収に取り組むと同時に、市民に対する市税などの納税意識の啓発を行い、収納率の向上を図ります。 ●現地調査、航空写真などにより課税客体的確な把握に努め、公平かつ適正な課税を行うとともに税収増を図ります。	税務課
ふるさと宇土応援寄附金の充実	●ふるさと宇土応援寄附金の寄附者の獲得による市内経済の活性化や収入増を目指します。	まちづくり推進課 商工観光課

関連する計画

- 宇土市行財政改革大綱
- 宇土市公共施設等総合管理計画

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

- 税金が有効に使われているか市の財政状況に関心をもつ。



行政の行動目標

- 税金を有効に使い、財政の健全化を進める。

広域・産官学連携の推進 6-6

施策目標

地域の実情に応じた多様で質の高い行政サービスを提供するため、あらゆる資源を活用した広域・産官学連携を図ります

現状と課題

市民の日常生活圏の広がりや市民ニーズの多様化・高度化、情報通信網の急速な発展により、自治体単位では完結できない行政課題が増大しています。このような社会の変化に対応するため、近隣の市町村がそれぞれの地域特性を活かして行政サービスの充実や機能分担を図る広域的な連携がこれまで以上に重要視されています。

そうした中、本市は、宇城広域連合の一員として構成市町（宇城市及び美里町）と消防衛生や清掃、火葬、介護保険及び障害区分の認定審査などの業務について広域連携を推進しています。

これからも、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、広域的に対応することが望ましい取組について検討する必要があります。

また、他にも熊本連携中枢都市圏や九州中央地域連携推進協議会への加盟や九州財務局、崇城大学との連携協定を締結していることから、双方のネットワークと資源を有効に活用し、地域経済の活性化及び市民生活の向上に取り組む必要があります。

目標の達成度を図る指標

区分	指標名	現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
成果指標 活動指標	近隣自治体や産官学との連携による事業が拡大する。		
	指標 地方創生などに関する連携取組事業数	3事業	13事業

施策の展開

広域連携体制の強化による地域づくりの推進 施策6-6-1

施策テーマ	取組方針	担当課
近隣自治体との広域連携による事業の推進	●近隣自治体のもつ人・モノの相互連携・交流により、観光・教育・福祉など様々な分野での広域振興事業に取り組みます。	企画課
広域連携による地域課題の研究	●広域的な課題について、近隣自治体と連携を図りながら、調査研究を進めます。	企画課
産官学の連携の推進	●企業や研究機関などと連携し、地域が有する技術や資源を活用した産官学の連携を図ります。	企画課

広域行政の推進 施策6-6-2

施策テーマ	取組方針	担当課
広域連合による行政サービスの向上	●近隣自治体との連携による行政事務の共同処理や施設の共同利用などを検討し、利便性の高い広域行政サービスの向上を図ります。	総務課

市民・事業者・行政とともに進める協働指針

市民・事業者の行動目標

●近隣自治体にある施設などの広域資源を有効活用する。

行政の行動目標

●近隣自治体と連携し、市民ニーズに応じた広域行政サービスを提供する。



郵便局とみまもり協定（平成30年7月26日）

1 宇土地区

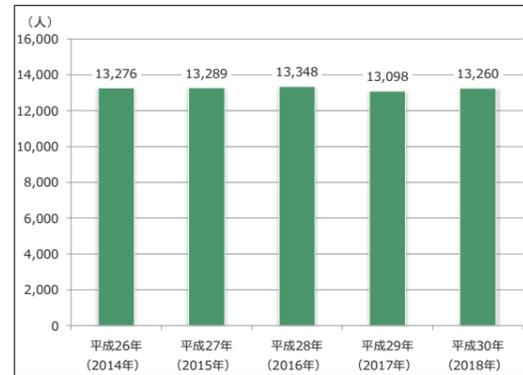


地区の特性

○人口の推移

- ・地区の総人口は13,260人と市内で最も人口の多い地区となっています。
- ・地区の人口構成比では生産年齢人口（15～64歳）が6割近くを占め、高齢化率は24.7%と全地区の中でも低くなっています。

【地区人口の推移】



【地区年齢3区分別人口の推移】



○地区の強み（地域資源）

- 市役所や医療機関などの公共性の高い施設や商業施設が集積
- 宇土駅や国道3号などの幹線道路が通る交通の要衝
- 船場橋や宇土城跡などの文化遺産、武家屋敷が残る歴史的街並み



西岡神宮秋季例祭



うと地蔵まつり

まちづくりに対する住民の思い

○中心市街地周辺を中心とした活力の低下

中心市街地では空き店舗が増加しており、商業地区としての活力が低下しています。新たな賑わいや活気を創出するため、地域の歴史文化資源と連動した交流活動、高齢化が進む地区内の歩いて行ける身近な買い物と憩いの場づくりなどが求められます。

○高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化

高齢化に伴い、地域活動が難しくなり、また、賃貸マンションやアパートの増加で、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。働く場の増加や子育て支援の充実により、若い世代の定住人口の増加が求められています。

宇土地区の目指すまちづくりの目標

◎賑わいと文化の薫る住み良いまち

子どもや高齢者に優しい安全・安心な住み良いまちづくりを進め、定住人口の維持・増加を進めるとともに、伝統ある歴史文化資源を活かした近隣からも訪れる賑わいのあるまちづくりを進め、商店街の活性化など地域の活力を高めていきます。

住民・行政がともに取り組む地区づくりのアクション

(1) 利便性を活かした安全・安心な住み良いまちづくり

- 空き店舗や空き地などを活用した、まちなかで子どもや高齢者が休憩し、憩う集いの場づくり
- 船場川などの改修による水害対策の充実

(2) 市街地を拠点とした賑わいづくり

- 船場橋周辺や轟泉水道など、歴史文化を活かした賑わいの場づくりと宇土の魅力の発信
- うと地蔵まつりや大太鼓フェスティバル、西岡神宮例祭などのイベントの充実
- 中心市街地の空き地を活用した駐車場などの整備

(3) まちの顔となる街並みの整備

- 船場橋周辺及び轟泉水道を中心とした街並み景観の整備

2 花園地区

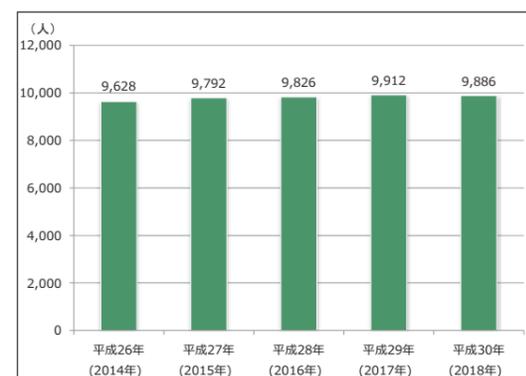


地区の特性

○人口の推移

- ・地区の総人口は9,886人で近年人口は横ばいで安定しています。
- ・地区の人口構成比では生産年齢人口（15～64歳）が6割近くを占め、高齢化率は23.5%と全地区の中でも最も低くなっています。

【地区人口の推移】



【地区年齢3区分別人口の推移】



○地区の強み (地域資源)

- スポーツ施設やキャンプ場が併設する立岡自然公園や雁回山など豊かな自然と憩いの場
- 子育て世代など若年人口が増加しており、地域のコミュニティ活動が活発



立岡自然公園

まちづくりに対する住民の思い

○地区住民のつながりを大事にした地域の子育て支援力の充実

花園地区は、花園台などの新興住宅の増加により、子育て世代の転入が増えていることから、子どもたちが安心して住めるまちづくりが重要になっています。本地区では地域コミュニティの活動が活発に行われており、新興住宅の住民も地域との連携が築けていることから、今後も住民同士のつながりを活かした子どもや子育て世代を支えるまちづくりが求められます。

○公共交通手段がないなど交通の便が良くない

花園地区は、公共交通手段が少なく、駅までの距離が遠いことから、子どもやお年寄りなどの交通弱者にとって生活交通の利便性の確保が課題となっています。

花園地区の目指すまちづくりの目標

◎子どもや子育て世代が住み続けたいと感じる安全で優しいまち

新興住宅を中心に増加する子どもや子育て世代に優しい環境整備や地域のつながりを生かした支え合いにより、子どもたちが将来にわたって住み続けたいまちを目指します。

住民・行政がともに取り組む地区づくりのアクション

(1) 子どもや子育て世帯に優しいまちづくり

- 空き地などを活用した子どもの遊び場の充実
- 地域コミュニティによる子どもの支え合い・助け合い活動の充実
- 公共交通の確保

(2) 土地利用の検討と定住促進策の充実

- 移住・定住に向けた土地利用の検討や定住促進のための支援策の充実

3 轟地区

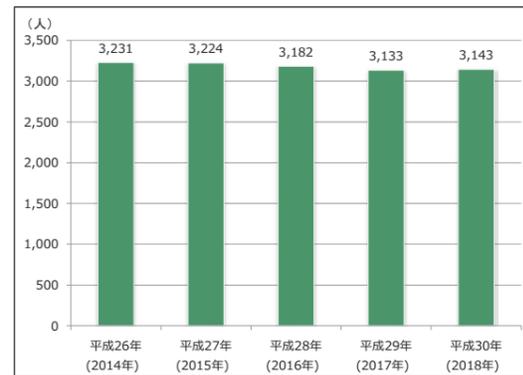


地区の特性

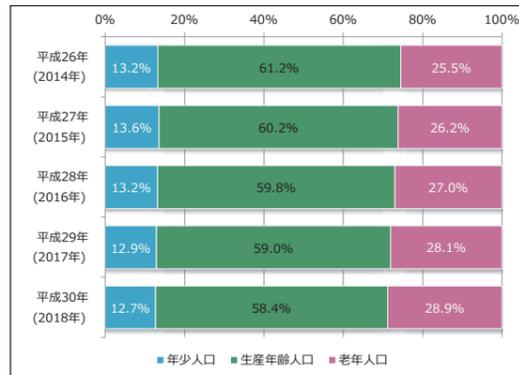
○人口の推移

- ・地区の総人口は3,143人で近年人口は横ばいで安定しています。
- ・地区の人口構成比では年少人口（0～14歳）が12.7%、高齢化率は28.9%となり、少子高齢化が徐々に進行しています。

【地区人口の推移】



【地区年齢3区分別人口の推移】



○地区の強み（地域資源）

- 現存する日本最古の上水道である轟泉水道と、轟泉水道の源水でもあり日本名水百選である轟水源
- 宇土城跡や轟貝塚、大太鼓収蔵館など多彩な史跡や文化施設
- 貸し農園や眺望が魅力のつつじヶ丘公園



轟水源



大太鼓収蔵館

まちづくりに対する住民の思い

○轟水源や文化施設の活用、文化遺産の情報発信の強化

市内の貴重な市の指定文化財である轟水源（轟泉水道）や大太鼓収蔵館がある轟泉自然公園を活かした交流人口の拡大が求められていますが、周知と交流活動が十分に進んでいないため、活動の強化が求められています。また、つつじヶ丘公園周辺の貸し農園の利用が低迷しており、新たな活性化に向けた取組が求められています。

○地域の連携・交流を生む場づくり

轟地区は7地区の中で唯一小学校がない地区であり、地域住民の交流の核となる拠点が無いことが課題となっています。世代間の交流が薄れているため、転入者を含めた交流ができる拠点づくりが求められています。

○生活道路の安全確保や公共交通の確保

地域内の生活道路が狭く、子どもたちの安全確保が課題となっています。また、高齢者などの生活交通手段となる公共交通の充実が求められています。

轟地区の目指すまちづくりの目標

◎轟水源などの豊かな地域資源を活かす交流のまち

轟水源や大太鼓収蔵館などの歴史的な遺産やつつじヶ丘公園などの自然資源など、豊かな地域資源を有する特性を活かした幅広い交流活動を展開し、地域の活力を高めていきます。

住民・行政がともに取り組む地区づくりのアクション

(1) 自然や歴史の地域資源を活かした交流のまちづくり

- 轟水源や大太鼓収蔵館などの歴史的な遺産を活かした交流活動とPRの充実

(2) 地域内の幅広い交流が生まれる場づくり

- 地域住民が交流・連携が生まれる場・機会の充実
- 生活道路の安全確保や公共交通の確保

(3) 農業が元気なまちづくり

- 貸し農園の活性化による農業と都市住民との交流拡大

4 走潟地区

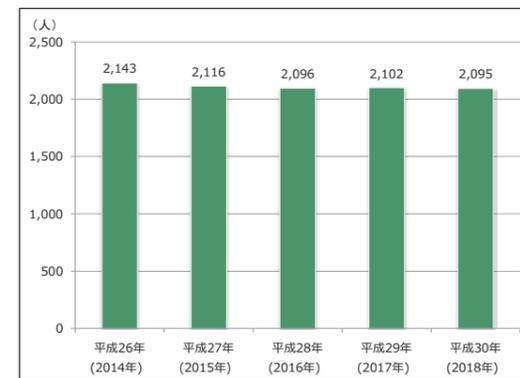


地区の特性

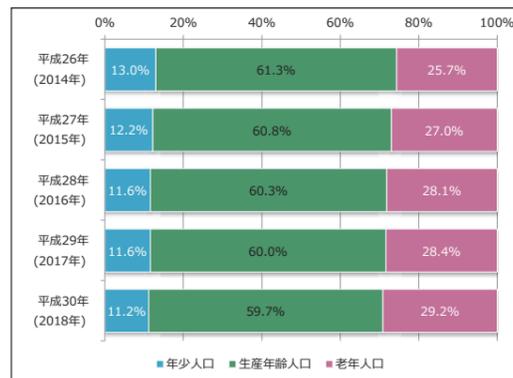
○人口の推移

- ・地区の総人口は2,095人で近年人口は横ばいで安定しています。
- ・地区の人口構成比では年少人口（0～14歳）が11.2%、高齢化率は29.2%となり、少子高齢化が徐々に進行しています。

【地区人口の推移】



【地区年齢3区分別人口の推移】



○地区の強み（地域資源）

- 広い平野の中で自然と農村が共生する美しい田園風景
- 葉タバコ、施設園芸などの農業が盛んであり、マルメロなどの特色ある産品を栽培
- 芝生管理や夏祭りなどを通じて、学校、公民館などでの地域住民の交流が盛んであり、子どもを支える地域力が強い



マルメロを使用した「かせいた」



走潟夏祭り

まちづくりに対する住民の思い

○衛生環境が不十分

下水道整備区域ではなく、浄化槽による排水が行われているため、合併処理浄化槽未整備に伴う生活排水による衛生環境が課題となっています。

○子どもや高齢者の安全・安心できる道路交通環境

宇土市と熊本市をつなぐバイパス道路として、国道や農道の車の通過量が多くなっており、子どもや高齢者が安全に横断通行できる環境整備が求められています。

走潟地区の目指すまちづくりの目標

◎地域と子どもたちがふれあう 安全で住み良い田園のまち

美しい田園景観のもと、地域の中で子どもたちがふれあい、地域住民が子どもたちを守り、育てる地区の良さをこれからも充実し、子どもたちが楽しく住み続けたいと思うまちを目指します。

住民・行政がともに取り組む地区づくりのアクション

(1) 地域と小学校が連携した元気な子どもを支え、育てるまちづくり

- 地域と小学校との連携や公民館など、幅広い世代間交流が生まれる場づくり

(2) 地域の特色を活かした元気な農業づくりによる担い手の確保

- 農産物を活用した商品開発などによる高付加価値化、販売拡大
- 農地・農村景観を活かした交流活動の充実

(3) 安全で快適な住み良い生活環境の整備

- 合併浄化槽整備促進などによる排水対策の充実
- 子どもや高齢者が安全に通行できる道路交通環境の整備

5 緑川地区

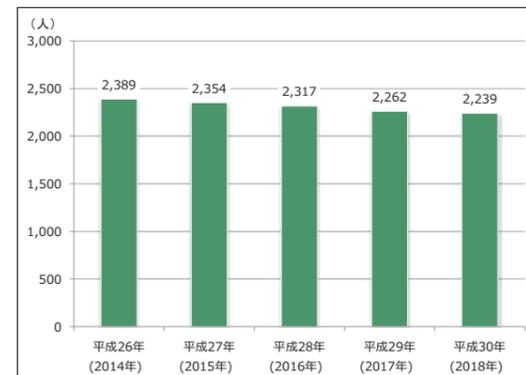


地区の特性

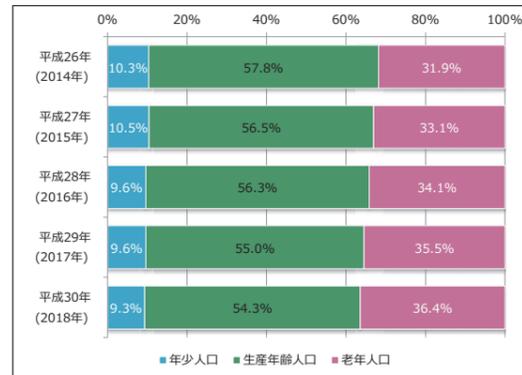
○人口の推移

- ・地区の総人口は2,239人となっており、近年微減傾向が続いています。
- ・地区の人口構成比では年少人口（0～14歳）が9.3%、高齢化率は36.4%となり、他地区と比べ少子高齢化が進行しています。

【地区人口の推移】



【地区年齢3区分別人口の推移】



○地区の強み（地域資源）

- 市内でも最も広い農地面積を有し、米や葉タバコなどを中心とした農業が盛ん
- 緑川駅周辺に小学校、保育園、公民館、郵便局などがコンパクトに集積
- 緑川工業団地による企業立地が進む



宇土市の基幹作物「葉たばこ」の種まき



栗嶋神社

まちづくりに対する住民の思い

○少子化の進行による地域活力の減退

子育て世代など若年人口の流出が進み、小学校の児童数の減少が課題となっており、若者の雇用の場の確保や子育て環境の改善、住宅開発の促進などの対策による少子化の抑制が求められています。

○活力ある農業の振興

農業の後継者不足を解消するため、広い農地をもつ強みを活かし、農業の生産性・収益性を高める取組が求められています。

緑川地区の目指すまちづくりの目標

◎豊かな自然や農業を活かし、子どもや若者が元気に暮らせるまち

豊かな自然や農村のもとで子どもを安全・安心に育てられる環境づくり、稼げる農業などによる働く場の確保により、子育て世代や若者が住み続けたいまちを目指します。

住民・行政がともに取り組む地区づくりのアクション

(1) 若者や子育て世代の定住を促進する環境づくり

- 地域特性を活かした子育て環境の充実
- 緑川駅周辺における民間の住宅開発の促進

(2) 自然や農業など、地域資源を活かした産業づくり

- 農業の生産性の向上など、経営力のある稼げる農業の振興
- 自然資源などを活かした交流活動の推進

6 網津地区

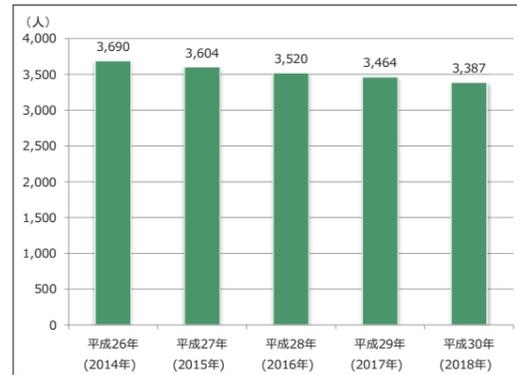


地区の特性

○人口の推移

- ・地区の総人口は3,387人となっており、近年微減傾向が続いています。
- ・地区の人口構成比では年少人口（0～14歳）が9.5%、高齢化率は39.2%となり、他地区と比べ少子高齢化が進行しています。

【地区人口の推移】



【地区年齢3区分別人口の推移】



○地区の強み（地域資源）

- 住吉自然公園（あじさい公園）などの美しい自然景観と豊富な農水産物
- 長部田海床路などの景勝地、宇土の名石である馬門石
- 健康福祉館・あじさいの湯（温泉を利用した健康増進）



長部田海床路



あじさいの湯

まちづくりに対する住民の思い

○地域資源を活かした交流人口の拡大

住吉自然公園（あじさい公園）や長部田海床路などの豊富な観光資源を有していますが、地区の観光振興に十分に活かされていないため、地域産業の活性化を含め、地域資源を活かした観光交流の拡大が求められています。

○地震や津波など防災対策の充実

網津地区は熊本地震のほか、網津川の風水害など災害に対する不安は大きく、砂防整備や網津防災センターを拠点とした地域住民による防災体制づくりなど災害に強いまちづくりが求められています。

○高齢化に合わせた住み良い暮らしの環境整備

高齢化が進む中、高齢者などの身近な買い物の場の確保や道路交通環境の整備など、高齢者の生活を支える環境整備が求められています。

網津地区の目指すまちづくりの目標

◎自然を活かした多彩な交流が生まれ、子どもから高齢者まで安全・元気に暮らせるまち

住吉自然公園（あじさい公園）などの恵まれた自然と豊富な農水産物を活かした観光交流による賑わいづくりと産業の活性化を進めることで、活気のあるまちをつくりたい。

住民・行政がともに取り組む地区づくりのアクション

(1)住吉自然公園や長部田海床路などの地域資源を活かした観光

- 美しい自然景観と豊富な海産物・農産物を活かした交流型産業の育成
- あじさいの湯を拠点とした観光交流事業の推進

(2)災害に強い安全な暮らしを支える防災環境・体制の充実

- 網津川の水害・治水対策の推進
- 自主防災組織による地域住民の防災対策の充実

(3)子どもから高齢者まで暮らしやすい環境づくり

- 買い物弱者のための身近な買い物の場づくりなど、買い物支援策の推進
- 安全・便利な道路交通環境の整備

7 網田地区

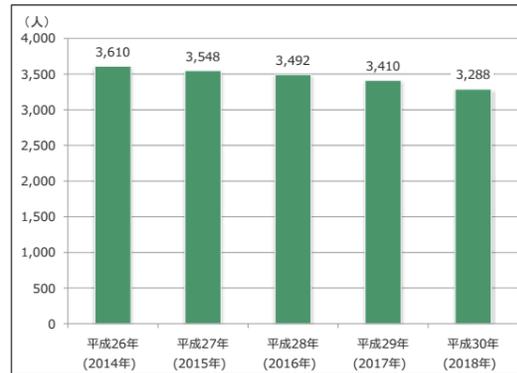


地区の特性

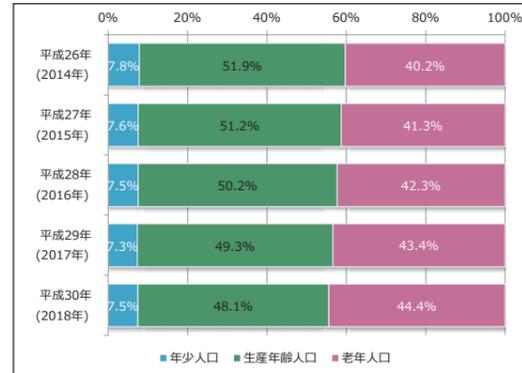
○人口の推移

- ・地区の総人口は3,288人となっており、人口減少が続いています。
- ・地区の人口構成比では年少人口（0～14歳）が7.5%、高齢化率は44.4%となり、他地区と比べ少子高齢化の進行が特に顕著になっています。

【地区人口の推移】



【地区年齢3区分別人口の推移】

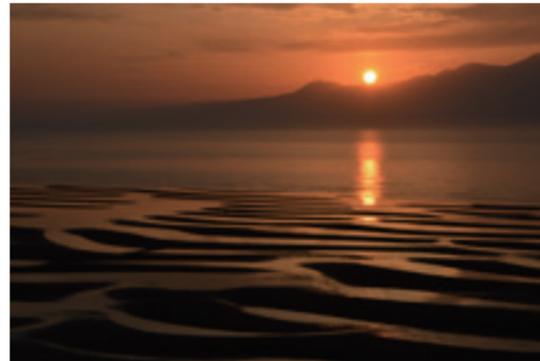


○地区の強み（地域資源）

- 網田教育の里づくりをスローガンとした地域ぐるみの教育の充実，小中一貫教育，小規模特認校などの特色ある学校教育の取組
- 豊富な農水産物と道の駅（宇土マリーナ）の充実
- 日本の渚百選及び日本の夕日百選に選定された御輿来海岸



道の駅（宇土マリーナ）



御輿来海岸

まちづくりに対する住民の思い

○高齢化に合わせた住み良いまちづくりと福祉の充実

生活交通手段の確保や身近な買い物や医療機関がないなど高齢者の暮らしを支える課題に対応したまちづくりが必要となっています。

○網田教育の里づくりのさらなる充実による網田で学びたい子どもたちの流入増加

地区の児童生徒の減少を抑制するため、小中一貫教育，小規模特認校などによる網田教育の里づくりを更に推進し，子どもたちが地域の自然の中で生き活きと学ぶ網田の教育の魅力の拡大が求められています。

○御輿来海岸など地域資源を活かした観光交流の拡大，農水産物の販売拡大による地域産業の活性化

豊富な農水産物と販売拠点である宇土マリーナを活かし，農水産業をはじめとする地域産業の活性化につなぐため，地域資源の魅力を活かした観光振興による交流人口の拡大が求められます。

網田地区の目指すまちづくりの目標

◎網田教育の里づくりと地域資源を活かした交流のまち

高齢化がさらに進む中，豊かな自然環境と地域教育力の高さを活かした網田教育の里づくりを推進し，自然とふれあう教育に関心のある子育て世代の集まるまちを目指すとともに，地域の自然や農水産物などを活かした観光交流を推進することで，多くの来訪者が交流し，賑わい・活力の生まれるまちを目指します。

住民・行政がともに取り組む地区づくりのアクション

(1)地域の特色を活かした網田教育の里づくり

- 豊かな自然環境と地域教育力の高さを活かした教育活動の充実
- 小中一貫教育，小規模特認校などの特色ある学校教育の取組の充実

(2)6次産業化や観光交流の拡大による元気な農業・漁業のまちづくり

- 農業，漁業の経営の安定化による後継者育成（特産品の開発・販売などの6次産業化の推進）
- 御輿来海岸などを利用した観光交流の拡大
- 空き家，空き施設を活用した農業・漁業体験や民泊などの開発・実践

(3)高齢者を支える安全で便利なまちづくり

- 住民の移動手段の維持・確保，災害時に高齢者が安全に避難できる防災拠点などの環境整備
- 西部老人福祉センターを拠点とした健康増進（介護予防）の推進や，網田レトロ館（網田駅）など高齢者や地域の集いの場づくり

資料編

- 第6次宇土市総合計画策定の経過
- 宇土市総合計画策定審議会への諮問
- 宇土市総合計画策定審議会答申（基本構想）
- 宇土市総合計画策定審議会委員名簿
- 宇土市総合計画策定審議会設置条例
- 宇土市総合計画策定に関する規定
- アンケート調査結果
- 語句解説集

第6次宇土市総合計画策定の経過

年 月	内 容
平成30年1月10日 ～2月9日	企業アンケート調査 地元企業の現状・ニーズなどを把握し計画策定に役立てるため、企業アンケート調査を実施しました。 (対象：市内立地企業300社、回収結果138件)
1月16日 ～2月15日	市民アンケート調査 市民の持つ宇土市に対する考え方や評価、ニーズなどを把握し計画策定に役立てるため、市民アンケート調査を実施しました。 (対象：20歳以上の市民2,400人、回収結果1,160件)
2月15日～16日	市外住民アンケート調査 大都市や近隣エリアの市民を対象に、宇土市への訪問状況や訪れてみたい観光地・催し、「移住」・「二拠点居住」への意識などを把握することによって、第6次宇土市総合計画の策定のための資料とすることを目的とし実施しました。 (対象：東京都・大阪府・福岡県・長崎県・鹿児島県・熊本県居住の20～39歳男女、回収結果600件)
5月	高校生アンケート調査 高校生の持つまちへのニーズや将来の進路などを把握し計画策定に役立てるため、高校生アンケート調査を実施しました。 (対象：宇土高校生徒704人、回収結果679件)
7月9日	第1回総合計画準備委員会
7月23日 ～8月6日 (うち7日間)	まちづくり座談会 市内7地区の住民を対象に、各地区に求められるまちづくりの方向、課題について市民からの意見を聴く機会として開催されました。 【7月23日】網田地区 【7月24日】轟地区 【7月27日】走湯地区 【7月30日】花園地区 【7月31日】緑川地区 【8月3日】宇土地区 【8月6日】網津地区
7月26日	第1回総合計画策定審議会 基本構想について審議していただくため、公募委員1人を含む各団体の代表ら20人で構成する総合計画策定審議会を設置しました。
8月8日	第2回総合計画準備委員会
8月27日	第1回総合計画策定委員会
8月27日～28日	庁内各課ヒアリング 第5次宇土市総合計画に示された各施策について、所管する担当課より取組状況や現状課題などについてヒアリングによる調査を行いました。

年 月	内 容
9月18日	第2回総合計画策定審議会 総合計画策定審議会へ基本構想(案)の諮問を行いました。
9月27日	第3回総合計画準備委員会
10月1日～31日	基本構想に係るパブリックコメント実施 意見件数：2件
11月1日	第3回総合計画策定審議会 総合計画審議会より基本構想(案)を市長に答申されました。
11月9日	第4回総合計画準備委員会
11月19日	第2回総合計画策定委員会
11月30日	基本構想(案)を決定
12月3日～14日	前期基本計画に係るパブリックコメント実施 意見件数：0件
12月13日	基本構想の議会説明及び公告
平成31年1月25日	第3回総合計画策定委員会
1月25日	第6次宇土市総合計画策定

■ 宇土市総合計画策定審議会への諮問

宇市企第 207 号
平成 30 年 9 月 18 日

宇土市総合計画策定審議会
会長 澤田 道夫 様

宇土市長 元松 茂樹

第 6 次宇土市総合計画基本構想（案）について（諮問）

このことについて、宇土市総合計画策定審議会設置条例（平成 12 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

※別添 基本構想骨子（案）は省略

■ 宇土市総合計画策定審議会答申（基本構想）

平成 30 年 11 月 1 日

宇土市長 元松 茂樹 様

宇土市総合計画策定審議会
会長 澤田 道夫

第 6 次宇土市総合計画基本構想（素案）について（答申）

平成 30 年 9 月 18 日付け宇市企第 207 号で諮問された「第 6 次宇土市総合計画基本構想（素案）」について審議した結果、次の意見を添え別紙のとおり答申します。

また、基本構想の策定にあたっては、答申の趣旨を十分に尊重するとともに、基本構想に掲げた施策の着実な実現を要望します。

記

- 1 宇土市の 8 年後の目指す姿として掲げる「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現に向け、現総合計画の検証・評価を踏まえ次期計画を策定していただきたい。
また、現総合計画の基本理念である「安心」「安全」「協働」を継承し、市民と事業者、行政がともに力をあわせてまちづくりを行うにあたり、それぞれの役割を共有できるよう具体的な推進に努めていただきたい。
- 2 夢や希望が持てるわくわくした計画になるよう、新しい視点を加えた総合計画の策定をお願いしたい。特に、人口減少や少子化の中、選ばれる住みよい宇土市となるため、子育てや教育文化等に関する施策を重点的に取り組み、各地区の特徴を踏まえたまちづくりに取り組んでいただきたい。

※別添 基本構想（素案）は省略

宇土市総合計画策定審議会委員名簿

(正副会長を除き五十音順, 敬称略)

役職	氏名	職種など
会長	澤田 道夫	公立大学法人熊本県立大学
副会長	甲斐 晃	宇土市嘱託会連合会
委員	小田 文弘	自然観察指導員熊本県連絡会
委員	甲斐きみ子	宇土市地域婦人会連絡協議会
委員	嘉永 秀俊	熊本県宇城地域振興局
委員	佐藤 昌彦	宇城警察署
委員	田口 剛	宇土市文化協会
委員	中村 茂	宇土市商工会
委員	花田 真宏	社団法人宇城青年会議所
委員	浜口多美雄	網田漁業協同組合
委員	東 直子	宇城子ども劇場
委員	藤吉 修浩	宇土市PTA連合会
委員	本田 修	宇土市観光物産協会
委員	松田 祐二	熊本宇城農業協同組合
委員	宮本 敬三	宇土市体育協会
委員	村岡 和雄	公募
委員	山本 章博	宇土市消防団
委員	山本 文市	宇土市民生委員児童委員
委員	吉田 泰幸	宇土市校長会
委員	吉野 和孝	宇土地区医師会

宇土市総合計画策定審議会設置条例

平成 12 年 3 月 30 日
条例第 5 号

(設置)

第 1 条 宇土市に、宇土市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、宇土市総合計画の策定に関し、市長から諮問のあった基本構想案について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から市長への答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年条例第 25 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 35 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 36 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

■ 宇土市総合計画策定に関する規程

平成 22 年 5 月 20 日
訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宇土市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政の総合的な開発計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市発展のための将来の目標及び目標達成のための基本的施策の方針で、市のビジョンをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を具体化するためのおおむね 4 年の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関し作成するおおむね 3 年の計画をいう。

(委員会等)

第 3 条 総合計画に関する事務を担当させるため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）
- (2) 総合計画準備委員会（以下「準備委員会」という。）

2 策定委員会及び準備委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 準備委員会の長は、委員の互選による。

4 準備委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

5 策定委員会及び準備委員会は、必要に応じてそれぞれの長が委員会を招集する。

(策定委員会の委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は企画部長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の職務)

第 5 条 策定委員会は、基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の計画案を総合的に審査、及び調整する。

(準備委員会の職務)

第 6 条 準備委員会の委員は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 基本構想等に含まれるべき施策や事務事業の計画及び方針の企画、調査、指導、審査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 基本構想等に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基本構想等の策定に関する必要な事項

(資料の要求)

第 7 条 策定委員会及び準備委員会は、職務の遂行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は事務事業の内容の説明を求めることができる。

(市民意見の反映等)

第 8 条 総合計画の策定に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めなければならない。

2 総合計画については、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うものとする。

(総合計画の策定)

第 9 条 基本構想は、準備委員会で作成した計画原案を策定委員会で審査し調整の上、宇土市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

2 基本計画は、準備委員会で作成した計画原案を策定委員会で調整し、市長が決定する。

3 実施計画は、基本計画に従い、各部の事業計画を基本に企画部長が調整して計画案を作成し、庁議を経て市長が決定する。

(庶務)

第 10 条 総合計画の策定に関する庶務は、企画部企画課において処理する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 25 年訓令第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 28 年 2 月 3 日から施行する。

アンケート調査結果

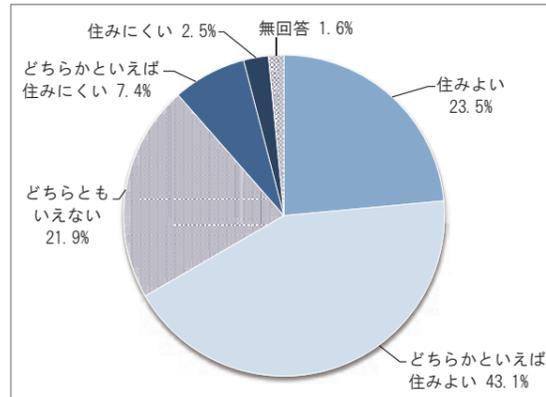
1 市民アンケート調査

【調査概要】

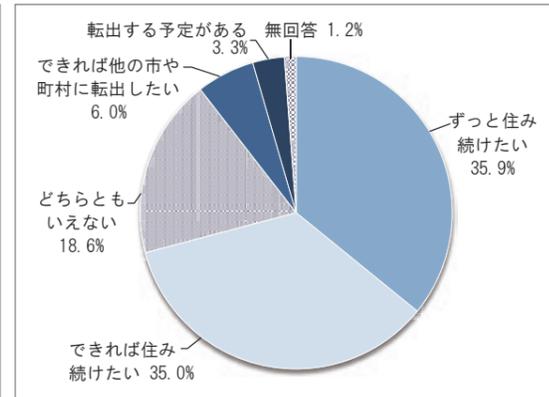
調査対象：20歳以上の市民2,400人、回収結果1,160件

【主な調査結果】

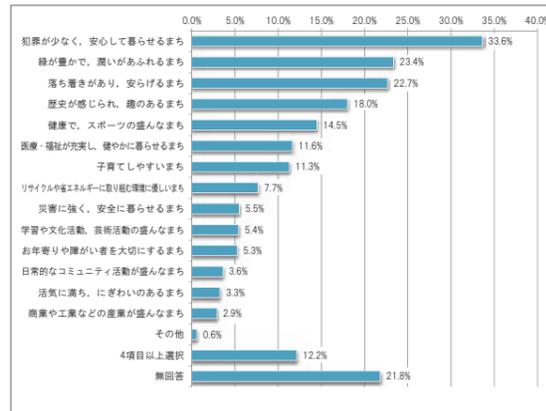
◆総合的にみて、今の宇土市の住み心地



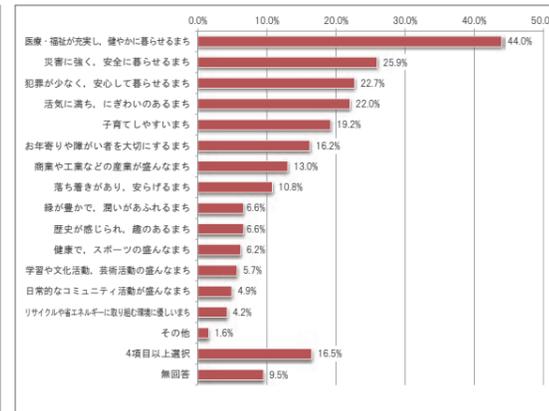
◆これからも引き続き宇土市に住みたいと考えていますか



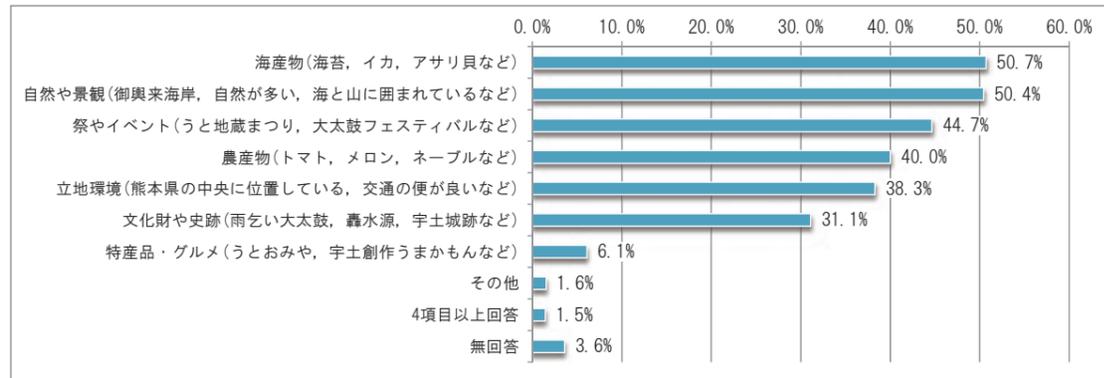
◆現在の宇土市をどのようなまちだと感じていますか



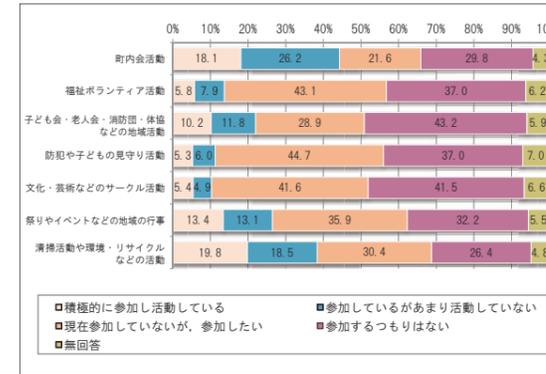
◆将来どのようなまちを目指したらよいと思いますか



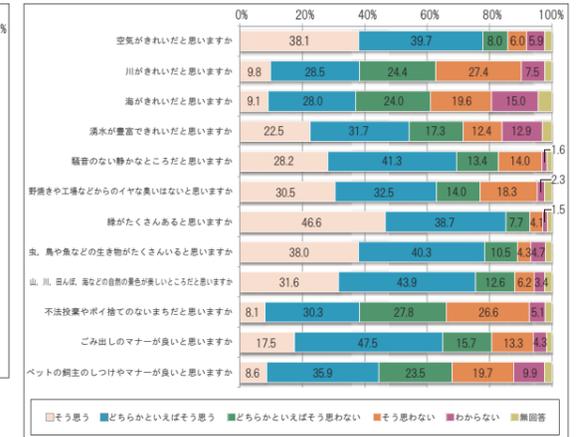
◆宇土市がアピールできる魅力（地域資源）



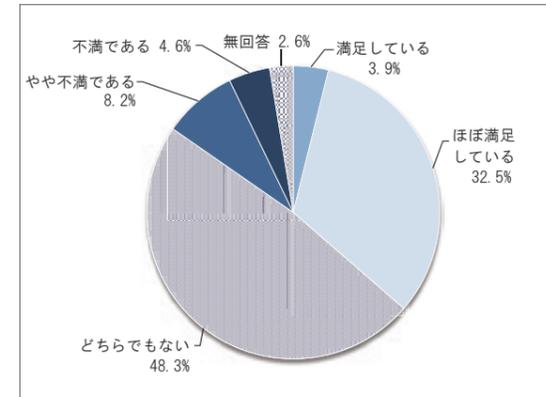
◆市民活動・コミュニティ活動への参加状況



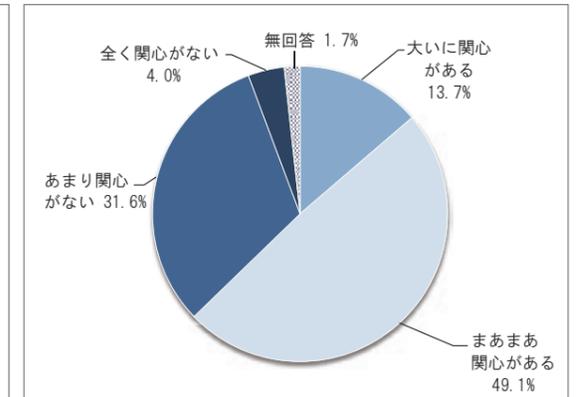
◆お住まいの周辺状況についてどのように感じていますか



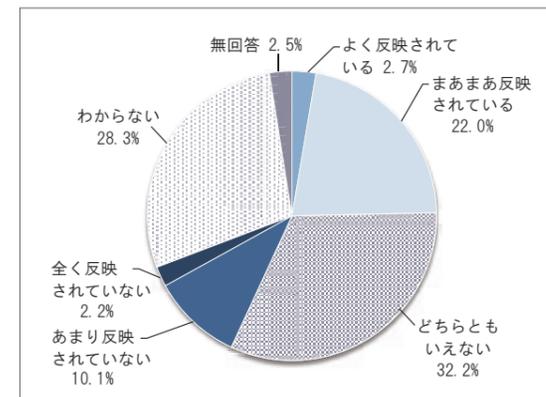
◆これまでの市政運営に対する満足度



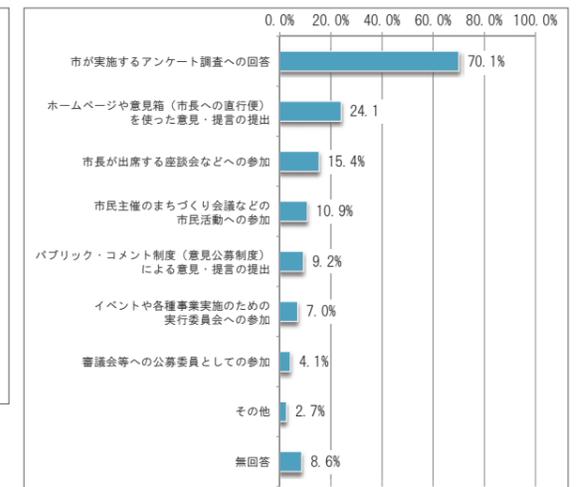
◆市政運営への関心について



◆市政への市民意見の反映について



◆市政に参加する機会があった場合、どのような方法で参加したいと思われますか



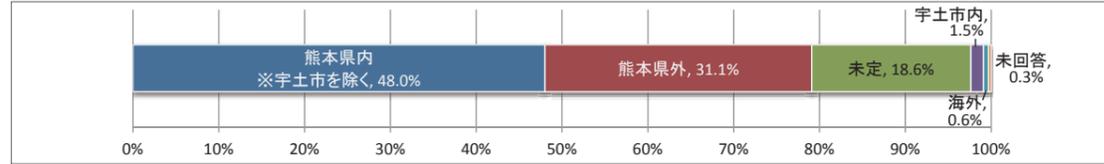
2 高校生アンケート調査

【調査概要】

調査対象：宇土高校生 704 人，回収結果 679 件

【主な調査結果】

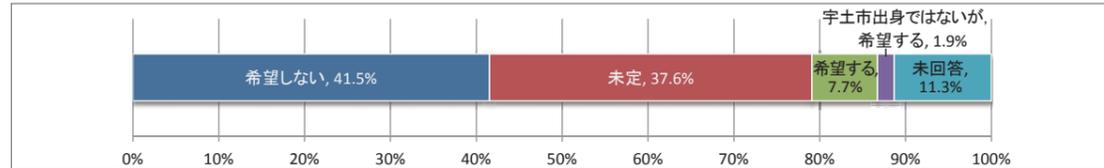
◆希望する会社等の就職先または希望する進学先の場所



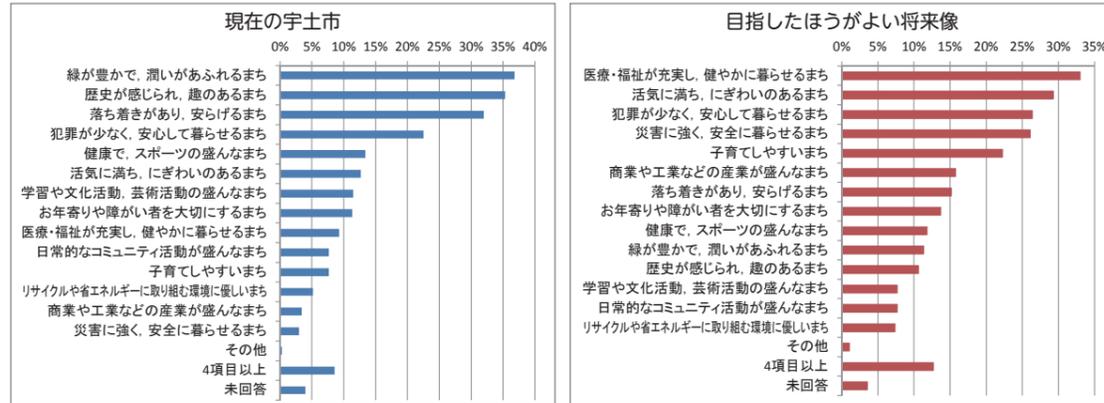
◆就職または進学した場合の住まい



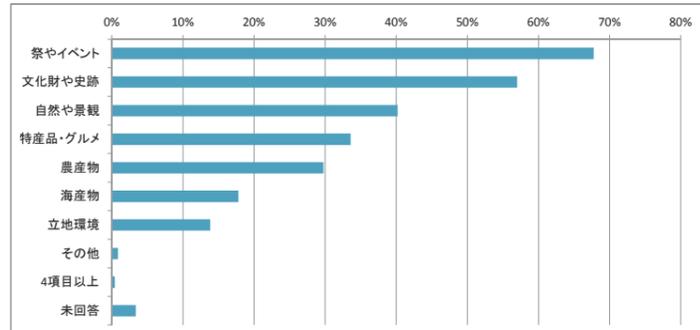
◆宇土市外へ進学・就職した後、将来宇土市へ戻ってくることを希望するか



◆宇土市をどのようなまちと感じているか



◆あなたが考える「宇土市がアピールできる魅力（地域資源）」



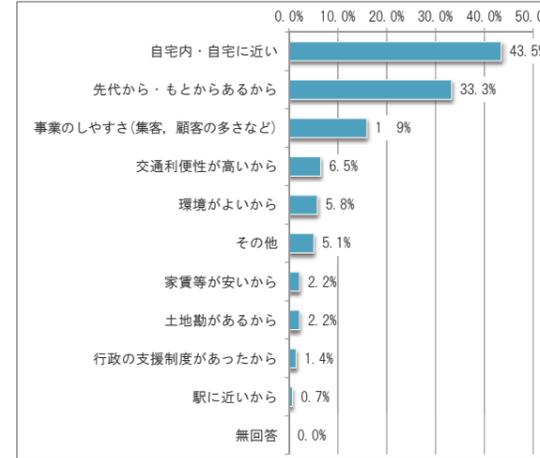
3 市内企業アンケート調査

【調査概要】

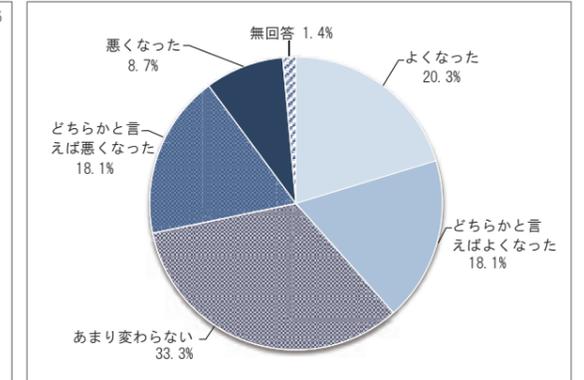
調査対象：市内立地企業 300 社，回収結果 138 件

【主な調査結果】

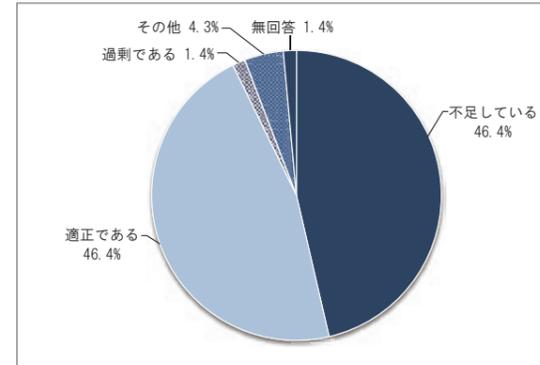
◆企業の宇土市の立地理由



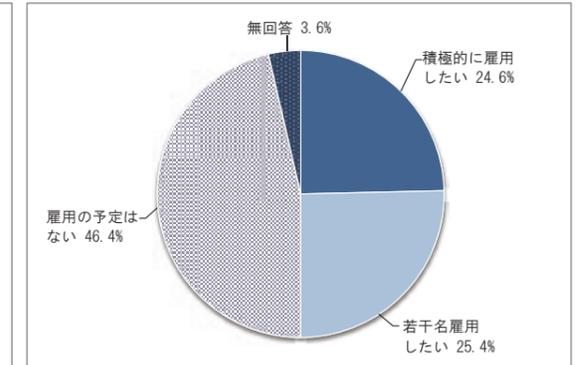
◆この1年の経営状況（過去3年と比較）



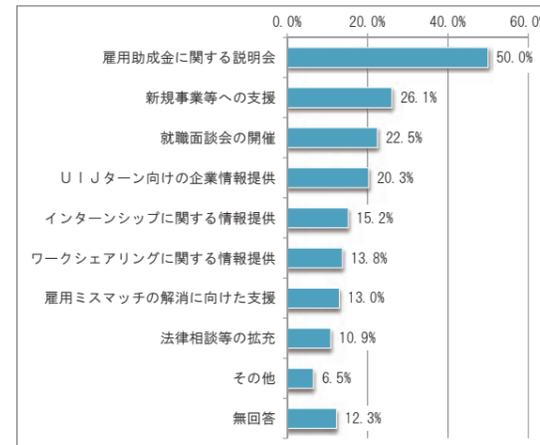
◆現在の従業員全体の過不足状況について



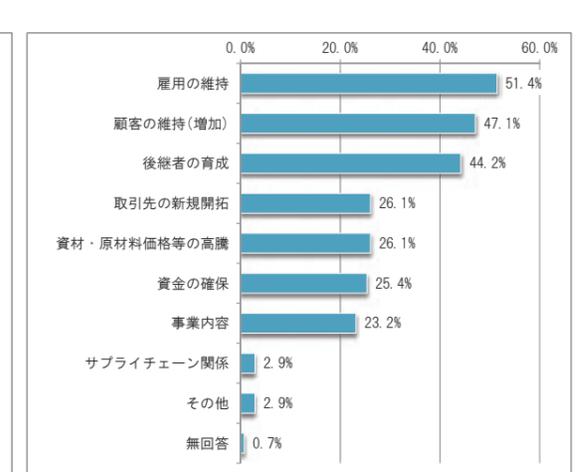
◆UIJ ターン者の雇用について



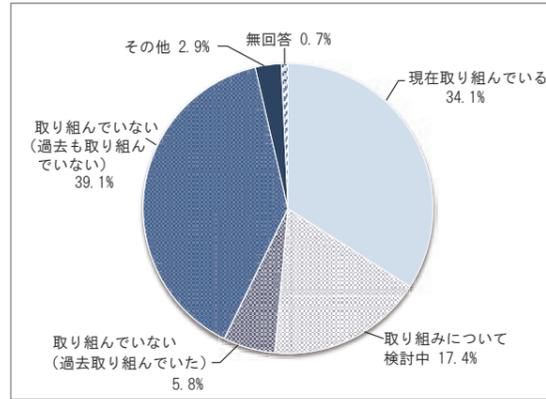
◆安定的な雇用を促進するために行政（国・県・市）に検討してほしい企業支援策について



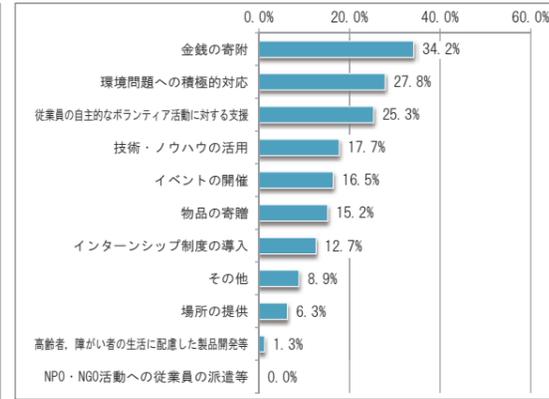
◆今後事業を行っていく上での課題について



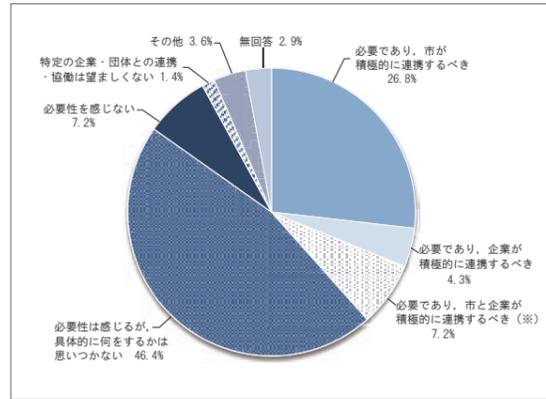
◆企業として社会貢献活動を行っていますか



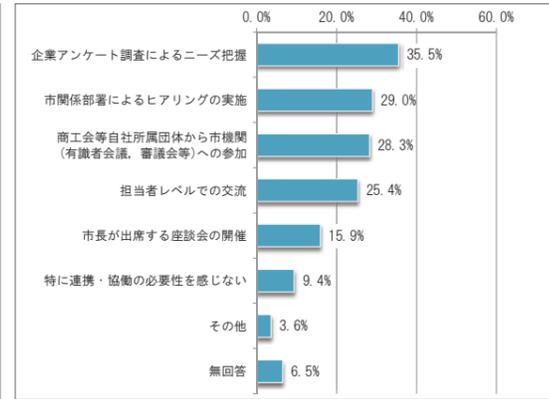
◆行っている社会貢献活動の内容について



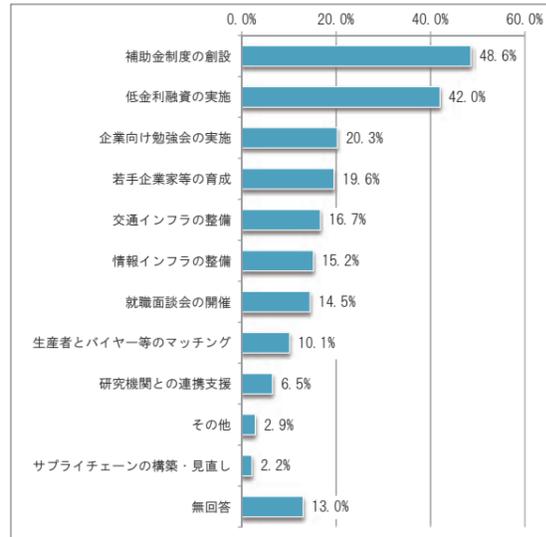
◆企業と市の連携・協働は必要だと感じますか



◆企業と市の連携・協働の手段として有効だと考えるもの



◆行政(国・県・市)に検討してほしい企業支援策



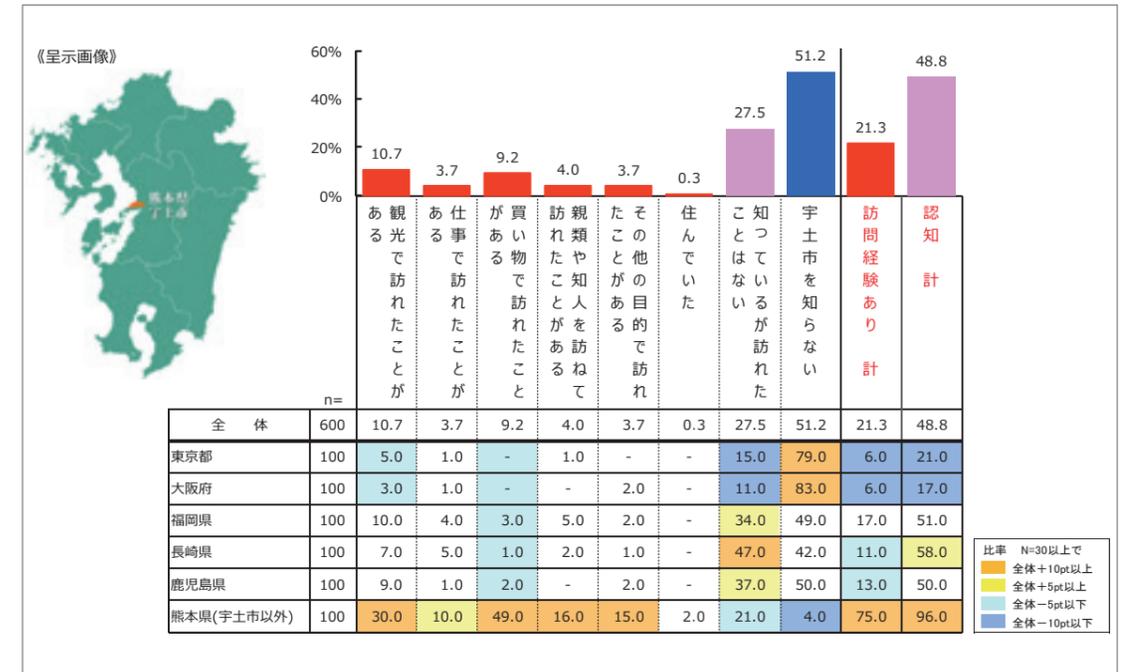
4 市外住民アンケート調査

【調査概要】

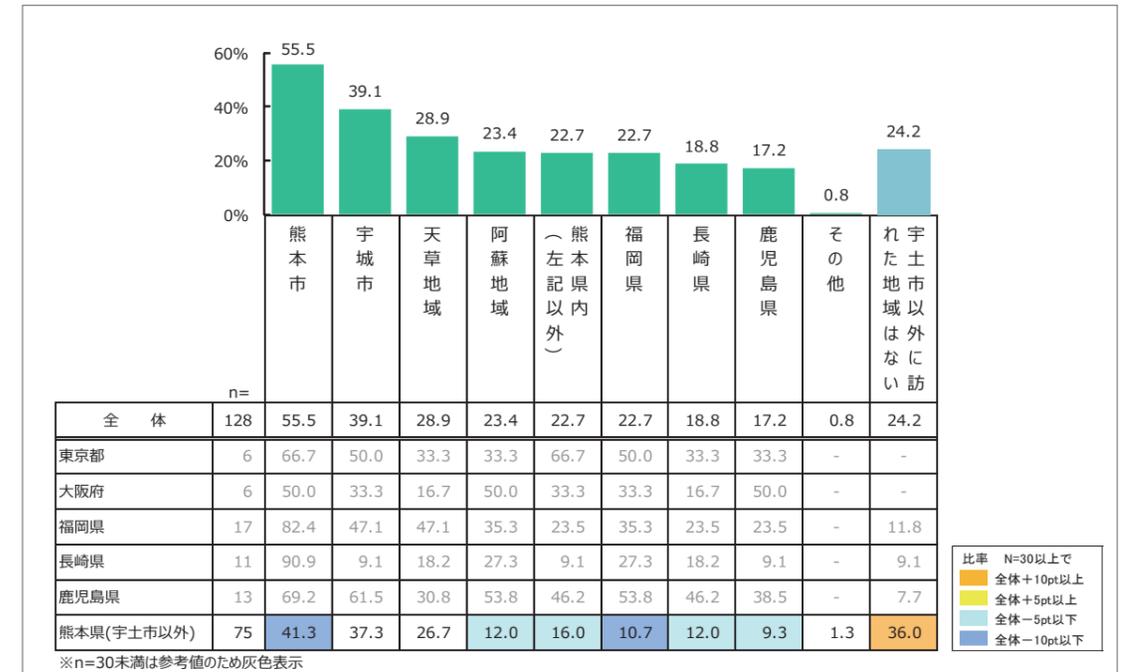
調査対象：東京都・大阪府・福岡県・長崎県・鹿児島県・熊本県居住の20~39歳男女、回収結果600件

【主な調査結果】

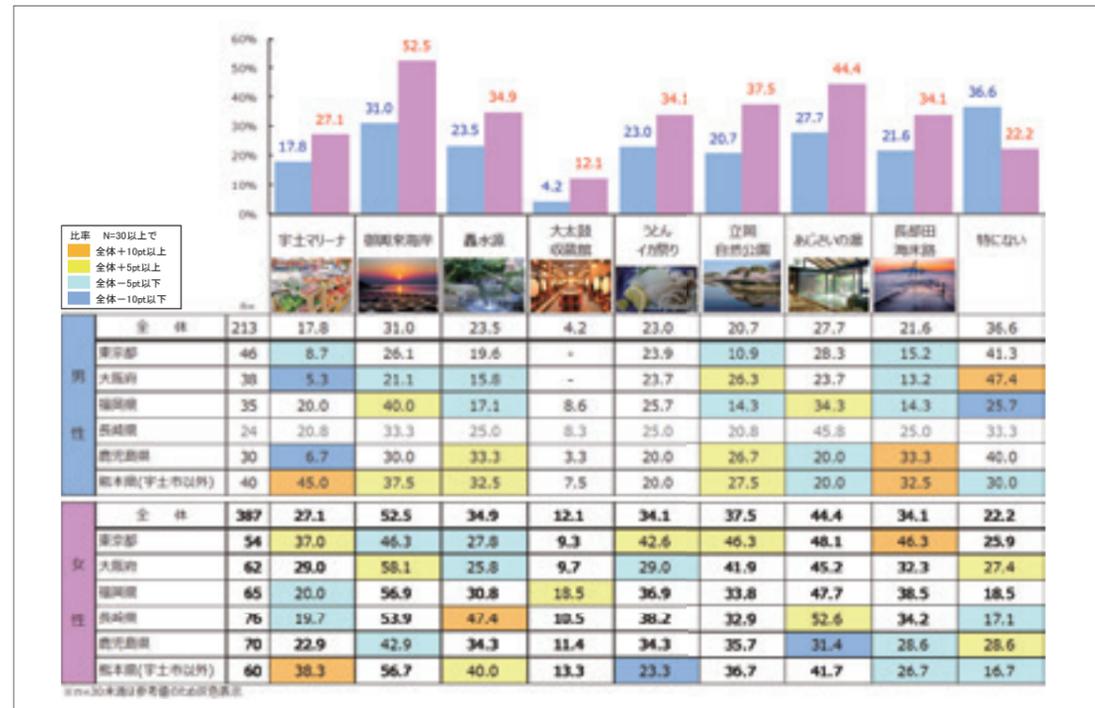
◆宇土市を知っているか、または訪れたことがあるか



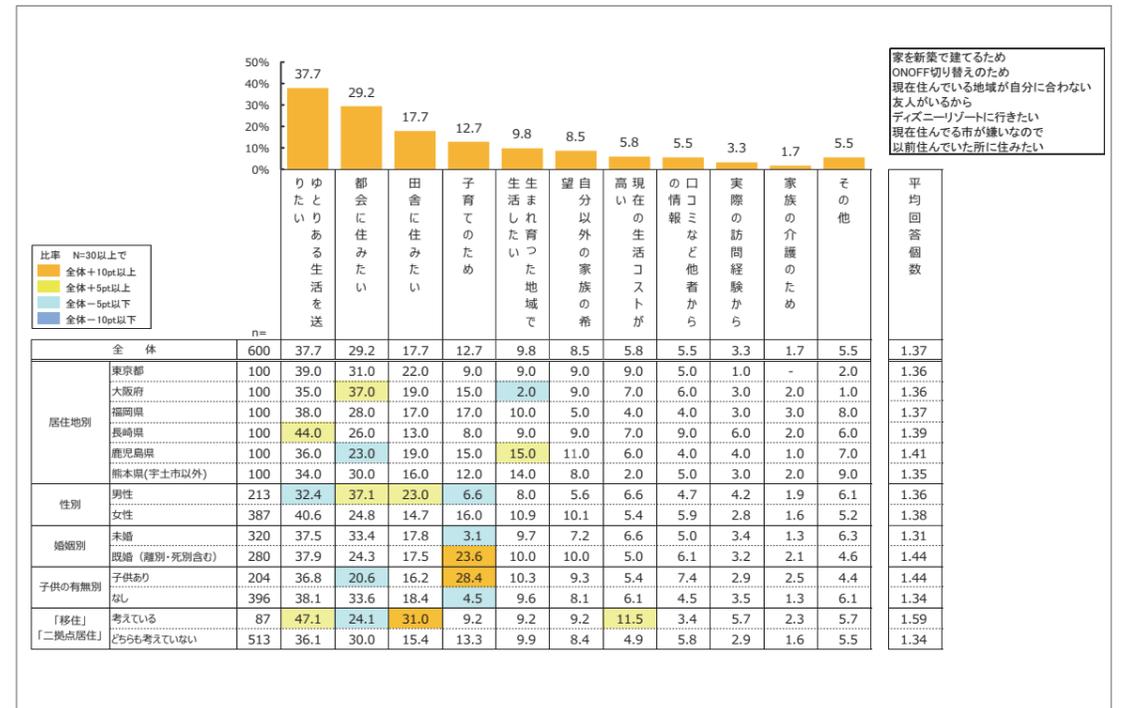
◆宇土市訪問時の他の訪問地域



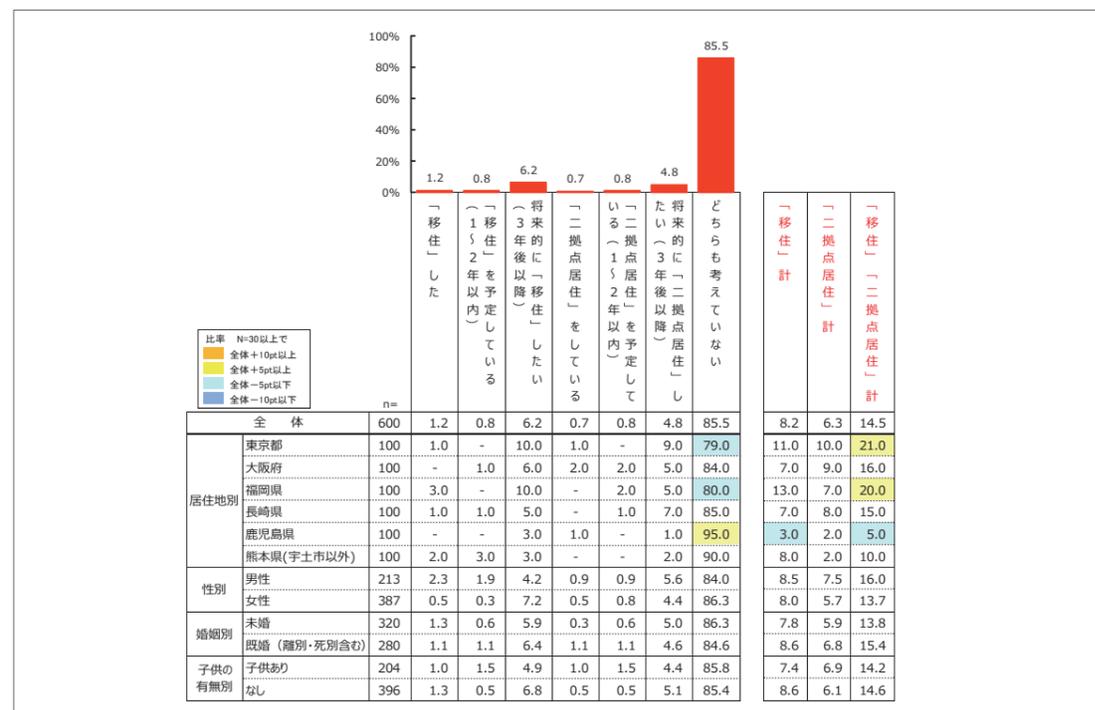
◆訪れてみたい観光地や催し



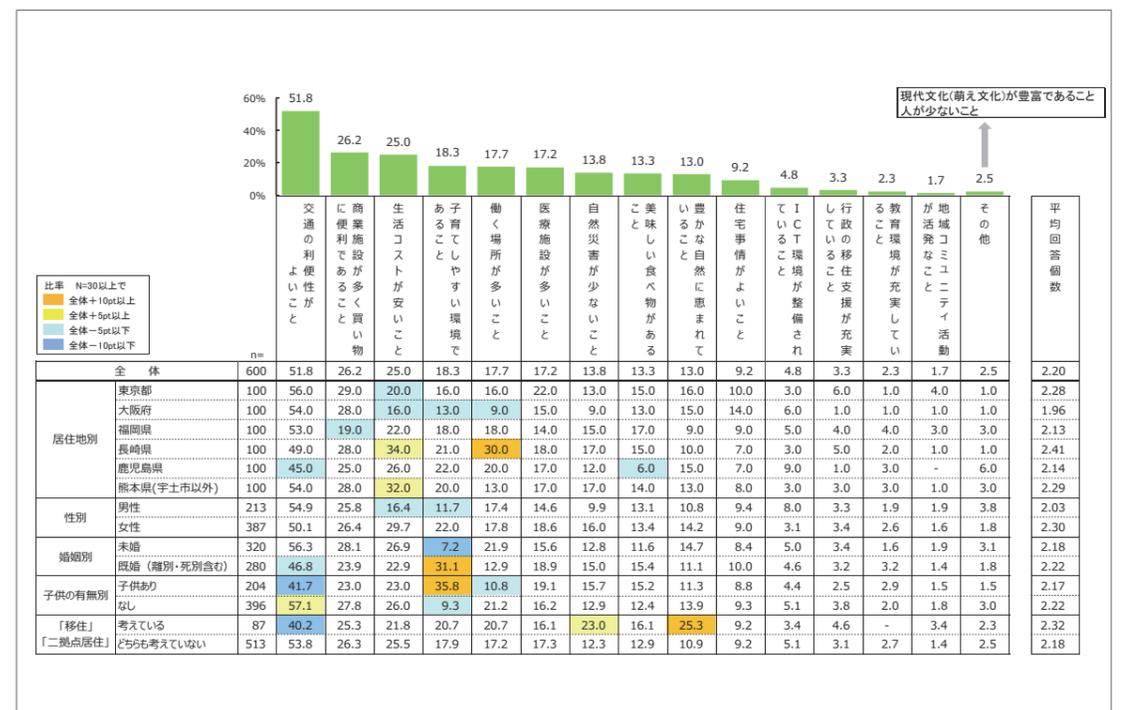
◆「移住」・「二拠点居住」をしたい理由



◆「移住」・「二拠点居住」を予定している(した)か



◆「移住」・「二拠点居住」をする場合、どのようなことを重視するか



□ 語句解説集

あ行

空き家バンク：空き家の所有者が情報を登録し、本市に住んでみたいという利用希望者に空き家の情報を提供するシステム

イノベーション：技術革新。例としては創造的活動による新製品開発や新生産方法の導入、新マーケットの開拓、新たな資源又は供給源の獲得、組織の改革などがある。

インバウンド：海外から日本を訪れる旅行のこと。又は、外国人旅行者を誘致すること。

インフラ：道路、通信、電力、上下水道、公共施設など、社会や産業の基盤として整備される施設

か行

核家族：夫婦とその未婚の子どもからなる家族。夫婦のみの世帯や一人親世帯も含まれる。

クラウド化：インターネットなどを通じて外部事業者のコンピュータを利用する形式へ移行すること。

グローバル化：政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

刑法犯：殺人・強盗・放火・強盗・暴行・暴言・傷害・窃盗・詐欺など、刑法・暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律が規定する犯罪のこと。

ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。行政や相談窓口担当者だけでなく、地域や家族、職場の様々な立場の人たちが、ゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。

経常収支比率：地方公共団体の人件費や公債費などの経常的経費のために、普通税や普通地方交付税などの使途の特定されない経常一般財源がどれだけ充当されるかを示す割合

健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

国立社会保障・人口問題研究所：人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関

子育て世代包括支援センター：妊娠初期から子育て期にわたり妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育などの地域の関係機関による切れ目のない支援を行うワンストップ拠点

子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連携調整その他の必要な支援を行うための拠点

コミュニティスクール：学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組み

さ行

サーバ：利用者からの要求に対して何らかのサービスを提供するシステムで、業務用の比較的大型のコンピュータのこと。

再生可能エネルギー：太陽光や水力、風力、バイオマス、地熱などを活用したエネルギー。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。

サイバー犯罪・ネット犯罪：コンピュータやそのネットワークを利用して行われる犯罪。不正アクセス、システム妨害、コンピュータウイルスの製造・配布、オンライン詐欺など

産官学の連携：「産」は産業界、「官」は国や地方自治体、そして「学」は教育機関を示し、それらが一体となって、大きな課題に取り組むこと。

自助・共助・公助：【自助】自分でできることは自らの力で行うこと。【共助】自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周りの人たちと助け合うこと。【公助】自助・共助では

解決できないことについて、行政機関などが支援を行うこと。

自然動態：出生と死亡による人口の増減

指定管理者制度：地方公共団体などに代わり公共施設の管理・運営をする民間企業やNPOなどの団体に代行させることを目的とした制度

シナジー効果：相乗効果のこと。

社会動態：転入と転出による人口の増減

自主防災組織：犯罪から自分たちの地域を守るため、地域で自主的に作られた組織のこと。

小規模特認校制度：自然環境に恵まれた小規模の学校で、児童・生徒の心身ともにすこやかな成長と豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者と児童・生徒に、通学区域外からの入学・転学を特別に認めるもの

小中一貫教育：義務教育の9年間を連続した期間と捉え、小・中学校の教職員及び児童生徒が連携・交流を深める中で、系統的・継続的に一貫性のある学習指導や生徒指導を行う教育の仕組み

情報格差：コンピュータで扱うデジタル情報を持つ人と持たない人との間で生じている格差と、それによって生じる問題

情報セキュリティ：電子的な手段を利用した情報のやり取りに関する安全性や信頼性の確保のこと。

水源かんよう機能：雨水を森林の形成する土壌を通して浸透、貯留し、河川の流量を平準化させる機能で、国土保全機能、環境保全機能とともに森林の持つ公益的機能の一つとされる。

スクールカウンセラー：児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする人材

スクールソーシャル・ワーカー：不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る人材

生活困窮者：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

生活習慣病：不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その病気の発症や進行に大きく関与する病気（肥満、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、がん、認知症など）

た行

待機児童：保育所又は学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童

地域支え合いセンター：平成28年熊本地震で被災された方々が安心して日常生活を送ることができるよう、見守りや健康づくり・生活の支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う機関

地域包括ケアシステム：高齢者の自立生活への支援を行い、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、包括的な支援とサービスを提供する体制

地球温暖化：二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋の温度が上昇し、気候が急速に温暖化すること。

地産地消：「地場生産―地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費すること。

知的財産：発明、意匠、著作物など、人間の創造的活動により生み出されるもの。特許権や著作権は知的財産権の一つ

特定空き家：適正に管理されていない空き家で、そのまま放置すれば、倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態にあると認められるもの

特別保健指導：生活習慣病予防健診（特定健診）を受けた後に、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導

特別支援教育：障がいのある児童生徒のため、小・中学校などに開設される学級により、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育

な行

認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受けた者で、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守るなどの活動をする者

認定農業者：農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村に認定された農業者の事で、重点的に支援を受けることができる。

ネーミングライツ：施設の愛称として事業所名やブランド名などを付与する権利。「命名権」とも呼ばれる。

農地中間管理機構：高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関

は行

働き方改革：社会保障や子育て支援を通して中間層の働きやすい環境を作り、生産性を共に向上させていこうとする取組。少子高齢化に伴う将来の日本経済への不安を払拭するため、一億総活躍社会の実現を目指した政策

パブリックコメント制度：条例や計画を企画立案する場合に、その計画などの案や、市民が検討するために必要な事項を公表して、市民に広く意見などを求める制度

ハラスメント：嫌がらせ。いじめ。「セクシュアルハラスメント」「パワーハラスメント」などに用いられる。

ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取組

ファミリーサポートセンター：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織

フットパス：古い町並み・田園地帯・森林など、地域に昔からある風景を楽しみながら歩くことができる小道のこと。宇土市では、地域内を歩き、風景を楽しみ、地域文化を学ぶ観光メニューとして取り組んでいる。

ふるさと納税：ふるさとや応援したい自治体へ寄付をした個人や法人の納税額を軽減する制度

ブロードバンド：電波や電気信号、光信号などの周波数の帯行幅が広いこと。

ペアレントメンター：発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者で、同じように発達障がいの診断を受けた子どもをもつ保護者などに対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりするボランティア支援者

ベッドタウン：ベッドタウン (bed town) とは都心へ通勤する人の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した衛星都市を指す。

ま行

マッチング：組み合わせること。

マネジメント：様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法

や行

有害鳥獣：農作物などに被害を与える野生の鳥獣

ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障がいの有無や能力を問わずに利用することができる設計

用途区域：快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系などの用途地域がある。都市計画により設定される。

要保護児童：児童福祉法に基づいた、保護者のいない児童、又は保護者の監護が不相当であると認められる児童

ら行

レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合など）に請求する医療費の明細書のこと。

ローリング：毎年度、環境の変化に応じて事業計画や部分的な修正を行う手法。計画と現実が大きくずれるのを防ぐことができる。

わ行

ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味で、ライフステージに応じて多様な生き方・働き方が選択でき、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現できるようにすること。

アルファベット・数字

AI (エー・アイ)：人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術

ICT (アイ・シー・ティ)：Information and Communication Technology の略。一般的には「情報通信技術」と解される。

e (イー) モニター：宇土市で実施しているモニターとして登録している方などに、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話から市のアンケートに回答していただくウェブアンケートシステム

SNS (エス・エヌ・エス)：Social Networking Service の略。フェイスブック、ツイッター、LINE など、人と人とのつながりを促進・サポートするネットワークサービスのこと。

NPO (エヌ・ピー・オー)：Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、事業収益を目的としない団体の総称

LGBT (エル・ジー・ビー・ティー)：性的少数者を限定的に指す言葉。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）の頭文字をとった総称

DV (ディー・ヴィ)：Domestic Violence の略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力

PFI (ピー・エフ・アイ)：Private Finance Initiative の略。公共施設などの設計・建設・資金調達・運営を一体的に民間主体に委ねる手法

PPP (ピー・ピー・ピー)：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供を民間主体の活力により行うもの。業務委託、指定管理者制度、民営化などをいう。

RPA (アール・ピー・エー)：Robotics Process Automation の略。ロボットによる業務自動化のこと。

4G (フォー・ジー)：第4世代移動通信システムの略。総務省が取り組んでいる移動通信システムで、光ファイバーと同等の高速データ伝送が可能

5G (ファイブ・ジー)：第5世代移動通信システムの略。総務省が2020年の実現に向け取り組んでいる移動通信システムで、従来の超高速に加え、超低遅延及び多数同時接続による新たなネットワーク要件を備えている。